

衆議院 農林水産委員会 議 録 第 十 九 号

平成十六年五月二十七日(木曜日)

午前十時一分開議

出席委員

委員長 高木 義明君

理事 北村 誠吾君

理事 松下 忠洋君

理事 山田 徹君

理事 山田 正彦君

理事 赤城 徳彦君

理事 小野寺五典君

理事 梶山 弘志君

理事 木村 太郎君

理事 後藤田正純君

理事 玉沢徳一郎君

理事 永岡 洋治君

理事 野呂田芳成君

理事 平田 耕一君

理事 望月 義夫君

理事 岡本 充功君

理事 金田 誠一君

理事 楠田 大蔵君

理事 神風 英男君

理事 橋崎 欣弥君

理事 松本 謙公君

理事 西 博義君

理事 山本喜代宏君

西川 京子君

松野 博一君

小平 忠正君

白保 台一君

石田 真敏君

大野 松茂君

金子 恭之君

後藤 茂之君

佐藤 勉君

津島 恭一君

西村 康稔君

平井 卓也君

二田 孝治君

大谷 信盛君

鹿野 道彦君

岸本 健君

篠原 孝君

仲野 博子君

堀込 征雄君

吉田 治君

高橋千鶴子君

亀井 善之君

金田 英行君

木村 太郎君

山本 康孝君

遠藤 明君

政府参考人
(農林水産省総合食料局長 須賀田菊仁君)

政府参考人
(農林水産省消費・安全局長 中川 坦君)

政府参考人
(農林水産省生産局長 白須 敏朗君)

政府参考人
(農林水産省農村振興局長 太田 信介君)

政府参考人
(農林水産省農林水産委員会専門員 和田 一郎君)

委員の異動
五月二十七日
委員 野呂田芳成君

委員 二田 孝治君

委員 岡本 充功君

委員 篠原 孝君

委員 大谷 信盛君

委員 平田 耕一君

委員 望月 義夫君

委員 吉田 治君

委員 大谷 信盛君

委員 野呂田芳成君

委員 二田 孝治君

委員 篠原 孝君

委員 大谷 信盛君

委員 平田 耕一君

委員 望月 義夫君

委員 吉田 治君

委員 大谷 信盛君

委員 野呂田芳成君

委員 二田 孝治君

委員 篠原 孝君

委員 大谷 信盛君

委員 平田 耕一君

委員 望月 義夫君

委員 吉田 治君

委員 大谷 信盛君

委員 野呂田芳成君

委員 二田 孝治君

委員 篠原 孝君

委員 大谷 信盛君

委員 平田 耕一君

委員 望月 義夫君

委員 吉田 治君

委員 大谷 信盛君

委員 野呂田芳成君

委員 二田 孝治君

丹生谷道孝(第一二二号)
は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出席要求に関する件

卸売市場法の一部を改正する法律案(内閣提出
第五六号)(参議院送付)

特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改
正する法律案(内閣提出第五七号)(参議院送付)

競馬法の一部を改正する法律案(内閣提出第九
二号)(参議院送付)

○高木委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、参議院送付、卸売市場法の一部を改
正する法律案及び特定農産加工業経営改善臨時措
置法の一部を改正する法律案の両案を議題といた
します。

この際、お諮りいたします。

両案審査のため、本日、政府参考人として農林
水産省総合食料局長須賀田菊仁君、消費・安全局
長中川坦君、生産局長白須敏朗君、農村振興局長
太田信介君、公正取引委員会事務局経済取引局
取引部長山本康孝君及び厚生労働省医薬食品局食
品安全部長遠藤明君の出席を求め、説明を聴取い
たしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと答へる者あり〕

○高木委員長 御異議なしと認めます。よって、
そのように決しました。

○高木委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許し
ます。西川京子君。

○西川(京)委員 今回の卸売法の改正に当たって
一言質問させていただきます。

実は、きのう、農林水産委員会のメンバー七名
で大田市場に見学に行っていました。委員長
ほか、大変勉強になった研修でございました。けれども、その折にバスが大変寒くて風邪を引いてしまいで、大変お聞き苦しい声でございますので、お許しくださいたいと思います。

今回のこの卸売市場法の改正に当たって、こ
ういう経緯に至った社会的背景というのをまず考
えなければいけないと思っております。

近年、女性の社会進出、これはあらゆる分野で
大変進んでおりまして、その中で一番進んでいな
いのがこの政治の分野かもしれないんですが、そ
ういう中で、高度成熟社会、経済成熟社会の中で
は、女性がいわゆる賃金労働という社会進出を
図る、その反比例をするように、家の中での女性
の家事労働というのが減っていく傾向の中で、食
生活の変化というんでしょうか、食文化の変化と
いうのは本当に大変大きなものがあると思いま
す。私は、この動きに対してある意味ではちよっ
と危惧を抱いている立場の人間でございますが、
現実には、そういう方向性、外食に頼る、あるい
は半外食、デパートの地下のあたりで買ってきて
夕食を済ませるというような、そういう方向の現
実に消費者の需要が大きく変化してきたという社
会的背景はあると思います。

そういう中で、いろいろな規制緩和の流れの中
で、例えば今回の卸売市場というものに対応する
ような環境というが、株式市場あるいは先物取引
その他でも、大変大きな、ドラッグチックな規制の
緩和が行われております。そういう動きに連動す
る一つの要因と、それともう一つは、BSEの発
生以来、食に対する安全、安心、そういうものが
消費者に大変大きな問題として受けとめられ、そ
ういう食の調達ということに関しての環境変化と
いうのは大変著しいと思うんです。

そういう中で、今回の改正が、卸売市場だけの問題にとどまらずに、消費者にとっても、もちろん大きな何らかのメリットがなければいけない、また、生産者にとってもそれが大きな刺激になり、何らかのメリットがなければいけないと思います。そういう両者の、それぞれの取り巻く環境の中の何らかのメリットのある改正の方向に持っていかなければいけないと私は思っておりますが、そのあたりの卸売市場に対する基本的認識を大臣にお伺いしたいと思います。

○亀井国務大臣 委員御指摘のとおり、卸売市場、これは国内の生鮮食料品の流通のメインチャネルであるわけであります。青果で約七割、水産物で三分の二を供給している、こういう状況でありまして、食と農を結ぶパイプとして、適切な価格形成やまたその流通の円滑化に重要な役割を果たしておるわけであります。

卸売市場は、品ぞろえ、あるいは指標性のある価格形成、安心な決済、公正取引の拠点の提供という機能を有しておるわけであります。これはやはり生産サイド、消費サイド双方のニーズに応じ得るような卸売市場の機能強化、これを図る必要があるわけであります。そういう中で、今回の制度改正、これは卸売市場へのニーズの高まりに応じまして、流通状況の変化に即した規制の緩和であるとか、あるいは先ほども御指摘がありました食の安全、安心の確保、低コストの流通の実現、これらの措置を講ずることとしておるわけであります。

この措置を講ずることによりまして、卸売市場が生産サイド、消費サイド両面の期待にこたえて、二十一世紀の我が国の食文化を支える安全、安心、そしてまた効率的な流通システム、この転換が図られることを期待しておるわけであります。

○西川(京)委員 ありがとうございます。

今のお答えの前提として、ちょっと質問が前後してしまいましたが、この卸売市場というものの存在の位置ですね。それがやはりアングロ・サク

ソン系、アメリカやイギリスあたりでは余り発達してこなかった。直接、いろいろなブローカーなりなんなりが間に入ったの食文化というのがあるようにございますけれども、そういう中で、やはりフランス、イタリア、そして日本というように、大変多様な食文化というんでしょうか、そういうところこの卸売市場というものの一つの位置づけがあるようにございますが、その卸売市場というものの対する基本認識をまずお伺いするのを忘れてしまっていて、そのことについても一言お聞かせいただけたらと思います。

○亀井国務大臣 まず、その点、先ほども申し上げましたとおり、やはり国内のいわゆる生鮮食品、青果で七割、あるいは水産物で三分の二、そういうものを供給しておるわけであります。そして、まさに食と農を結ぶパイプ、生鮮食料品の適切な価格形成、そして円滑な流通、こういうものの役割を果たしておるわけであります。そういう面、この卸売市場の役割というのは大変重要な役割を果たしておるわけであります。

また、それらが、指標的な価格、また品ぞろえですとか、公正な取引、こういうものが市場を通じて、生産者、消費者サイド、両面のニーズにこたえ得るような機能を果たすオープンな場所である、このように認識をいたしております。

○西川(京)委員 ありがとうございます。

きのう、大田市場に行つてまいりまして、一番印象に残つたのが、きのうはちよつとほかの部門がお休みということで、花卉、お花の市場だけを見てまいりましたけれども、競りの、大きな階段の周りに大きな電光板が張つてあつて、一瞬のうちに競り落としていくという、本当にまさに情報化の最前線を見せていただきました。私たちの常識で、今までの、皆さんが声を出して、何となぐ喧騒の中でする市場という雰囲気随分変わつていて、このことを認識いたし、静かな競りというのを見させていただきました。その中で、競り上げるのではなくて、一瞬のうちの一種の入札である、ボタンで一瞬に決まってしまう。特に花のよう

な、パイが、一つのお金が一千万、四千万程度の小さいものの数をこなすのには大変な省力化になつていて、こういうようなお話を伺いました。

その中で、もちろんインターネットの発達もありまして、市場を通さない相対取引というのもかなりの増加を見ているわけで、市場を通すのが約七割というお話を聞きました。そういう情報化社会の中で、市場と情報化という問題、これは現実には、コスト削減の問題とか、余りそこまではないような認識もあるようにございますけれども、どのようにその現状をとらえていらっしゃるのか。大臣でも副大臣でも、こちらですか、よろしく願ひします。

○須賀田政府参考人 市場での取引の電子化、情報化の状況でございます。

現在まで、正直申し上げまして、取引の電子化の基盤となる例えば標準コード、品名だとか栽培方法だとかサイズだとか、そういう標準コードだとか標準メッセージ、これは取引業務ごとに必要データ等でございますけれども、これを十三年度に開発をいたしまして、現在、新しい食品流通ビジネスモデルというのを開発し終わつた状況でございます。それから、私ども、市場の施設整備事業を行つておりますけれども、その中で取引電子化に要するサーバー等の基盤の整備をしておりまして、一応準備は整つておるということでございます。

実際、どういう取引が行われておるかということでございますけれども、平成十五年度に、全農が中心となつて、約五十の県連、県本部と約三百の青果の卸売業者、出荷業者と卸売業者を結ぶベジフルネットというのは本格稼働しております。

また、仲卸と量販店等の取引にも本格稼働しております。卸売業者と仲卸業者の間の取引はまだ電話とかファクスとかが中心でございます。取引の電子化を中心とした取り組みに向けた研修を現在行つておりまして、できるだけ早期に取引電子化の本格稼働というのに取り組んでいきたいとい

うふうに思つておるところでございます。

○西川(京)委員 最後の方がちよつとよく聞き取れませんでしたけれども、電子化ということで、さっきの花の入札のときにも会長さんにお話を伺聞きしましたけれども、結局、局長がおっしゃつたように、実際のあれはまだまだ、伝票だつたりファクスだつたり電話だつたりということで、それをまたインターネットにきちんと落としたいかなければいけない作業があつて、なかなかまだまだ効率化ができないという話がありました。そして、結局このIT化、効率化のメリットは何かといつたら、当然消費者にとつての価格が下がるということだと思ふんですが、価格が下がるまでにはいつていないと。

そういう中で、一つの大きなメリットとして、今までは競りをするときに自分が競るといふことが一大命題であつたわけですが、だれがどの程度、どの品物にだれが、何人がそれに集中したかということで、まさにその作物の市場の動向が皆そこに参加した取引業者にとっては瞬時にわかるというメリットがある。情報の共有化、そしてそのことが、消費者を向いた生産者に対する大きなフィードバックをしていくことによつて、消費者のニーズと生産者が一体化できる一つの大きな功績があるだろうということで、サービス向上という面では一定の役割を果たしているのではないかと、そういうようなお話も伺いました。

その中で、実はこのインターネット取引の問題については、実際に品物をそこで見ないで、特に生鮮食品の場合に果たして大丈夫なのか、もちろんそういう懸念もあるわけでございます。そういう中で、商物一致の原則というのでしょうか、必ず品物を見て相対できちんとやるというその原則の廃止の、言うなれば拡充というのが今回のこの法律に盛り込まれていて、ございまして、そのあたりの認識について一言お聞かせいただきたいと思ひます。

○須賀田政府参考人 卸売市場での取引は、現物が搬入されてきまして、品ぞろえがされて、その

品質等を見ながら多くの人が競って、そしてその結果公正な取引価格が形成される、それを公表していく、こういうのが原則でございます。

今回、この原則、商物一致取引の原則の例外を設けましたのは、そのねらいとするところは物流の効率化でございますが、この基本的な公正な価格形成ということに支障のないように、商物一致の例外となる品目については、規格性を有して、現物を見なくても取引することができるというものに限り、というふうに思っております。この例外取引においても、仲卸業者や売買参加者の方々がすべて参加できるような機会を提供する、そしてこの取引で形成された価格は公表をするという透明性のあるシステムにしていきたいというのが二点目でございます。

そして、実際にそれをどうやって担保するかと申し上げますと、卸売業者がこういう例外の取引を行うとする場合には、その品目でございますとか数量の上限、それから取引の方法、実施期間、こういったものを申請いたしまして、開設者がこれを承認するというので、全体の卸売市場が果たす機能に支障を与えないようにしていきたいというふうに考えているところでございます。

○西川(京)委員 ありがとうございます。

まさに公正さというのが担保されることが大事だと思います。今回、この卸売法の改正に当たって、改正する内容そのものもそうでございますけれども、どう運用するかというそのことにいろいろな関係者の方々の関心が大変強いように感じました。やはり公正な価格形成ということが一番の基本であるわけですので、その運用に当たっては、やはりさまざまな要因、要件、そういうものを考えながらきちんとしていかなければいけないという思いを持ちました。

その中で、きのう私たちが行ったのは中央卸売市場なんです、翻って、これも、神田市場、幾つかの市場が一緒になってあそこに開設したわけで、十一の地方市場が一緒になってあそこに入っただという経緯を御説明いただきましたが、今回、

この中央卸売市場の法改正に向けて、地方の卸売市場との関連というのでしようか、その辺のところをしっかりと考えて、視野に入れた上での改正、運用ということを考えていかなければいけないと思います。

特に、卸売市場は約九兆円の取扱高ということ、中央と地方の割合が大体半々ずつ、四・五兆ずつぐらいと見られているわけでございますけれども、大田市場は、七割に減ったとはいいながら、やはり全国から集まる物流の多さ、パイの大きさは、その中の卸売業者の存在できる条件というのはあるわけですが、地方卸売市場に至っては、やはり年々集荷量が減っている現実があります。

そういう中で、要するに、場を提供する手数料という問題、これが今まで九・五から三・五%までいろいろな種類によって決まっていたわけですが、けれども、ここに今回は改革のメスが入って、その手数料の実際の根拠は何なんだというところからないという今までの慣習的なものがあるようで、そこがフリーになって、供給と需要の関係で、うまく透明性のある手数料になるべきだという方向になると思うんですが、その中で、中央でも厳しい状況の中で、地方市場の存在というのは大変これから環境が厳しくなると思います。

また、翻って、では地方市場は要らないのかというところでもない話で、やはり今、地産地消という運動もありますが、そういう一つの、それを進めていく上での拠点の問題もありますし、地域の、地方の人たちが本場に生鮮食品を手に入れたる拠点の大切さというのは、私はやはり大事にしていかなければいけないと思います。

そういう中で、当然、地方の市場同士の連携強化に向けて、効率化とか努力している市場に対してはやはり何らかの支援措置というのは私は必要だろうと思います。例えば民間、民営でやっているようなところの固定資産税の軽減化とか、そういうことが講じられていると思いますが、その適用実績というんでしょうか、現状をお知らせいただきたいと思います。

○須賀田政府参考人 地方卸売市場、中央に比べてまして自主性を発揮する余地の大きい、規制の少ない、みずからの申請によって行う市場でございます、適正な配置と機能の発揮ということが望まれるわけでございます。ただ、先生言われるように、近年非常に集荷力が落ちているという状況でございます。私ども、それで合併を進めておりまして、中核的な地方卸売市場に合併をする場合に固定資産税の軽減措置というのを講じているわけでございます。実績としては、十五年度末現在で、全国で十一市場が対象となつているところでございます。

本年度からはもつと対象を広げまして、地方卸売市場の合併の促進を図るために、複数の地方卸売市場が合併して取扱金額が百億円以上になった場合、合併して百億円以上、今までは中核的な地方卸売市場、これが百億円以上のものが他の地方卸売市場を合併する場合の措置だったんですが、合併した後に百億円以上になる場合にもこの固定資産税の軽減措置の対象となるように新たに措置したところでございまして、私どもとしては、この対象を広げる措置によって地方卸売市場の連携、合併が進むことを期待しているところでございます。

○西川(京)委員 今の実績について、十五年度は十一市場ということでございましたが、地方の卸売市場の数は千三百以上あるということですので、まだまだ本場にいく一部ということになると思います。

実は、私の地元熊本にも田崎市場という、民営で、かなり自由な動きの中で大変活性化している市場があります。そこでも朝五時に起きて行つてまいりましたけれども、そういう彼らの、おかげさまで熊本が今度十四年度に今局長がおっしゃった制度の適用を受けて固定資産税が半額になったというところで、大変喜んでおりましたが、この制度のさらに軽減措置の拡充という問題についてどう考えていらっしゃるのか、副大臣、何か、

よろしかったらお答えいただきたい。

○金田副大臣 何としても、円滑で、そして効率的な流通をいかに確保するかという問題だろうというふうに思います。税制面でもいろいろな拡充をしていかなきゃならないというふうに思っておりますし、そのことが流通のコスト削減にもつながっていくんだらうと思っております。

事は税制でございますので、こういう制度があるんだよという宣伝も必要かと思ひますし、そういった面、固定資産税の軽減措置が多くの市場で活用されるように努めてまいりたいというふうに思ひます。

○西川(京)委員 市場が、要するに公営のところが多いわけですので、そこまでする言のうなら、ではイコールフットリングで公営になればいいんじゃないという行政側の考えもあるかもしれないですね。そういう中で、やはり民間でできることは民間で現実には一生懸命やっているような地域に関しては、大いにPR、こういう措置があるよという恩恵をぜひ紹介して、少しでも地方市場が成り立つような環境整備をしていただきたいなと思ひます。

先ほど私も一言、地産地消という問題を申し上げましたけれども、この言葉は最近本場にちかぢでいろいろ使われます。日本の食料自給をどうするんだという大命題にまで関係する問題だと私は思っております。そして、今、農水の世界だけでなく、文部科学、厚生労働の分野まで広がる食育という、新しいというんでしょうか、言葉がよく頻繁に使われるようになってきました。これは総理の頭の中にも入っている言葉のようでございましてけれども、本場に、子供を、次世代を育てる子供たちに今一番欠けているのが、実は本物の、人間の手による温かい、ぬくもりのある食事をきちんとさせるというのが一番の大事な大事なテーマだと私は思っておりますので、この食育、地産地消、こういう問題をきっちりこれから農水の分野でもやっていかなければいけないことだと思ひます。

その中で、伝統的な日本の食事、これはいろいろな世論調査やデータなどでも、一番、世界的に見ても、健康にも美容にも非常にいいというのが証明されているようにございますけれども、ややもすると、外食チェーン、今の食文化の変化、外食を買って食べる、そういう中でこの食育ということの問題は大変厳しいと思います。その中で、辛うじて、各地域が、地方の県が地域おこしと連動して地産地消ということに今取り組んでいるわけですが、その中の一番の柱になるのが、この食育の、伝統的な日本人の食事を大事にしようという、これが大きな柱になっていると思います。そういう中で、地方市場が地産地消という問題ときちんと連動していつてほしい、私はそういう思いを持っております。

結局、地産地消というのは、あくまでも、直接取引の方がかなり多いと思うんですね。現実には、新しいものをさつと業者が、量販店などが実際に契約によってそこにたどり行つてそれを出す、その方が本当に新鮮だし、安心だし、顔の見える生産物だという認識があると思います。

ところが、先日、自由民主党の党本部の勉強会でもそういう外食チェーンの方のお話を、お呼びして聞いたこともありましたが、その中で、やはり我々の要求するものに対して生産者側に常にかたえてもらえるということは大変難しい、決まっていたロットを常時必ずというのがなかなか直接取引だとできないという現実があるということも知りました。また、生産者側からすると、きちつとくつたものをきちんととつてもらえる保証がない。そこに、短期的には直接取引というのがかなり進むんですが、少し視野を長期的に移すと、やはり地域の、地方の卸売市場というものの大事さというのが見えてくるような気がいたしました。安定的な食料供給、その問題に対してやはり地方市場がきちんとこたえていかなければいけないと思っております。

そういう意味での地方市場に対する御認識、できましたら、大臣、お願いいたします。

○亀井国務大臣 御指摘のいわゆる地産地消、地域で生産された産物をその地域で消費をするという取り組みであるわけでありまして、消費者には安全、安心を、また生産者には営農の安定、それを提供することになる、そういう面で、自給率や、そして安全、安心の問題にこたえることができると思います。また、あわせて食文化あるいは伝統を守る、また子供たちに生産への理解を深める、そういう面でこれは大変重要なことと認識をいたしております。農水省といたしましても積極的に推進してまいりたい。

また、地方の卸売市場、市場におきましても、地産地消、この取り組みにおきまして、新鮮な地場農産物を市場に提供する、例えば朝どりの野菜というような点で、卸売市場の集荷、品ぞろえの機能を活用していただく、こういうことは大変重要なこと、このように思っております。

そういう面で、今回の卸売市場制度の見直し、これに当たりまして、ネットワーク、これを含む市場の再編を通じて集荷力の強化、また買い付け集荷の自由化による外食あるいは加工食品や生産者ニーズに対応した計画的な集荷販売の実現、あるいは、外食、加工食品や産地、卸、仲卸等との連携、国内農水産物を活用した新商品の開発等々、そういう面で今回規制の緩和、こういうこともいたしておるわけでありまして、これらのことを活用いたしまして、ぜひ地産地消の取り組みが地域において強化されることを期待いたすものであります。

○西川(京)委員 ありがとうございます。実は、通告は申し上げていないんですけども、この地産地消と卸売市場の問題、これは、それぞれの先生方の、副大臣、政務官、御自分の地域の卸売市場の現状を踏まえて、この問題に關しての御見解がありましたら、ぜひお聞かせいただきたいと思ひます。

○金田副大臣 地方卸売市場が私の旭川の選挙区にもございます。開設者が四人ぐらいおりまして、最近なかなか経営が困難になっております。

流通をどう構成するかということは、政治の場で決めるということじゃなくて、地元の意向というのもありまして、地産地消という問題もありまして、確かに、現在、八十六の中央市場と千三百もにわたる地方卸売市場がございます。果たしてこれでいいのか、集荷力も大分落ちてきております。なかなか難しい問題でございます。多くのチャンネルがあればいいということもわかるんですが、かといって、また流通コストの削減も目指していかなくちゃならないので、よく地元で見学に行くんですが、大分経営の困難に陥っているというのが現状でございます。

○木村大臣政務官 私の地元にも総合的な卸売市場がありますが、私が言うところの毎度のことになりまして、特に独立した形でリング市場というのもありまして、これがもう地域の地産地消という概念以上に、地域経済そのものを市場を通じて当面占ったり、あるいはまた、農家の皆さんのみならず、いろいろな形で波及効果、プラスマイナスも含めて、リング市場の動向を見ながら我々も地域生活を営んでいる部分もありますので、地元のそういう市場の姿からも学びながら、今回の法改正も含めてさらなる努力をしていきたいと思います。

○西川(京)委員 ありがとうございます。それぞれの地域のお話をやはりちよつとお伺いしたいなと思つたものですから、突然申し上げます失礼いたしました。

今、地方の卸売市場の大変厳しい現実が見えてくるわけでございますけれども、その中で、やはりどうしてもこの再編統合ということは避けて通れない課題だと思ひます。

今まで卸売法の中には再編統合に対しての記述がなかったということで、今回新しく入れられた概念だと思ひますが、その中で、やはりどうしても、大きくなれば地域の拠点がなくなるといふ現実があるわけでございます。生鮮食品の流通の拠点を失うという問題も抱えているわけなんです。言うなれば、経済産業分野での大店舗法の改正という

ことで、各地域の市町村、県の主要商店街がシャッター通りになってしまったという現実。私はやはり、特に今回、卸売、食に、人間の食べることに關する地方の市場の役割というのは本当に大変大きいと思ひますが、これが大きな流れの中でどんだん統合されていって、それで果たして地域の食文化、食生活は守られるのかという懸念は正直持っております。

翻つて、また、もちろん今までの市場の、単に場を提供して手数料さえ手に入つてくれればいいんだというような古い体質も確かにある部分もあると思ひますが、そういう中で、統合再編を果たしながらも地域の拠点としての食文化の流通の拠点をいかに守っていくか。そういう問題に対して、それぞれ業者の効率化への努力はもうろんしていると思ひますが、ぜひ農林水産省の御見解を伺いたいと思ひます。副大臣、お願いします。

○金田副大臣 お互いのメリット、デメリットが錯綜する問題でございます。なかなか答えを出すのが難しいという面もありますけれども、何とか、こゝまでは正しいんだという方向で再編の方向を示していきたいというふうに思っております。

現在、産地が大分大型化しておりますし、量販店の拡大が進んでいるというようなこともありまして、地方卸売市場の集荷力が大分低下してございます。そして、大規模市場への集中が進んでいるという実態がございます。そういった中で、地方の卸売業者の経営悪化とか、流通コストが増大する、遠くまで持つていかなきゃならないというようなこともあります。

こういった状況を踏まえまして、卸売市場の再編による集荷力をどう向上するか、効率的な流通をどうやって設定していくかということがなかなか難しい問題でございますけれども、地域の意向ということも十分踏まえて、そしてそれに参加している卸売業者の意向、開設者の意向、地産地消の地元消費者の願い、そういったものを勘案しながら、ネットワークによる機能強化あるいは統合

によるスケールメリットの発揮、そういった民営化なんかも含んだ自由度の高い卸売市場に転換していくということ、地域の意向を十分踏まえながら卸売市場の再編を進めていくことが重要だというふうに考えます。

卸売市場整備基本方針においても、地域の特性に配慮できるような基準を示すことにいたしておりますし、中央卸売市場計画においても、地方公共団体と協議する中で、地域の特性、要望を十分に配慮して、市場ごとの自主性を尊重したような形の計画となるようにしていきたいというふうに考えております。

○西川(京)委員 ありがとうございます。

一言で卸売市場の役割を言えば、安定した食品供給、そして公正な取引の価格の提示、これが大きな役割だと思っています。今回の改正を一言で言うならば、卸売市場の今までの公共性重視から経済性重視に変わった、一つの、今の政府の大きな流れの中の一環の動きだろうと私も思います。その中で、透明な価格形成が保たれる反面、やはり日本人の食料物流の拠点というものをどうやって守っていく、その公共性というものをどうやって保っていくのか、そのことが今回の卸売法の改正に一番問われる問題だと思っています。そこはやはり、改正のしやくし定規でない弾力的な運用というんでしようか、その辺の配慮も大変なことだと思っています。

特に、中央卸売市場と地方の市場というのは、やはりおのずからその役割が違うと私は思うんですね。先ほど木村政務官がリンゴのお話をなさいましたが、まさに大量のリンゴやらオレンジ、ああいうものは、中央卸売市場にもどつと入ってきて日本全国を回る、中央卸売市場が扱っ一番の生産物だと思います。片や、地産地消、もうちょっとパイが小さいけれども、いろいろな作物を国民の多様なニーズにこたえてあれるのが地方卸売市場の大事な役目ではないかと私は今思っております。

特に私は、食べるということに関して、先日、

実は拡大EUの、五月一日から二十五カ国になったその日に、国際局の方でその現場に立ち会おうというところで行ってまいりました。その中で、やはり日本の食文化の多様性という文化性とか、そういうものを一つつくづく感じました。本当に、フランスとかイタリアとかラテン系の国々は、いろいろな食を楽しむというかなり日本に近い文化が高まっている部分がありますが、正直申して、イギリス、北欧は私もよくは知らないんですが、非常に単純な食生活のような気がいたします。その中で、やはり卸売市場というものの発展してきた歴史というのが、ラテン系の国あるいは日本のような、中国は私もちよつとよくわからないんですが、そういうのがあると思うんですね。

ですから、私は、これは単に物流の問題でなく、まさに日本の文化、食文化を守るためにも、この卸売市場というのは一定の大事な存在価値があると思います。その中で、中央と地方の卸売の役割を明確化しながら、地産地消という一つのテーマに沿うような、地域おこしにも寄与できるような卸売市場のあり方というんでしようか、それがあつたらいいなと思いますが、その私の今の思いについての大臣のコ멘トを一言いただけたらと思います。

○亀井国務大臣 先ほども私、最初にお答えを申し上げましたとおり、市場の役割、いわゆる指標あるいは公正な価格の形成、そしてさらに物流、流通の適正化、こういう面、あるいはまた、今お触れになりましたとおり、いわゆる農産物、地産地消の問題等々、重要な役割を果たすわけでありまして、そういう中で、市場が、中央市場また地方卸売市場は、地産地消の問題、地域の特長性というものを十分に生かしたものが、さらに今回の改正によりまして、規制の緩和あるいはネットワーク化の問題等々、それぞれの特色を生かし、その機能が発揮されることが必要なことではなからうか。

あわせて、公設の問題、これも、民でできるものは民で、PFIの導入、市場の整備や運営、そ

ういう面での効率化、こういうことはやはり時代の要請にこたえて、消費者のニーズにこたえる、そういう面でのことも十分加味して、民間の活力というものも十分活用できるようなシステムにしていかなければならないのではなからうか、このように思います。

○西川(京)委員 ありがとうございます。

今回のこの卸売法の改正が、やはり消費者にとつても生産者にとつても、そして間を、そこに大きな役割を果たす卸売業者、そういう人たちにとつても、みんなが将来に希望の持てる方向に行くような改革であつてほしいと私も思っております。それについては、やはり運用面で、実際の現場の人たちの意見をよく吸い上げて、弾力的な運用その他、ぜひ御配慮いただきたいと思ひます。続きまして、特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案、この法律案について一言質問をさせていただきます。

現在、我が国の農産物の約四割が実際には加工品、そういうものに、農産生産物が食品産業の、例えば大手のメーカーの原材料に回つていてという現実があります。ところが、こういう工場なり会社なりがみんな、中小零細企業が多いという現実があるわけでございます。そして、割合地域の近くにそういう会社なり生産拠点があるという現実の中で、今こういう経済状況の中あるいは社会の要請の中で大変厳しい経営環境を迫られているわけでございますけれども、食品産業あるいは外食産業その他のこういう加工食品業界というのは、言うなれば食品産業部門だけの問題ではなくて、実はそういう中小零細の地域の会社が多いわけですので、地域の雇用面あるいは地域おこしの、地域の経済という面にも大きな寄与、一定の役割を果たしているということがあると思ひます。

翻つて、全体の大きな環境の方に目をやりますと、WTOのいろいろな問題、あるいは、今回のメキシコのFTAのような問題においても、加工品のジュースなどがなかなか最終的な詰めのとこ

ろでもめたような経緯もあるわけでございますが、外からの大きな攻勢がある中で、どうしてもここにはそれなりの、地域の経済を守る、そして地域の食生活を守る、そういう思いからも一定の行政側の措置というのが必要になってくると私も認識しております。

その中で、そういう経営環境の改善、促進などに対しての金融、税制上の支援措置が行われているわけですが、この五年間延長ということが一つの今回の改正の目的でございますが、こういう特定農産加工業経営の現実を踏まえたお答えをいただきたいと思ひます。局長、お願いします。

○須賀田政府参考人 特定農産加工法、もともとは、農産物十二品目それから牛肉・オレンジの自由化問題、これは昭和六十三年に起こつた問題でございますけれども、これを契機として制定をされたわけでございます。先生おっしゃいますように、特定の農産加工業、地域におきましては雇用の面でも地域農産物の仕向け先といった面でも大きな役割を果たしているわけでございます。貿易環境が厳しくなつても地域の農産物を原材料として調達して頑張つている農産加工業に対し、金融、税制上の支援措置を講ずる、これがこの法律の趣旨でございます。

平成元年度から十四年度までの間に合計で九百三十二件の計画が承認をされまして、農林漁業金融公庫等からの融資総額が四千三百七十四億、件数が一千一百一件に上つていくわけでございます。税制上の特例措置の方も、機械、装置に関する特別償却、税額控除が二百九件、減税額で約二十億円、事業所税の課税標準の特例が九十四件、減税額で約三億円でございます。

トータルとしての評価は難しゅうございますけれども、個々の融資で融資先の地域農業、地域経済への効果を見ても、地域農産物の取引量でございますとか従業員数の増加でございますとか、こういう地域の雇用それから地域農業の進展に寄与している、一定の成果を上げていっているように評価をしておりますのでございます。

○西川(京)委員 ありがとうございます。

今回、この法律がどの程度地域に寄与しているのか。地域農業との連携を図って頑張っていくという食品メーカーを支援するということがこの法律の思想であるわけですが、今局長の方から具体的な数字が少し挙がってまいりましたけれども、実は本当に、十二品目の国産の作物を利用するといつ一つの原点があるわけですが、今回、FTAの問題なども含めて、どの程度国産農産物の利用の増加というものが、各県でこの法律があることによって具体的にどの程度ふえたんだというような、そういう数字というのは出せるのでしょうか。

○須賀田政府参考人 農林漁業金融公庫が融資先に調査をしております。十四年度に調査対象九十六社で調査をしてみましたところ、これは計画でございすけれども、農産物の取引量、十四年度が五十三万トン、十九年度には六十一万トン、七万六千トンぐらいふやしたい、それから従業員数も、八千八百人ぐらいのところを一万二千人ぐらい、三千人以上ふやしたい、こういう計画を立てられまして、それを承認したということでございす。

現実には、過去、平成八年にやった、三十三社で調べてみましたが、これは実績でございすけれども、地域農産物の取引量が、これは三十三社でございすが、一万三千トンふえておる、これは平成八年から十三年まででございす。従業員が、これも二百二十三人ふえておる。こういうような効果が得られているところでございす。

○西川(京)委員 もちろん、それだけの理由でなくて、ほかのさまざまな要因があると思ひますが、現実には、今本当に地方が疲弊している。経済ともども、そして日本の農業というものの厳しさ、そういう中でできることは、こういう小さいもの、一つ一つをきちんとやっていって、そして、やっていった効果が本当にあるのかという、その検証というのとても大事なことでと思ひます。とかく私たち国会議員は現実に法律をつくるま

では一生懸命しますが、では、その法律後の、法律が施行されて、本当に地域でどれだけその法律の浸透した効果、結果が出てくるのか、そこまではなかなか、ついつい思われないことが多いものですから、こういう実効性のあるような法律の場合には、やはりぜひ農水省の方も、その後のフォロー、後の調査というんでしょうか、そういうのをきちんとして、説明責任というのを果たしていただきたいと思ひます。

今回、この法律は地味な法律ではありますがけれども、本当に大いに役立っていると思ひますので、これを五年五年で延長していくというのでなく、恒久化するというお考えはおありでしょうか。

○亀井国務大臣 この恒久化をすべきではないか、こういう御意見、これがあることは承知をいたしております。

しかし、やはり一定期間内に経営改善を進めまして、そしてできる限り早期に経営体力の強化を促す、こういう目的もあるわけでありまして、期限を切つて経営努力を求め、こういうことがひとつ適切ではなからうか、このように思ひます。

○西川(京)委員 ありがとうございます。

今回のこの卸売法の改正、そして特定農産加工業経営の改正、延長というこの法律の勉強、私は、大変恥ずかしい話ですが、急にここ何日かで勉強したり現地に飛んでいったりしたこと、にわか仕立ての質問になつてしまつたんですが、実際の農業生産の現場だけを見ると、あるいは本当に流通の分野をきちんと勉強していく、そして消費者の動向、いかに売るのがかという概念、これからは日本の農業の中でこの問題が大変大事なことになつてくると思ひます。そして、それがひいては安心、安全な食料を提供するという消費者のニーズに合致することにもなると思ひます。

この卸売法の改正が、今までそれぞれが、卸、仲卸の人たちが分担して、片方は消費者を向き、片方は農業生産の現場に向いていてという中で、今回、その垣根がとれて非常にフレキシブルにな

るといふことなわけですが、それは、言うなればもう刃の剣だと思ふんですね。それが非常にうまく成功していけば、本当に消費者の求めるものと生産者との意思疎通が図れて、いろいろな情報飛び交ひ、非常に活性化された市場になつていく。そういう方向を目指したいと思ひますが、片や、反面、その辺が今までの卸売市場という立場の存在価値がなくなっていくような方向になつてはやはりいけないと思ひます。

これは一つの、フグの競りとかおもしろい、長い伝統をかけて日本人の知恵のような、いろいろな日本のやり方があつたわけですが、そういう一つの形式が、一本化された情報化、電子化という流れの中で、いかに日本人の感性に合った、商道徳というんでしょうか、そういうものを守りながら新しい多様な消費者のニーズにこたえる食料生産を、実際の生産現場は図っていくか、そういうことの問題に関しては、一つの答えになるのがこの卸売法の改正だろうと思ひます。

そういう意味で、本当にいい方向になるように私も一生懸命努力したいと思ひますが、行政側の弾力的な、言ふなれば非常に懐の深い運用を期待したいと思ひます。

まだちょっと時間が余りますが、以上で用意した質問は終わりますので、これで終わらせていただきます。

○高木委員長 次に、吉田治君。

○吉田(治)委員 民主党・無所属クラブの吉田治でございます。

今回の卸売市場法の改正につきまして、私の地元大阪中央市場、築地に次いで日本で第二の中央市場でございまして、そういうふうな状況の中で今さまざまな問題が起つていまして、私が言うまでもなく、大臣初め行政、よく御存じかと存じますが、改めての質問をさせていただきたいと思つております。

まず、卸売市場の現状と機能という部分、これにつきまして、私の一番大きな問題意識は、例えば今、日本の食品業界というのは、食品商社を

含めて一兆円企業でない生き残れないということとで淘汰合併等が行われている。しかしながら、最終的に市民の食の確保というものの、供給確保を持つのはやはり中央市場であるということ。大阪の中央市場は、どんな荷の量が少なくなつてまいりまして、それでも今、約一千七百から一千八百億円年間取扱高がございまして、これが大阪市民二百六十万の供給のもとになっている。幾ら一兆円企業ができて、だれも国民に対して、また市民に対しての食の供給の安全というものの、安心というものを責任は持つていなかった、私はまず最初にそのことが言えるのではないかと思つております。

そういう中で、今回の卸売市場法の改正、現状と機能についてまず大臣にお伺いをしたいのは、法改正が何度もありました。私もそのたびにこちらへお伺ひして質問もしてまいりました。また間、間で、予算の分科会等々でも質問をさせていただきました。

現実には、例えば国内の漁業生産、昭和六十年一千二百万トンが、平成十五年に半減になつてきた。中央市場、水産物の全国の取扱高は、平成元年四百三十三万トン、三兆三千億円で、十三年には三百四十四万トン、二兆六千億で、本年に毎年減少をしてきた。農林水産という、思はず川上のも、ものををつくることの発想が、どうも私たち市民にとっては、また消費者にとつては、生産者の方ばかり目を向けた農水行政ではなかつたか。結果として、例えばこの水産物の流通に対しての対応が私は甘かつたと言へるんじゃないかと。

あえて言うならば、これは責任をだれかにとつてもらわないという部分も私はあると思ふんですけど、その辺、まず大臣のお考えというのは、日本においては本当に長年かかつてでき上りましたすぐれた流通機構である。大阪の中央市場は難喉場と言われておりましたし、また、今の築地はもともと日本橋にあつて、一心太助の時代

からというふうな形で長い歴史のあるところであります。

私は、今後ともその発展というものを図っていく必要があると思いますし、また大都市の、今申し上げた食料供給を支えてまいりましたし、また、健全な価格形成機能を担ってきた。私は、そういう意味で、何遍も申し上げますように、不可欠の存在である。大臣についてはその認識をどういうふうにお思いになられているのか。また、不可欠と考えられるならば、どういうふうな、なぜ必要なのか、そして、この法改正によってどのような卸売市場にすることを大臣として期待をし、考えているのか。まず、基本的な認識の御答弁をいただきたいと思ひます。

○亀井国務大臣 水産のことでお触れになっております。卸売市場全体もそうでありますけれども、水産につきましては、本当に水揚げ量あるいは金額が減少する、こういう中で、産地市場を中心に、実需者サイドの定額あるいは定規格、定品質等の要求に対応できなくなっている。これによりまして、市場の取扱金額が減少している、御指摘のように市場関係者の経営が大変厳しくなっている、悪化をしている、このことは承知をいたしております。

その中でも、水産物につきましては、現に三分の二が市場経由というように、その活性化を図ることが大変重要、このように認識をし、今回このような法改正をいたしますのも、そのような状況、市場経由率が低下している、あるいはまた生産者、消費者のニーズに的確に対応していない、こういうところもあるわけであります。今回の改正で、市場関係者の経営体質の強化に向けて、そしてさらに旧態依然とした規制の緩和等の措置を講じたところであります。不測に、生産者サイド、消費者サイド双方のニーズにこたえる市場の機能を発揮することが当面必要なことじやなかろうか。

そういう面で、市場の重要性、オープンな形で指標価格あるいは安定供給等々、また公正な取引、こういうものが図られるわけでありまして、で、今いろいろな問題点、長い間の面での検討会、研究会等の経過を経て今回の改正をし、そして、市場の今日的なニーズにこたえるような対応ができるように努めてまいりたい、このように考えているわけでありまして。

○吉田(治)委員 今、大臣の答弁の中に、卸売市場というのは生産者にとつても消費者にとつても必要なものだ、というふうな答弁がございましたが、どう必要なんですか。(亀井国務大臣「ちよつと質問を」と呼ぶ)

○高木委員長 もう一回どうぞ、吉田君。

○吉田(治)委員 今大臣の答弁の中で、卸売市場というものは生産者にとつても消費者にとつても必要で大事なものである、そうお答えになられました。では、具体的に、どう何が大事なので、どういうふうにしたいんですか、卸売市場を。

○亀井国務大臣 それは、生産者サイドにおきましては、この卸売市場を通じて消費者のニーズが反映できるような形というものを、そして生産者の面におきましても安定的に農産物が供給できるように、そういう体制を確立する、安定的にそれらが確立されることが必要であります。市場におきましても、生産者についての情報提供、そして生産者がそのようなニーズに、いろいろな情報把握をして、消費者のニーズに合うような生産体制が確立し、そしてそれが安定的に市場に提供され、販売される、こういうことが必要であります。

一方、消費者につきましては、やはり安心、安全、そういう中で消費者のニーズに合う品ぞろえ、そういうものがなされて、そして、価格が公正な価格で形成をされまして、供給を受ける。こういうことが消費者並びに生産者にとつて必要なことではなからうか、こう思います。

○吉田(治)委員 安定供給という部分を言われましたよね。それから、消費者のニーズという言葉、それをぐるぐる堂々めぐりされていました。大臣の考える消費者のニーズというのはまず何

なのか。それから、安定供給といった場合に、これは生産者に対する価格というものの、この中央卸売市場があるのとなつて、生産者に対して価格はどうなるのか、プラスなのかマイナスなのか。また、反対に言うと、今度は消費者にとつてプラスなのかマイナスなのか。それはどうなんですか、大臣。

○亀井国務大臣 それは、生産者、消費者ともども、安定した価格、これが当然求められるわけでありまして、そういうものがこの市場におきまして価格形成がなされる必要があること、こう思ひます。

○吉田(治)委員 後ほどの質問で予定していたんですが、今、大臣、その答弁がありました。平成十一年の改正のときに原則競争から相対も可能にした。そのときは、消費者の利益のためという趣旨は大分出ておりました。私もそのとき質問しております。

では、今大臣が言われた消費者の利益、消費者の利益になつたというものは、具体的にそのとき、平成十一年からこの五年間で、販売額、小売価格、消費者の利益を示すという具体的なデータがあるんですか、担当局長。

○須賀田政府参考人 先生おっしゃいますように、平成十一年に産地とか量販店の大型化ということで、相対を進め、相対取引も認めてきたわけでございます。

その結果が消費者利益につながつたという具体的なデータがあるのかということでございますけれども、数値としてのお示しするようないデータはございませんが、消費者の利益になつたかどうかについてアンケートを卸と仲卸にしまして、消費者のニーズをダイレクトに反映していると思われる量販店等との計画的な取引が容易になつたという回答を得ております。

○吉田(治)委員 今の局長の答弁からすると、消費者の利益というのは量販店の利益だということになるんじゃないですか。アンケート調査の結果、量販店だったらと。

大臣が言っておられる消費者のニーズ、消費者に価格の部分について利益になつたということ、局長のこの答弁で大臣はいいんですか。これから先、この法案を改正していったときに、消費者の利益というものをどういう形で数値的に、この国会、この審議をした後の農水委員会で明らかにするつもりなんですか、大臣。

○亀井国務大臣 消費者の利益、これは価格の面と同時に、やはり安全、安心、そういうような形で利益を得るということも十分あるわけでありまして、価格の面、数字、データ等は、細かいことは今事務局から答弁したようでありまして、やはり市場を通じて価格の形成、それは今まで市場の使命を果たすことによつてなされておりました。私はこのように思ひます。

○吉田(治)委員 だから、大臣、今後こういうふうな場で、どつちみち五年か十年したらまた法改正するでしよう、そのときに見て、どう消費者の利益になつたか、そういうデータというものをしっかりとこれから農水省としてとるのかとらないのか、はつきりしてください。

○亀井国務大臣 調査の方法、いろいろあるかと思ひますけれども、その時点で、今日その数字が、どういう調査がよろしいのか、私も今何とも答えることができませんけれども、しかし、いわゆる小売価格等々の調査はしておるわけでありまして、そういう価格をもとに、今回この五年間の検証というものは可能になる、このように思ひます。

○吉田(治)委員 今の大臣のだったら、可能になるということ、この法案をつくるときにその可能なものを出していないということでしょう。局長はデータがないと言ひ、データの話をすると、今何を言つたんですか、量販店に向けた調査だ。

卸売というのは、卸売市場における卸売業者と、消費者側には仲卸の皆さんが立つていた

て、値決めの闘いによって公平な値決めが行われてきた。では、今局長が言われたアンケートという形で言うたら、どれぐらいアンケートをされたんですか。

一連のこの規制緩和の中で、卸と仲卸というのは対等な形だ、対等な条件の競争といったら、もちろん上場企業にしているような卸会社と、おっしゃん、おばちゃんでも頑張っている仲卸の間やつたら、それはもう、この競争の格差というのは大変大きい。もちろん、川下、消費者のパイニングパワーと、川上、要するに生産者の間に挟まれて本当に苦しい状況にあるというのは、私はこの委員会でもいろいろあるところで、川中の業界だといって何度も申し上げました。

大手小売からの、これは、反対を言うとな不当な値下げの圧力の調査。アンケート調査で明らかに十分である。アンケート調査をしてきた。では、どんなアンケート調査をしたのか。

○須賀田政府参考人 先ほどの取引実態のアンケート、卸売業者回答者百十七、仲卸業者百四十四でございます。

やはり量販店が消費者の購買行動と対面しているわけでございまして、消費者のニーズを酌み取りながら販売をされておりますので、その量販店との取引の円滑化というのが、間接的ではございますけれども、やはり消費者のニーズを反映しているんじゃないかというふうに私もは受け取っております。

○吉田(治)委員 アンケートの仕方は、郵送で送って返ってきたんですか、対面ですか。

○須賀田政府参考人 私どもの委託事業として実施をいたしました。郵送でございます。

○吉田(治)委員 これだけ大きな、生殺与奪を握るような大きな法改正をするときに、郵送で委託というのは何ですか、これは、同じようなことは、経産省、今、新産業創造戦略でまとめたとき、七百社、経産省の職員がみんな歩いていったんですよ。自分たちは歩く努力をせずして委託、自分たちが郵送しているんじゃないんじゃないですか。

人任せにして、結果として手に入れたものがアンケートだ、これが消費者の利益だと。一億数千万に上る消費者はそんなことで納得すると局長は思っているんですか、どうなんですか。

○亀井国務大臣 今回の法改正に当たりましては、卸売関係の団体、またさらには消費者の団体の皆さん方もこの研究会に参画をしていただきまして、そういう関係者の御意見も十分伺った形で今回法改正、こういうことになっておるわけでありまして、調査の問題の御指摘はありますけれども、やはり消費者団体、消費者の皆さん方、直接そういう方々の御意見をちょうだいして対応しているわけでありまして。

○吉田(治)委員 大臣が言われるのは研究会の話でしょう。私が言っているのは、アンケートの話を開いているんですよ。アンケートをどうだと。反対を言ったら、研究会やって、おいでよと。おいでよと来て来させて聞くと、みずからがあの市場の中を長靴を履いて歩くのと、どれだけ違うんですよ。大臣。私はそのことを言っているんですよ。自分たちは郵送だ。正直言って、あの魚臭いところを、服ににおいがつくところを歩いて何で聞けないんですか。それはどういうことです、局長。

○須賀田政府参考人 先ほど申し上げましたのは、前回の改正の結果のどういうふうに評価しているかをアンケート調査を行った。

今回の改正に関しては、いろいろな業界の方がおられます。地域の広がりもございまして。その主要な地域へ向かしまして、直接お話を聞いて改正内容をまとめてございます。また、消費者団体も、主婦連を初めとする消費者団体の意見を直接お聞きして改正内容はまとめたものでございまして。

○吉田(治)委員 局長、そういうふうな話を、私はレギュラーの農水委員じゃないんですよ、都市から出ている人間なんです、言っちゃあれですけど、それで納得すると思つたら大きな間違いですよ。私たちは都市の生活者であり、そして

消費者の代表として私は来ていると思つていんですよ。言っちゃ悪いですけど、生産者の代表じゃないんですよ、局長。そんな話が通用すると思つたら大きな間違いですよ。質問項目がぎょうさんあるから、この問題については、後日、この委員会にまた筆頭理事に頼んで質問しに来ますから、よう覚えておいてください。

そういうふうな卸売市場の中で、高齢化の問題というのは本当に進んでいますよね。行つてもお年寄りばかりです、はつきり言つて。後継者不足というのが言われています。これは単に卸売市場だけじゃなくて、農林水産業全体に言えることである。慢性的な人手不足、これについて、まず、局長、どういうふうな考えられているんですか。

また、卸売市場、私は水産の話を受協するつもりではありません。もちろん花、青果、水産とそれぞれに卸と仲卸があつて、それぞれ状況は全く違うと思ひます。私は、もちろん一緒に一緒に質問するつもりはありません。とりわけ今回の改正は、主に青果向けであるような印象がある。今局長は、いや、私たちも情報収集に現場に向いたと言つておりましたけれども、どういうふうな情報収集、対応というのがとられてきたのか。この法案の基礎的な部分でこの二点、いかがですか。

○須賀田政府参考人 まず、先の御質問でございます。私も、特に市場の関係者、仲卸業者さんの従業員、高齢化、後継者不足ということ、雇用状況が厳しいというお話を聞いてございまして。私も役所としてできること、限界があるわけでございますけれども、私は、仲卸業者を含む食品販売業者の方々に對しまして、新しい情報伝達手法、その他流通に関する知識、理論でございますとか、そういうための教育研修事業ということ、できるだけ人材を育成したいというふうな事業を仕組んでいるところでございまして。

もう一つは、青果、水産、食肉、花卉、四部門でございます。確かに先生がおっしゃるように、集荷の面では市場経由率が違いますし、それから競りの割合、相対の割合もおのの部分で違

ます。経営面でも、一社当たりの平均取扱額は全く違うという状況でございます。

したがいまして、今度の制度改正をまとめるに当たりまして、去年九月に制度改正の検討メモというのを私もつくりまして、十月いっぱいにかけてまして、生産関係の方々を初めといたしまして、卸、仲卸、それから量販店関係者、それぞれの方から意見を聞きまして、こうした過程を通じて集約をして改正に至つたという経緯を経たわけでございます。

○吉田(治)委員 局長、何言うてはります。はつきり言うけれども、わからへんがな、ぐちゃぐちゃ、ぼちぼち言われても。大阪の人間はせつかちで申しわけないけれども、幾ら何でも、局長、この委員会の人間でないということで、答えについて誠意が足りませんよ、はつきり申し上げまされども。そんなやつたら毎回来ますよ、よく覚えておいてください。いいですか。

では、この市場の中の人手不足にどう対応するの。それぞれ一言で言つてよ、人手不足についてはどうしたいということ。頑張つてリクルートさせるんですよ。それとも何か、商工会の人がやっているように、間に開設者が入つて、こんなもやめはる人がいるけれども、この権利買いませんかとか、そういうことをやるということなんです。どうなんですか、それは。

○須賀田政府参考人 経営が非常に苦しいといった方に対しては、合併、連携、その他の政策を……

○高木委員長 少し大きな声で。

○須賀田政府参考人 はい。

合併とか税制上の支援措置で進めていくという方向と、それからやはり、今回、仲卸業者さん、市場ごとに体質強化計画というのをつくつていただきまして、転廃業を余儀なくされる方には、例えば基金を造成して転廃業される方への支援をする、そういう仕組みを考えているところでございます。

○吉田(治)委員 ということは、新たな人を入れ

るんじゃないくて、今あるものを、だんだん人を減らしていつて、規模の拡大化をして、数を仲卸でも卸でも減らしていく、そういうふうに関こえるんですけれども、局長、それでいいんですか。

○須賀田政府参考人 仲卸さんの四割が赤字でございす。率直に申し上げまして、やはり体質強化というためにはそういう道も模索せざるを得ない。これは市場ごと判断をしていただきたいたいというふうに考えております。

○吉田(治)委員 そこから先の話はまた後日にさせていただきます。あと卸と仲卸の問題なんですけれども、これは一部取り上げましたけれども、こうした相対取引というのが増加していくと、販売価格の透明性というものが、これについてまずどういうふうに確保されているのかということ。第三者販売と直荷引きの緩和問題は、特別な例外規定の厳格な運用、それから市場ごとのルールというものが必要になってくるんですけれども、それをした場合の担保です。だから、透明性の確保とルール等の担保をどう考えているのか。

そして、今回、電子商取引の導入という形で、卸売流通というものに本当に混乱を生じないように進めるべきであると思ひます。そういう中で果たして、フリーアクセスということが言われておりますが、それだけでいいのか。例えば電子商取引に参加できるのはその市場の卸、仲卸業者に限定するなど、そういう規定というのを設けたらどうかと思うんですけれども、まずこの二点、局長、いかがですか。

○須賀田政府参考人 御質問は三点のように受けとめております。

まず、相対、競争の話でございます。これは、取引情報の公開は重要でございますので、競争、相対別の数量、それから、先ほど申し上げました商物分離をした取引ならその取引分、そういうものについては、どういう価格、どういう量が取引されたかを別々に公表したいというふうに考えております。

それから、第三者販売、直荷引きの話でございます。

まず、これは、ねらいは、例えば第三者販売ですと、生産者の方でこういうものを新規に売りたいんだというものがあれば、それはそういう新規開拓のために仲卸さんを飛ばしてちよつとやっていただく、逆に、生産者に小売の方から、こんなふうにしたらどうか、新品種ないだろうかというのを仲卸さんが卸を飛ばして生産地と直接やる、こういうことによりまして、新しい分野を開拓したい、それが定着したら普通の市場取引に行きたい、こういうことをねらいにしているわけでございます。ただ、そういうことを言いながら、取引秩序を崩すということがあってはいけませんので、何をどのぐらい、実施期間ですね、そういうものは開設者の承認に係らしたいというふうに考えております。

それから、電子商取引、市場外の人間が参加したらいかが、おっしゃるとおりでございます。仲卸業者さんと売買参加者さんのみが参加可能になるようにしたいというふうに考えております。

○吉田(治)委員 今の第三者販売のルールのところ、開設者という部分は、しっかりとその辺は調整していただくということをお願いしたいと思ひます。

そういう中で、とりわけ、先ほどの議論の中にありますように、仲卸業者の経営改善、経営指導、今回特に財務面を強化するということですが、けれども、私は、その前に、御説明にいられた農水の方にも申し上げたんですけれども、卸と仲卸の支払いサイトの枠が全然違うんですね、十日と四十日、五十日であるとか。この支払いサイトの問題というのを何らかの形で解決すべきではないかと思ひます。支払いサイトのずれの問題がある意味では仲卸の慢性的な赤字体質の一因であるのは明らかであります。

そういうふうな意味で、特別な精算機能を持たせる、そういうふうな形の何らかの具体的な措置というものを講ずるつもりはあるのかないのか。今回はたしか経理的なものの明確化だと思ひますが、表へ出すんだとかいうふうな指導をされて

いるということがありますけれども、やはりこの支払いサイトという問題は大きな問題と思ひます。それについての措置というものをぜひともお考えいただきたい。

それから、経営状況が極めて厳しくなっている仲卸業者、今局長の方は、できる限りうまい形で集約したいなことをおっしゃっておられましたけれども、この仲卸業者に対して、国としてどのような対策を講じていくのか。これはもう私が言うまでもなく、卸売は農水省の管轄であつて、仲卸というのは開設者が認可をしたということであります。ですから、二つがなければ市場が成り立たない。ですから、国の法律でこうして法改正をするという中で、国自身もこの仲卸業者に対してある程度の責任というものを持つべきではないかと思ひます。その辺はいかがお考えになられておるか。

また、私は大阪という形で大きな都市の市場の話を上げましたけれども、地方の市場においてはもう仲卸不要論などもさやかれています。

このような現状に、法的にも仲卸を市場内に置くことと書かれております。市場機能の中核として国としてもしっかり支えていく、その辺の決意というものを、これは私は先ほどから都会だとかいうことで言つて、お気を悪くされているかもしれないけれども、やはり地方の方々にとつて大変大きい声になってまいります。この最後の部分については、大臣、どうお考えなのか、御答弁をいただきたいと思ひます。

○須賀田政府参考人 まず、決済サイトの御指摘でございます。

先生がおっしゃる通りに、私も調べてみますと、仲卸と卸、この決済サイト、青果の場合で平均八・四日、それから大規模小売、量販店との仲卸の決済サイトが平均二十二・八日でございます。随分違うということ、やはり仲卸さんにとつては資金の回収期間が長いのに比べて支払う義務期間が短いということで、確かに経営上大変だと思ひます。

私ども、この問題は、今度、業務規程の中に決済確保の規定を置くというふうに書いています。でございます。九州地方の例でございますけれども、精算会社が中に立つて両方からの精算をうまくやっている例がございますので、こういう事例を紹介しながら、各市場開設者に対応をお願いしていきたいというふうに関心しているところでございます。

それから、仲卸さんへの経営の問題でございます。やはり、日本のように多数の食品の専門の小売店があるような国は、その人たちが直接市場へ行つて取引するというのはなかなか難しいうございす。したがって、日本独自のあり方、外国は仲卸さんがいないところもあるようございすけれども、日本独自のあり方として少量当用買みたいな消費者行動もありますので、小さな、零細小売店の役割というのでも重要でございます。それで、それを代表する仲卸さんの役割というのは今後とも重要なんじゃないかというふうに関心しております。

私ども、この仲卸さんに対してやれることでございす。申しわけないんですけれども、やはり客観的な財務基準というものを今回決めさせていただきます。それを基準で、自己資本比率が低いといった方にはちよつと経営改善をお願いする、そして、やむを得ず合併等をせざるを得ない場合には登録免許税の軽減措置といったような支援措置で仲卸さんの再編、合併を支援していく、このようなことを私どもは考えているところでございす。

○亀井国務大臣 委員から御指摘の件につきまして、今局長から答弁いたしました。市場におきます仲卸の役割、本間に短期間で迅速な取引を進行させ、かつ適正な価格の形成を行う上で極めて重要な役割をするわけでありす。

財務基準の問題あるいは登録免許税の問題等々は講ずるわけでありまして、実は私も、形態は違ひますけれども仲卸のような仕事をずっとしてきた者といましては、この仕事、卸の仕事が大

変小売店とはさまに入つて、小売店の需要等をいかに反映するかというなかなか厳しい仕事であることは十分身をもって体験をしたものでございまして、十分そのことを踏まえて対応するように努力をしてまいりたい、こう思っております。

○吉田委員 いろいろ議論は尽きないんですけども、やはり流通政策というもののブランドデザインというんですか、将来に向かつての希望がなかったらなかなかやっていけない部分、そういう中で、私は局長に三点ほど質問をさせていただきたいのは、平成十一年の改正で市場取引委員会というのが設置される。現状、しっかりとこれがどういうふうな機能しているのか。有名無実化という指摘もあるんですけども、機能、権限の強化、適正な取引の監視機関にすべきではないかと思うんですけども、その辺は市場取引委員会についてどういうふうな事務サイドとしては考えているのか。

また、何度も申し上げておりますように、食の安全、安心のため施設設備を進めていくというのは、私は反対するわけではありませんが、開設者の判断によつて結果的に費用負担が市場内の業者の負担になつていくことも多い。そのことについてはどう考えていくのかということと同時に、今の時代、安全というものに対する非常な意識の高まりがありますので、このコスト負担は決してただでないとみんな知つていっていると思うんです。ですから、流通全体、ひいては、私は先ほど消費者という言葉を申し上げましたが、私たち消費者も負うべき部分だと私は思つていますが、私たちが消費者も負うべき部分だと私は思つていっているんです。だから、反対を言つと、その部分の啓蒙活動をしつかりとしていくべきだと考えているんですけども、その辺は、今後どういうふうなことをされていくのか。

そして、消費者の顔が見えるようになったという、安全という部分で、今消費者という言葉が多分農水の方でも非常に大きな課題になつてきていると思ひます。そういう中で、見聞きによる食の安全という観点、健全な価格形成という観点から

も、市場の活性化のために、例えば横浜では競りを復活させると活気が少し戻つたとも聞いておりますが、競りというふうなものが非常に重要だと思つていただいても、この競り取引についてどのように考えているのか。

この三点をお伺いすると同時に、もう時間がございませぬので、先に質問をまとめさせていただきますと、大臣、農水省のお方は、私は今局長に随分厳しい議論をいたしましたけれども、私は外から見えていて、本当に愚直でまじめなお方が農水に集まられていると思ひます。だから、先ほどのような、私なんかにはがごとく言われると、あつとなる、そういう答弁になつたんだと思ひます。前回法改正をされても、例えば青果でありましたら七・一・四から六八・七％、水産が六八・六％から六四・三％と、市場経由率というのは、一番最初に申し上げましたように下がる一方であります。今回の改正で市場経由率をやはり上げたいというお気持ち、この表明をしていただくのと同時に、前回の改正とはどう違い、どういった手段が有効だと考えられているのか。

そして最後に、今般の改正の方向全体を見ているときに、卸売市場運営の実質的な責任をどうも国ではなく開設者、私ども大阪の中央市場でしたら大阪市場局に、市場局はもうなくなりましてけれども、大阪市に押しつけるような方向に感じてならないんです。ですから、国が、食料品の流通の根幹、先ほどから大臣も言われました安心、安全というものの、そして安定というものの、そして値段というものの、そういうふうな流通の根幹としての卸売市場をしつかりと支えていくべきではないかと思ひますが、その辺の御決意を含めて、最後、大臣から答弁をいただきたいと思ひます。

○須賀田政府参考人 まず、市場取引委員会でございます。十一年の改正で、中央卸売市場における売買取引に必要事項を調査審議させるということが発足しました。これは、市場取引委員会自体は

ほとんどの市場、八十六の市場のうち八十五で設置はされておりますが、活動状況を見ますに芳しくございません。開催回数は、六十九委員会が年間五回未満、しかも五十六委員会が一回以下ということでございます。それから審議内容も、競りだとか相対の取り扱い、肝心の部分でございませぬけれども、そういうものを調査審議している市場は十七市場にとどまつているということ、その創設の趣旨から見ても不完全、不全ということでございます。

しかも、今回の卸売市場法で、秩序の維持、それから規制緩和の効率化と調和を図らないといかない業務がふえているわけでございまして、私ども、この活性化に向けて、法律改正後は真剣に取り組んでもらうべく対応をしたいというふうな思つております。

それから、コールドチェーン等の施設整備でございます。これが市場の使用料を上げるのではないかとございまして。

先生ももう十分御存じのことでございます。市場の使用料というのは、整備に要した費用を割つて負担していただくということが原則でございます。私ども、これで市場の使用料についてのめもごとを幾つか聞いてございまして、高いものををつくつたんじゃないかとかいう不満もございまして。そこで、私ども、やはり施設整備をして使用料に転嫁されていくわけでございまして、施設整備をできるだけ効率的に、民間活用、PFIとかそういうものを活用する、それから市場の運営も、できるものは全部民間に委託する、こういうようなことで、かかる経費の削減に努めてもらいたいというふうな思つていところでございまして。

それから、安心、安全の問題、HACCPの問題でございます。

確かに、こういう施設を整備いたしますと整備費用が増加をするわけでございまして。どういう仕組みでどうしたらいいのかという考えが具体的にあらわれないんですけども、これはやはり最終的には消費者のためのものでございまして、順次製品価格の上に乗せていってもらう、そういうことをしてもそれはやむを得ぬのじゃないかということで、その辺のところはよく今後普及啓蒙をしていきたいというふうな思つております。

それから、競りの問題でございます。やはり公正な価格の形成、競り取引になりますと、一つ一つの物品を評価する、検品する、そしてすべての取引者が平等に参加できるという重要なメリットがございまして。卸売市場法には、量が少なくなつたような場合は相対をやめて競り取引をしるという命令ができる、開設者が命令できる、そういう規定もございまして、競り取引は今後とも卸売市場の商品評価、価格形成機能を維持するための重要な基盤というふうな考えて対応させていただきたいというふうな考えております。

○亀井国務大臣 市場経由率の低下の主な要因、食の外部化を含む多様なニーズに対応できないような規制の存在が指摘をされておるわけであります。今回の改正、これは市場関係者にもいろいろ御意見を承つてずつと検討してきたことでもあります。

そういう中で、卸、仲卸の取引規制に係る規制の緩和を進めることによりまして、これによりまして、創意工夫、新しいビジネスチャンスを活用していただく市場の構築が重要ではなからうか、こういうようなこと、あるいはまた、こうした取引組みによりまして市場外の取引を再び市場内に取り込むということ、いわゆる市場経由率の上昇につながる、このことを期待するわけであります。

十一年の改正、これは卸と同時に、今回は特に仲卸の問題につきまして十分検討してきたところでもございまして、さらに、この改正を契機に、流通状況が変化をしておるわけであります。規制の緩和、また食の安全、安心の確保、そしてさらには低コストの流通の実現、こういうことなど

の措置を講じておるわけでありまして、先ほども申し上げましたが、卸売市場が生産サイド、消費サイドの両面の期待にこたえられるように、二十一世紀の我が国の食文化を支える安全、安心、そして効率的な流通システムの転換が図られるように、今後とも農水省、指導をしてまいりたい、このように考えております。

○吉田(公)委員 もう時間で終わらなければいけないんですけども、大臣、開設者に責任を押しつけるようなこと、責任というんですか、一番しんどいところをやらすようなことじゃなくて、本当に国がもっと全面的に出てもらいたいのと同時に、私は、意見を聞くのは大事だと思うんですけども、えいやで決めたら、大臣が先頭になって、責任を持って、こうしなければこの卸売市場というのはもたないんだというリーダーシップというものを持っていただくことも大事だと思います。

その辺を最後、強く申し上げさせていたいただきまして、また機会がございましたら、この問題、これから、法改正が終わっても続いてまいるんですから、寄せていただきます。

以上です。

○高木委員長 この際、休憩いたします。

午前十一時三十六分休憩

午後一時三十分開議

○高木委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。金田誠一君。

○金田(誠)委員 民主党の金田誠一でございます。本題に入る前に、大臣が去る五月十一日に発表しました、諫早湾干拓事業の中長期開門調査は行わない、このような決定について若干触れさせていたいただきたいと思ひます。

先週、二十一日に、農水省の担当課と有明再生全国ネットとの話し合いの席を、公共事業を

チェックする議員の会という立場で仲介させていただきました。正直言つて、役所側の説明には全く説得力がなかったという印象を受けたところでございます。これでは、被害漁民の方々は到底納得しないだろうというふうに思ひます。

そこで、大臣に質問いたしますけれども、大臣はどのような資料を根拠にして中長期の開門調査は行わないことを決定されたのか、その根拠となつたすべての資料、データ、これについてお示しをいただきたいと思ひます。問題はないと思ひますが、いかがでございますか。

○亀井国務大臣 開門調査につきましては、ノリ不作等第三者委員会の見解の趣旨を踏まえまして、短期の開門調査を行う。これを補うためにいろいろの調査を実施し、これら調査をもとに、潮受け堤防の締め切りによる影響はほぼ諫早湾内にどまつており、諫早湾外の有明海全体にほとんど影響を及ぼしていない、こういう検討の結果を公表しているところであります。

また、中長期の調査の取り扱いにつきましては、中・長期開門調査検討会議におきましてさまざまな立場の関係者から広く意見を聴取するとともに、関係四県の水産試験場長を初めとする専門的分野の方で構成されます専門委員会から技術的、専門的な助言をちょうだいいたしまして、中長期開門調査の取り扱いに関する論点整理が行われたところでございまして、これを受けまして、私は、中長期開門調査を実施することにより、どのような成果が期待ができ、そしてどのような影響が生じ、それに対してどのような対策を……(金田(誠)委員「大臣、資料とデータだけ出してくださいますと、お願いしているんです。それをおっしゃつていただければ、イエス、ノーでも、もちろんイエスだと思ひますが」と呼ぶ)

私も、できる限りの資料の公表はいたします。

○金田(誠)委員 ありがとうございます。よろしくお願ひをしたいと思います。

五月十一日に説明をいただいた中に、「排水門

の常時開放によりガタ土が有明海に広がる様子、このように題したシミュレーションがございました。

このシミュレーションは、常時開放から三十日後までしか行われていなかったわけでございますが、例えば二カ月後どうなるか、半年後あるいは一年後、こういう形で行われるべきが当然だと思ひますが、局長、いかがでしょうか。

○太田政府参考人 お答え申し上げます。

「有明海の漁業関係者の皆様へ」の補足説明一に掲載しております。濁土が有明海に広がるシミュレーション、これでございますけれども、ノリ不作等第三者委員会、「調査のためとはいえ、排水門を開けることによつて、被害を生ずるようなことがあつてはならない、こういった見解を踏まえまして、中長期開門調査を実施することによります海域への影響を検討するために行ったものです。

それで、開門から三十日後までのシミュレーションの結果、排水門を常時開放いたしますことによつて濁土がえぐられ、その濁土がまぎつた水が潮の満ち引きに伴つて拡散するということによりまして、環境モニタリング等でこれまで観測されていような濁りが諫早湾内の広い範囲に広がります。さらに佐賀沖あるいは島原沖にもその濁りが広がっていくこと、そして、豪雨がないにもかかわらず、こうした状況が日常的に続いていくというところが明らかになつたわけでございます。そして、このような濁りが、まずは諫早湾内の漁業へ影響を与え、続いて有明海の漁業に影響を及ぼすおそれがありまして、常時開門を行う際には、被害回避のために所要の対策をとる必要があるということが明らかになつたところでございます。

つまり、そういうことが明らかになつたところで本シミュレーションは所期の目的を達したというところで、御指摘の三十日を超えるシミュレーションは行っていないということでございます。

○金田(誠)委員 局長が言うように、今回のシミュレーションは、濁土が有明海に広がらないよ

うにするための手だては講じられていない、そういう中でシミュレーションが行われているわけ

です。

そこで、大臣に質問したいと思ひますが、排水門のあけ方、閉じ方、あるいは濁土の流出防止などの対策を講じた場合、どういう対策を講じるかなどによつて状況は変わってくると思ひます。幾つかのケースを想定したシミュレーションが行われて当然だと思ひます。

そして、前段申し上げたように、例えば二カ月後どうなる、半年後はどうなる、一年後はどうなる、こういうものが行われて当然だ、幾つかの場合を想定して、それこそ半年後、一年後まで見たシミュレーション、そういうものをきちつと行うべきではないか、こう思ひます。

これについては当たり前のことだと私は思ひますが、ぜひ、そうした実施をするということで、ここで明言をしていただきたいと思ひます。

○亀井国務大臣 開門調査、これは、ノリ不作等第三者委員会の見解にも、有明海の環境変化の原因を探索し、その回復の方策を探る総合的な調査の一環として実施するものであり、排水門をあけること自体が目的ではない、こうあるわけであり

おりまして、農水省といたしましても、開門調査の実施によりまして漁業環境に影響を及ぼさないことは当然のことながら、背後地の安全性、この確保にも責任を有しておるわけでありまして、このようなことで排水門の操作を行うことはなかなか困難なことである、このように考えております。

この中長期開門調査の取り扱い、シミュレーションの結果だけでなく、さまざまな専門家の技術的あるいは専門的な助言や関係者の意見等を踏まえて、行政として真剣に検討いたしまして総合的に判断したところでありまして、御指摘のように、いろいろのケースでこのシミュレーションを行う必要、これについては考えていないわけであります。

○金田(誠)委員 何でいろいろなケースでシミュレーションを行うことを考えていないんですか。これでそんなに時間をとろうと思つて立つたわけでもないんですけれども、最悪の場合、何の手だてもとらないで一番悪い状態のシミュレーションをやっているわけですよ。それも、一カ月後までだけ。それでも結論を出していいんですか。

いろいろな手だてをとつて、こういう手だてをとれば濁土の流出はこうなるよ、水門のあけ方はこうすればこうなるよという幾つかの場合を想定して、その上で、したがつてだめとか、したがってこのケースであれば何とかやれるとか、そういう判断をしなきゃだめでしょう。最初にもうやらないという結論があつて、その結論を導くためにやつたような今回のシミュレーションで、被害漁民の方なんか納得できると思いませんか。やはり心構えをきちんと答えていただきたい、当たり前のことを私申し上げておるわけですから。幾つかの状態を想定したシミュレーションをやつて、その結果どうなるかわかりませんよ、だけれども、最低それをやるのは当たり前じゃないですか。

○亀井国務大臣 この件につきましては、先ほど来申し上げておりますとおり、専門家の技術的な問題等々、指摘を受けていろいろ検討してきたわけでありまして、それらの問題を総合的に判断して私申し上げておるようなわけでありまして、いろいろなケースがある、こういうお話でありますけれども、それらにつきましては、技術的な今日までの検討、これがなされておるわけでありまして、具体的なことにつきましては、局長から答弁をさせたいと思ひます。

○金田(誠)委員 答弁は要りません。これは本題でないですから、改めてきちつとやらせていただきます、こう思います。

いづれにしても、幾つかの手だてを講じた場合のシミュレーション、これがきちつとやられなければ、到底納得はされないだろうということだけはきちつと申し上げておきたいと思ひます。

次に、本題の方に移らせていただきます。御売市場法の一部改正について質問をいたします。

改正案の核心部分は、市場経由率の低下、市場関係者の経営悪化という事態に対し、規制緩和によつて市場の競争力の強化を図り、もつて市場経由率の回復と市場関係者の経営改善を図るといふものが骨格になつておるといふふうに受けとめさせていただきます。まさに竹中平蔵流の問題意識と処方せんであると思ひますが、こうした考え方は問題を解決することはできません。それどころか市場関係者の経営悪化は一層深刻になるだろうというふうに思ひます。こうした立場から、まず市場経由率の低下について質問をいたします。

市場経由率の低下は、輸入農水産物の増加、輸入の増加です。そして、外食や中食といった食の外部化の進展、この二点、つまり供給構造の変化、需要面の変化が主たる原因であると考えます。これに加えて、食に関する価値観の多様化ということも大きく影響していると思ひます。少なくとも卸売市場の規制が主たる原因ではない、私はこう考えますけれども、大臣、いかがでしょう。

○亀井国務大臣 市場経由率の低下の主な原因、これは、輸入品の増大のほか、食の外部化、これ

を含めまして、生産、消費、両サイドのニーズに変化があるわけでありまして、旧態依然とした規制の存在もあつて、市場が十分に対応していない、こういうことは考えられるわけでありまして、今回の法改正におきまして、外食あるいは加工業者や生産者や卸、仲卸業者との連携強化を図ることによりまして、卸売業者の第三者販売や仲卸業者の直荷受け等いわゆる規制の緩和、また外食、加工業者や実需者や産地のニーズに対応した計画的な買付け業務の自由化、あるいは機能、サービスマンに付した手数料の徴収を可能とするような卸売手数料の弾力化、このような規制緩和を進める、こういうことで機能を強化することが必要じゃないだろうか。

これにつきましては、既に先ほども答弁申し上げましたが、市場関係者との約三年間にわたります協議、調整をいたしまして、合意をしたわけでありまして、これら、やはり時代のニーズに合う新たな創意工夫、そういう中で、ビジネスチャンスを活用していただきまして、いわゆる生産者、消費者から選択される市場を構築していただく、こういうことが重要、このように考えておるわけでありまして、何とか市場全体、競争力強化が図られ、いわゆる市場外に流れております取引を再び市場へ取り込むことができるように期待をいたしておるわけでありまして。

○金田(誠)委員 大臣、御自身のお言葉で話しておられないような、そんな気がして残念でございますが、重ねて質問をいたします。

市場経由率を上げるためには、輸入農水産物をどうするか、これは自給率をどう上げるかということが一つの問題でございます。あるいは、食の外部化をどうするかという問題があるわけでございます。この二つの観点から、もっと腰を据えた、息の長い対応が求められていると私は思ふわけでございます。

それがなされずに、たとえ規制緩和によつて市場経由率が多少上がるものがあつたとしても、それは一時的なものにすぎないのではないでしょう

か。輸入農水産物の増加や食の外部化の進展が続く限り、残念ながら市場経由率は、それこそ市場原理によつて低下せざるを得ないだろうと思ふわけでございます。

現実から目をそむけなければ、私のように考えるのが当然だと思ふわけでございますが、重ねて質問をいたします。

○亀井国務大臣 先ほども申し上げましたが、時代が変わり、食の外部化の問題もありますし、輸入農産物はふえておるわけでありまして、そういう中で、やはり規制の問題、これらがいろいろあつたわけでありまして、今回、業界の皆さん方のお考えも入れまして、何とか、創意工夫、またいろいろビジネスチャンスをつくり出す。そういうお互いの努力をしていただくことによつて、この輸入農産物等、それら、今、直取引等々の問題も市場の中に取り入れる、こういう努力を、このような法改正、規制をいろいろ緩和する、そういう中で、知恵と創意工夫、そういうことをしていただいて、消費者、生産者のニーズに合うような市場というものを形成し、そして、市場経由率を高めていく努力をしていただくようにこの法改正をしたところであります。

○金田(誠)委員 卸売市場の経由率の低下ということは市場関係者にとつて今深刻な問題になっているということは、よくよく私も承知をしているところでございます。しかし、それでもなお、我が国における市場経由率は、諸外国に比較をすればまだ高い水準にあるということも仄聞をいたしているところでございます。

そこで質問をいたしますけれども、これは、本来あるべき市場経由率というものはあるんでしょうか、こういう数字は、これが存在するものかどうか。また、本改正によつて現在の市場経由率はどこまで引き上げられるというふうにおっしゃるんでしょうか。これについては数字でお答えをいただきたい、こう思います。

○須賀田政府参考人 市場経由率は、平成三年から十三年までに青果で八一から六九に落ちていま

すし、水産でも七七から六四に落ちている。この本来あるべき市場経由率というのはあるのかという御質問でございます。

これは、例えば牛肉のように、東京と大阪の市場の価格が、格付が非常にしつかりしていますから、それが指標になって、全国の牛肉取引の指標性のある価格になっている、こういうものについては、食肉の市場経由率が二割足らずといったように、少ないんですけれどもちゃんと機能を果たしているわけでございます。

ただ、そのほかのものにつきましては、私ども、卸売市場で大量取引の拠点を提供しているわけでございますけれども、当然のことながら、一般論として、流通過程での取引というのは市場原理と公正競争の確保が前提にならざるを得ない。そういう場が卸売市場でございますので、あるべき率というのはないんですけれども、そこでできるだけ経由率を上げていただければ、私どもとしては、安定的な取引であろうというのを感じますので、できる限り市場で取引していただければ安心ができるように思っております。

今回の改正、これは卸売市場の仕組みというのが、枠組みとか環境を規制しておりまして、その中で関係者が自主的に努力していく、ビジネスの場でございますので、その関係の方々の努力次第で、今の市場経由率も上がるということもあり得るんじゃないかというふうに思っております。

○金田(誠)委員 今、局長の御答弁の中で食肉の例が出されて、二割の経由率であつても、そこで価格が形成される、それが全国の価格になる、指標になるということだと思ふんですね。市場の機能の極めて重要な一部だと思ふわけでございます。

今、市場経由率は確かに下がっておりますけれども、その機能は果たしているのではないかと。消費者あるいは大手スーパー等の直取引があつたとしても、市場でどういう価格が形成されているかということが大きな指標になっているという状況をはりきちと見据えるべきであつて、公設市

場というのは、一定の規制の中で、公明正大な価格形成機能、これを失わせるべきではないというのが、今回、私の質問の大きな趣旨でございます。

本来の経由率があるとか、何%に上げるかというの、そういう観点から、それはいいでしょうということをお願いしたわけですね。それはいいんですよ。ないけれども、公設市場の役割というのはまさに食肉市場が果たしているような役割があるということ踏まえて物事に対処すれば、今回のような改正にはならないでしょうという話をしているわけでございます。

そこで、大臣に質問をしたいと思ひます。そうであれば、本来の改革とは、輸入と食の外部化に歯どめをかけながら、市場経由率の実態にに応じて、これはまさに市場原理で決まってくると思ひます、その実態に応じて、各市場関係者の経営が成り立つ仕組みをつくること、これが改革ではないですか。経由率の向上は、できればそれにこしたことはないけれども、規制緩和とそれが実現できるものではありません。そこを直視しなきゃならない。おかしい規制緩和をする、本来の公設市場の機能そのもので失つてしまふ。大臣、これはどうですか。そう思ひませんか。

○亀井(久興)大臣 卸売市場の役割、それは、一つは指標の価格の形成、これは大変重要なことであります。それが開かれた形の中で透明性の中で行われる、こういうことは大変重要なことであります。

そういう面では、いわゆる輸入のもの、そして食の外部化、こういう現実があるわけでありまして、こういうものを見据えて、やはりもう一方で、規制の緩和、そしてさらに、先ほども申し上げましたが市場の創意工夫、そしてさらに、公的な、公設市場につきましても、それぞれいろいろの整備等も、あるいは今回いろいろ考えておりますが、PFI、民間でできるものは民間でいろいろのことをしたいと、そういうようないろいろの機能を発揮し、公正な指標価格というものが

が形成され、また、生産者、消費者、食と農との関係、こういうものが市場を通じてそれぞれのニーズが集約をされて、生鮮食品の流通、その大きな基本的な位置づけがなされるように、国としてもいろいろの努力をしていかなければならない、このように思ひます。

○金田(誠)委員 答弁がちょっとわかりにくいんですけれども、重ねて質問をしたいと思ひます。次に、大臣、規制緩和、これが大きな柱になっているわけございまして、この規制緩和について質問をいたしたいと思ひます。

経由率を引き上げようということで無理をするものですから、改正案は、規制緩和を通り越して、何でもありというものになっていると思ひます。ルールなき競争の結果として、私は、次のような事態が起こるだろう、こう思ひます。

その一つ、卸売市場経由率は、輸入と食の外部化が増加する限り、規制緩和によつて歯どめがかからないということが一点目です。二点目は、その一方で、市場関係者は、勝ち組と負け組がはっきりしてくる。一部の強い市場、強い卸、強い仲卸、強い小売はいよいよ強くなり、大半の負け組の方はやつていけない状況になってくるだろう。三点目、ルールなき競争によつて、中央市場の最重要機能である公正な価格形成、この機能が損なわれ、市場の信頼が失われる。私は、こうなると思ひます。ならなきゃいいと思ひますけれども、改正案をやればこうなる、このことを心配いたしております。

こうなつては、公設市場の意味がないのではないですか。角を矯めて牛を殺すことになるのではないですか。大臣、いかがでしょう。

○亀井(久興)大臣 卸売市場、卸売業者と仲卸業者、この取引が順調に行われ、そして指標価格、指標性のある価格形成のための規制、また開かれた市場を確保するための規制、これはいろいろ講ずるわけでありまして、また、あるいは中央市場、これにつきましても整備を行うための国のいろいろの施策もあるわけでありまして、あわせて、今回の

の改正におきましても、卸売業者と仲卸業者の許可区分等、指標性のある価格形成のためにも、最低限の規制、こういうものはやはり引き続き存続しなければならぬ、こう思っております。

さらに、今回、この改正で、市場における適正な価格形成を確保する面で、卸売業者が公表する取引情報の充実であるとか、食の安全、安心、これを確保することであるとか、あるいは卸売市場での品質管理の徹底や仲卸業者の財務基準の明確化、こういうことの措置を講じておるわけでありまして、今回の卸売市場の改正によりまして、中央市場の公益性、こういうものは失われるものではない、このように認識をいたしております。

○金田(誠)委員 大臣いろいろおっしゃいましたが、今、今までの公設市場の核心になっている部分、商物一致規制であるとかそういう部分を、肝心の部分をこつり抜いてしまふ、すっかり骨を抜いてしまふような状態の改正ですよ。全く別物の市場にしてしまふ。それによつて、経由率が上がるのではないかと、市場が活性化するのはないかというのを期待していると思ふんです。だけれども、それはならないだろうと私は強く心配をしているところでございます。

それでは、なぜそうならないかということについて、各論にわたつて、この規制緩和の中身について順次質問をしたいと思ひます。

まず、商物一致規制の緩和でございますが、本来、この規制は、品質等を確認しつつ価格形成を行い、多数の買い受け人に分荷することが、公正な価格形成を図る上で、また効率的な取引を行う上で不可欠なことから規定をされた、こう言われているわけでございます。現在は、開設区域、この内と外でそれぞれ例外的な規定が設けられているという状況でございます。

こうした規制は今日でも有効であり、電子商取引の場合であっても、商物一致規制を緩和する理由はないというふうに私は思ひます。もし緩和すれば、例えば、北海道に存在する商品の価格が東

京の市場に上場されてそこで決まる、流通は北海道で流通するというのも、理屈の上では起こり得るということになるのではないかと。そうならば、公正な価格形成は損なわれる。東京で流通するものが東京の市場で値段が決まるんないです。北海道で流通するものが東京の市場で決まるかもしれないということでもあります。そうなる、強い市場、強い卸あるいは強い仲卸、これが全国的なネットワークで物を押さえることになる。しょうか。公正な価格形成という観点が大きく損なわれると思いますが、いかがでしょう。

○須賀田政府参考人 卸売市場の商物一致の原則の考え方は、先生のおっしゃったとおりでございます。物が大量に集荷をされる、その物を見ながら多くの人が取引に参加をして、公正な取引が形成されて、その結果の価格が公表される、そういうことをねらいにした原則であるというのはおっしゃるとおりでございます。

しかしながら、最近、規格化が非常に進んでおる商品が出ておる。こういうものについては、物流の効率化を考えますれば、必ずしも現物を見ながら取引しなくても、そこでの取引参加はみんなにしてもらって、インターネットで取引するということがあっても、公正な取引を、秩序を阻害しないのではないかと、今回例外的にこれを認めようというふうにしたわけでござい

ます。具体的にはどういふものが当たるかというのはこれから決めていくわけでございますけれども、例えば北海道のタマネギとか、こういうのは規格化の商品でございますし、恐らくこういう決め方をしても取引の秩序を害することではないのではないかと、今おっしゃる通りでございます。

この取引、公正な取引を、秩序を害する懸念もございまして、量でございますとか品目でございますとかは、ちゃんと開設者が確認した上で行いますし、その結果はちゃんと公表をするということで、公正取引を阻害する懸念というのをなく

すという措置をあわせて講じているものでござい

ます。○金田(誠)委員 そうおっしゃるのであれば、何も電子商取引に限って商物一致規制を取つたらうというやり方でする必要はないのではないかと、うふうに私は思います。これに関連して、法第七条による開設区域ということについて質問をさせていただきます。

法によれば、「その区域を一体として生鮮食品等の流通の円滑化を図る必要があると認められる一定の区域を」、「開設区域」として指定することができる。」こうなっているわけでございます。現実の指定は、東京都中央卸売市場を見れば、この開設区域は東京都というふうになっておる。しかし、現実には、例えば築地の市場は、埼玉から千葉から神奈川から、相当広域にわたって流通の拠点になっているというのはいまう常識なわけ

でございます。私の地元は北海道函館でございますが、この函館市中央卸売市場の開設区域は函館市というふうになっている。これは、市が開設者だから函館市というふうになっているんだと思ふんです。こういう開設区域の決め方は、法を犯しているというか、法に抵触しているのではないですか。例えば、私のところであれば、函館市のほかに渡島管内、檜山管内という、道南全域二十何町村が開設区域ですよ、実態としては、そういうところが非常に多いんだと思ふわけでございます。

開設区域の一覧表をもらって拝見しましたところ、東京都が開設者になっているから開設区域は東京都、何々市が開設者になっているれば何々市と、こんな決め方ですよ。その開設区域の中で一定の要件を満たせば、市場外の商物一致規制の緩和が今行われているということなんです。そこで、まずこの開設区域の指定を現実に合わせて広域化するべきであるというふうに考えます、これが

一点。あわせて、二点目の質問をいたします。この開設区域の広域化が実現をすれば、北海道

にある商品を東京市場に上場するというところでもない限り、電子商取引であつたとしても、商物一致規制を全面緩和する必要はない。その開設区域の中の開設者が指定する箇所であれば、これは今だつて商物一致規制の規制緩和になっているのではないですか。全面的に、全国どこにあつても電子商取引ならオーケーだ、商物一致規制緩和だ、こんな乱暴なことをしないで、原則、その開設区域内で流通する品物なんですよ。それがその市場で売買されるわけですよ。それじゃ、こんな乱暴なことをする必要はない。開設区域を現実に合わせて、それによって現行の規制のままでいいということになるんじゃないでしょうか。

この二点、開設区域の見直しと、そうならば商物一致規制の緩和の必要はなくなる、この考え方に

ついていかがでしょう。○須賀田政府参考人 卸売市場の開設区域は、その市場で取引される生鮮食品が主として流通する区域でございます。何に關係あるかといふと、その開設区域での食料消費量を見ながらおおよその取引規模を推定いたしまして、そして施設の規模を決める。ですから、申請のときに開設区域を市場規模の算定基準にしているわけでございます。その区域で流通されるであろう食料を見ながら卸売市場の施設を決めるわけでございます。

確かに、先生言われるように、それが実態と広がって流通しているというふうな指摘も受けるわけでございます。それで、そういうことであるならば、関係地方公共団体からの要請があれば開設区域を再設定するということも可能でございます。そして、しかるべき施設規模の卸売市場にする。ただ、遠くから仕入れることは今でも自由でござい

ます。次に、開設区域を広域化すればわざわざ商物一致の原則の例外をつくらなくていいじゃないか、おっしゃるとおりでございます。ただ、先ほど申し上げました北海道のバレイショ、こういうものが東京で流通している、そしてそれが規格性があるといったようなものは、現物を見なくても多く

の人が取引に参加したいであろうということ、そういう規格性のあるものであれば、量を限って、現物取引をしなくても公正な取引ができるのではないかと、今改正をしたわけでございます。

○金田(誠)委員 局長、これは私の言っていることの方がどうも筋が通っているみたいですね。局長、それは苦しい答弁でないですか。

まさに、開設区域の中で流通するというのが大原則なんです。そうであれば、開設区域の中であれば開設者の指定する場所にある商品の卸売、卸売業者が申請した場所にある商品の卸売、これは今だつて開設区域の中で可能なわけですよ。これは電子商取引に限ることないんですよ。では、電話で取引したらだめですか、ファクスで取引したらだめですか。特別に電子商取引だけ商物一致規制緩和というのは、筋論からいって合わない。

現実に、開設区域の見直しをして、その開設区域に運んできてもらえばいいわけでしょう。どっちみちそこで流通するという前提だ。そうでないものだとすれば、現実に流通する市場に上場すればいいだけの話でしょう。違いますか。だから、私の言っていることをそうですと云って、検討しますという答弁しかないはずですよ。

○須賀田政府参考人 理屈は先生の言われるとおりなんですけれども、現実には、市場外、その市場の開設区域外から仕入れられる、流通されるケースが多々ございまして、そういうものについて多くの業者が取引に参加する手法はやはり電子商取引、こういうものが最もふさわしいのではないかと、今おっしゃる通り、現実論に即した改正でございますので、何とぞ御理解をお願いしたいというふうに思います。

○金田(誠)委員 これは、本当にこんな答弁でいいんですかね、委員長。これは、ぜひひとつきちんと検討していただきたいと思ひます。我が党の対応としては、これは修正案を出すのかどうかについては、これは修正案を出すのか

ども、仮にこれが、法律は法律で通ったとしても、開設区域の見直しはやっていただけのわけでしょう。そういう中で、その運用の中で、電子商取引であろうがなかろうが、開設区域の中が原則だという形の運用というのはどうもできるのではないのかという気がいたします。これはしつかりとやっていただきたい。これをやりますと、アリの一穴みたいなことになって、何でもありみたいなことになって秩序が失われるということを懸念しております。ぜひひとつしつかりとやっていただきたい、強く要請をしておきたいと思えます。

次に、規制緩和、たぐさんの項目がありますのでまとめて、第三者販売、直荷引きの弾力化、買付け集荷の自由化、卸売手数料の弾力化、卸売業者による兼業業務等の届け出の廃止、卸売業者による許可に係る卸売以外の販売禁止規制の廃止、これだけ全部出てきているわけでございますけれども、これについて一括質問をさせていただきます。

ここまで認めてしまえば、まさに何でもあり、何をやるのも自由ということになるのではないのでしょうか。原則は維持しつつとか、いろいろちりばめられておりますけれども、そうはいってみても、実態としてはもうルールなき競争、何でもあり、こうなると、市場秩序の確立が困難となり、卸売市場の公共性を損なうことになる、こう思えます。

これはもうやり過ぎだ。前回の規制緩和でも、その後、市場関係者、かなりいろいろな状況に今なっているわけでございますけれども、これをやってしまつたら本当に深刻な事態になると思えます。こうした行き過ぎた規制緩和によって、一部の勝ち組のほかに、大多数の卸、仲卸の経営は悪化し、倒産、廃業が続出するところとなると本当に危惧をいたします。本当に心配をいたしております。これについてどうお考えですか。

○須賀田政府参考人 一般論で申し上げますと、規制を緩和して市場原理とか競争を導入すれば経済が活性化するという原則はあるわけでございます。

す。ただ、行き過ぎた緩和で逆に経済が不効率になる、こういうケースもございしますので、そのようなところにはいさるべく行政が関与をしていく、これは卸売市場であれば開設者が関与をしていく、こういう仕組みが望ましいです。手数料の弾力化のようにある程度経過期間をとる、こういうことが一般の行政のやり方としては望ましいわけでございます。

今回、いろいろ先生が言われました規制緩和の一つ一つにつきまして、経済活性化あるいは直荷引きだとか第三者販売は活動範囲の拡大のためのもの等々の目的をちゃんと示しまして、関係の方々に何回も協議をいたしまして、その結果、かかるべき逆荷と申しますか、規制緩和に対する逆荷をつけたら、経過期間をつけたらして今回の改正に至つたわけでございます。

したがって、今回の規制緩和のねらいは、卸売市場が活性化をして多様な取引とかサービスの提供が行われる、その結果が魅力ある市場づくりに資するんだ、そういう目的のためのものであるということについて御理解を賜りたいというふうに思っております。

○金田(誠)委員 項目が余りに多過ぎまして、第三者販売、直荷引きの弾力化という中身を突っ込んで、ここはこうならぬか、あんならぬかという話をしていくと、もう切りがないわけでございます。

商物一致規制の方だけ突っ込んだ話をさせていただきます。ただきましたけれども、事ほどさようなものではないでしょうか。このさままま挙げられた規制緩和の項目についても、これは節度を持って、中身の問題として、ぜひひとつ運用面でお考えをいただきたい、こう強く申し上げておきたいと思えます。

それと、一般論として、規制緩和、さらに経済の活性化、こういうつながりを強調されたわけでございますけれども、今までずっとこれは言われてきたことです。だけれども、本当にそうだったかという現実をきつと見定めていただきたいと

いうふうに思えます。とりわけ、雇用に関する規制緩和なんということで、派遣の自由化とかさまざまやりましたよ。結果、どうなりましたか。もうほとんど若い者は総フリーター化みたいな状態になっている。これで本当に日本の国はよくなっていると言えるか。職はない、あつたとしても臨時だ、パートだ、派遣だ、請負だ、契約社員だという形です。

そういう普通の国民を相手に商売をやっている商店は、もうやっていけないわけですね。いいところは、どこがいいところかというと、諸外国に輸出しているところ。それはもうコストをどんどん下げられますから、コストを下げて輸出圧力をかけて輸出して、そこが伸びているから、ならせば景気がよくなっているとか、経済指標が上を向いているということになっているんですが、それは一部の勝ち組ですよ。ならせば多少プラスになっているのかもしれないけれども、大多数はマイナスになっているんですよ。

その考え方でいうと、市場関係者もそうなりまして、一部の勝ち組はできるかもしれない。だけれども、大多数はやっていけない。この規制緩和をやるとそうなる、今だつてなっているんですから、そういうことを私は懸念しています。それから、何でもかんでも規制すればいいとは思いません。市場外で自由に流通するというものを規制して、しやにむに市場に上場しろなんということは申し上げません。それは経済原理です。

今まさに、その市場原理、経済原理によって、そうなっているんじゃないですか、そうなっているんですよ。より市場が有利に取引できる、安いものを買える、高く売れるということであれば、市場に戻ってきます。そのためにどうするか。規制緩和で一部の強い業者をつくつて大多数のところ

が成り立たなくなつたら、そうなりますか。市場のいいところは、安心できるということですよ。市場で値段が決まるというのが本場の値段だ。それを横目でにらみながら消費者とスーパーは取引しているわけでしょう。先ほど局長がおつ

しやつた、食肉は二〇%しか市場を経由しないけれども、そういう重要な機能を果たしている。青果だつて水産だつてそうでないですか。まさにそのところをそうでなくしてしまふような今の行き過ぎた規制緩和なんですよ。元も子もなくなる。竹中平蔵にだまされちゃだめですよ。本当にインチキなんだから。本当に腹が立つてしまうがないです。彼については、ぜひひとつ、その点を十分踏まえていただいて、時代の流行語に惑わされことなく、運用面で最大限やれるところまでやっていただきたいということを要請したいと思います。

次に、卸売市場の再編の促進、この項目について質問をいたします。改正案では、中央卸売市場整備計画に、運営の広域化もしくは地方卸売市場への転換を推進することが必要な中央卸売市場の名称を定めるというふうにあります。それはどのような基準によって定めることになるのでしょうか。

あわせて質問をいたしますと、現在は中央市場と地方市場を分ける明確な基準はないと思えます。例えば、取扱金額が最低の中央市場、これに対して取扱金額がこれを上回る地方市場は七十五、いたいた資料では、数えたら七十五ござい

ます。県によつては、中央市場がなくて地方市場のみというところも少なからずございます。その中で、中央と地方の明確な違いは、規制のあり方の違いでございました。しかし、本改正案によりその違いもなくなるといのが実態でございます。とすれば、地方市場への転換を言う以前に、中央市場と地方市場の位置づけ、これを根本的に再検討しなければならぬ、こういうところにもう来てしまつたのではないのでしょうか。これはいかがでしょうか。

○須賀田政府参考人 最初の御質問でございます。再編が必要な市場であるか否かの指標でございます。三つほどございまして、一つは、中央卸売市場でございますので、広域の流通圏の拠点に位置い

引き続きまして 卸売市場法の一部を改正する法律案について御質問をさせていただきたいとい

うふうに思います。

午前の質問者、また先ほどの金田委員の質問にもかなりダブリますし、関連をいたしますが、それぐらいそこにはつきりとポイントがあるんだというふうに思いますので、質問を、ダブることを恐れず、させていただきたいというふうに思います。

この法案の審議を見てきてはつきりしてきたことは、世の中が変わってきた、いわゆる生産サイド、輸入がふえてきた、それでまたお客様、消費者のニーズというものが多様になってきた、安全性が求められるようになってきた。そんな中、市場の役割というものが変わらなければいけない、また人口もこれから減っていく中、市場の経路率上がるか下がるか、上がったにこしたことはない、しかしながら、どうやって上げていくんだ、そんな活性化を考えなきゃいけないという中、一つの方法として、規制緩和によって市場原理を導入して活性化していくんじゃないかということが今回の法律の眼目、中心ではないかというふうに思っています。

疑問になるのは、本当にそれで活性化ができるのかということですが、こういう可能性、実効性ということについて議論をさせていただきたいというふうに思っておりますが、大臣、その前に、農業政策というものの物事の考え方、哲学というものが、世の中がこれだけ変わったんですから、これまでどおり生産者、供給サイドに偏った政策ではなくて、消費者と、そして生産をする、真ん中のバランスをとることが非常に重要になってくる、そのバランスをとるのが、この流れでいうと明らかに卸売市場である。この全体を含めて、どんな哲学、考え方を持って二十一世紀の農業政策の基礎を今つくろうとしているのかということをお伺いしたいんです。

これまで見ますと、生産者サイドから消費者を見て農業政策というようなものがつくられていたような感じがいたします。そうではなくて、これからは、食卓から生産者を見て、おのおの役割

がどうあるべきなのか、どういう規制をしていかなきゃいけないのか、どういう自由化をしていかなきゃいけないのか、こういう考え方に立つてこれからの農業政策を進めなかつたら、バランスがとれないというふうに思っております。量と質、それを両立させる、しかしながら、今までの量の部分とばかりが強調されてきた。そこに質の、消費者の部分をもっと重視していく必要があるというふうに私は考えるんですが、大臣はどんな気持ちで、どんな抱負を持って今大臣をされておられるんでしょうか。

○亀井国務大臣 今までの、過去の農業政策、それは産業振興と生産を中心、こういう形で今日まで来ておる面が多々あったと思います。しかし、ここ数年、あくまでも農業、農産物、それはいわゆる消費者のニーズに合う、また、いろいろ価値観も多様化しておるわけでありまして、やはり消費者のニーズに合う生産ということが行われなければならぬわけでありまして、今までは本場に、一方では生産した、それを一方では消費する、こういうことでありましたが、今日、やはり時代の要請、そういう中で、消費者のニーズに合う生産体制の確立ということが私は一番大切なことではなからうかと。

そういう面で、我が省もいろいろの考え方を、食と農の再生プランであるとか、あるいは、昨年七月、食品安全委員会のスタートと同時に消費・安全局を設置する、そして消費者に軸足を置く、こういう農政を展開する。それはあくまでも、やはり消費者と同時に生産者、両者が共存共栄できるような農政の展開をしていかなければならないのではなからうか、こういう考え方のもとで今進めておるわけでありまして、この卸売市場、そういう面では食と農のまさにパイプという面での一つの位置を占めるわけでありまして、卸売市場の重要性というものは、そういう面でも大変大きなものがあるわけでありまして、

○大谷委員 市場の役割の重要性というものがこれからはますますある。これまでの審議の中で大

分出てきたというふうに思うんですが、価格の形成、多様なニーズに対応する、あと、小さな農業から小さな小売業の方にも早く渡せる、いろいろな利点があるかというふうに思うんですが、特に今回の法律が、大臣から見ると、一番市場の機能の中でこの部分を強化するんだという売りの部分は何かなんですか、法案の売りの部分は、

○亀井国務大臣 やはり生産、消費、両サイドに伴うニーズをうまく結合する。こういう面で、時代の要請、特に食の外部化、そういう面で、卸売市場が経営が大変厳しい状況にあるわけでありまして、そして、その外部化の中で、いわゆる市場外流通、こういうようなものもあるわけでありまして、それはやはり、規制を緩和する、こういうことをいまして、そして実態に合うような、しかし、卸売市場のいわゆる重要性と申しますか、これは規制緩和におきまして、卸売業者、仲卸業者等々、やはり最低基準というものはしっかりと守っていかなければなりません、公設市場としての責務も全うしなければならぬところもあるわけでありまして。

それら、実態に合うような規制の緩和とあわせて、今日的には食の安全、安心、そしてさらには流通状況を的確に把握した情報の提供等々の問題も発信するような、そういう、法改正をすることによって、先ほど申し上げておりますとおり、外部化そして市場外流通、そういうものを市場の創意工夫、またチャレンジ、新しいビジネスというようなことを創意工夫する中で、それが自由になるようにしたい、こう思っているわけですね。

○大谷委員 そうですね、一言で言えば、卸さんや仲卸さんが自由に動きやすくなる、IT化であつたり規制緩和をやつて自由に動けることによって、市場外の流通を市場内に取り入れる、また新しいニーズに対応した市場をつくっていくことそれが本場にできるのかできないのかということ

が大きな議論だというふうに思うんですが、局長、その部分で、規制緩和、市場原理というものが導入されることによって大きく変わるんだという確固たる確証というのはなかなか難しいんですけれども、どこに自信を持ってこの法案をおつくりになられたんですか。

○須賀田政府参考人 私ども、今回、改正をするに当たって、市場の関係のいろいろな方にいろいろな御意見を伺いました。最もラジカルな御意見は、関西方面の水産関係の方は、徹底した競争によって活性化しなければもう卸売市場は将来にわたって見向きもされなくなるという強い御意見がございました。反対に、関東以北の方々は、そういうことよりも秩序の方を重んじるべきではないかという御意見もいただきました。

それで、ふと我に返るというわけではありませんが、例えば手数料、これは、手数料を固定しているのは、証券市場とかいろいろな仕組みがありますけれども、この卸売市場だけでございまして、制度だけでございまして、それから、そのほかにも、もう今日では、監視体制とかそれから情報の整備とかで、この御時世でこまめな規制が要るのかというように、例えば卸さんの買い付け集荷あるいは開設区域内での販売行為禁止、こういったものも、それは開放しなければ全体としての活性化につながらないだろう。それから、直荷引きだとか第三者販売は、新たな需要を開拓するために、将来の市場を大きくするため、これは避けて通れないだろうというように、ことをまとめまして、再び御意見をお聞きしたわけでございます。

その方向については、皆さん何とか是認をいただけた。ただ、所要の経過措置でございますとか、仕組みがおかしな場合の是正令措置でございますとか、こういういわゆる逆嚮をついてつ今日改正に至つたわけでございます。私ども、そういう環境の中で関係の人たちが競争をしながら自主努力をしていただく、これが卸売市場を魅力あるものにする道ではないかというふう

に考えております。

○大谷委員 局長が、省が意見を伺った方の中では、関西の水産の方では自由化、競争が我々を強くするのではないかとというようなことだったというふうに思います。私もいろいろ聞きますけれども、それだけにかかわらずいろいろな声があります。

私、ちよつとはつきりさせたいんですけども、これは、結局卸さんも仲卸さんも、御商売です。当然ながらもうかるところを見つけては新しいことをやっていくわけですね。現時点でもかなり、卸と仲卸の垣根は破つていませんけれども、法の許す範囲内で、今の現状を上手に利用をして御商売して成功されている方もおられます。また反対に、そこに乗り切れず経営が失敗している人もおられます。そんな中、片面の意見だけを聞いたんじゃないかという気がいたします。

午前の質疑者の中でだれに聞いたんだというような問いがございましたが、そこまで私、情報元を追及する気はございませんが、今回のこの法律、決してこれだけで市場が活性化する、また市場の経由率が高まるかというような思いはないんです。ほかに二弾、三弾があるんですよ。規制緩和のほかに、もっともつと新しい、では、こういうルールをつくるんじゃないか、こういう支援をしようじゃないかというのがまだ後に用意されている一発目なのか、いや、これで絶対にうまいこと市場の活性化ができるんだと考えているのか、そつちはどうなんですか。

○須賀田政府参考人 この法律改正、先ほど言い落としたのは、経営悪化をしている方々、こういう人たちが合併の方へ行く、あるいは率直に言いまして転廃業の方へ進む、そういうふうな道も今回用意はさせていただいたわけでございます。

今回つくりましたのは、私どもが言いましたのは器だけでございます。具体的な今後の運用は、市場ごとの業務規程でございますとか、市場ごとの仲卸さん、卸売業者さんの話し合いに基づく運

営方針でございますとか、こういうところにゆだねられているところが大変多いでございます。

それから、この国会の御審議の中で、今後こういうふうな指導もちゃんとしていけばという指導も私どももいただきました。今回の改正は、器をつくった、そのままだに出発点、第一段階というふうに私どもは心得ております。

○大谷委員 後でやろうと思つていた質問にそれは関連しちゃつていらっしゃるんですけども、開設者の今後の役割というところについて聞きたいんですけども、私が聞いたのは、市場を全体に活性化していく中で、規制緩和だけじゃないですよ、これからは役所はいろいろなことを考えていますよね、はい。では、例えばどんなものがあるんですかという話でございます。

○須賀田政府参考人 一つずつ申し上げますと、例えば手数料の問題、手数料をどういうような仕組みにするか。これは、おのおののサービスとか機能に応じた手数料にするというふうな話になっておりますが、例えば、どこまでその区別、差別的といひましようか区別的な取り扱いを認めるか。ここまでサービスすればこの手数料、大口、こういう取引で来ればこういうところ、そういうところは、市場それから扱う物によつて違うと思うんです。手数料一つにしても、そういうところは、ちゃんと話し合いの中で皆さんの満足のいくように決めてほしいというのが一つでございます。

それから、先ほど来ございました直荷引きとか第三者販売だとか、この品目と量の話でございます。

例えば、生産地の方から、こういうのをつくれば売れるんじゃないかという話が来たときに、その品目をちゃんと受け取って新規需要開拓を目指して試験的に売買をする、逆に消費者サイドの方から、こういうのをつくってもらえればいけるんじゃないかという話が来たときに、それを採択するかどうかとか、こういうまさにビジネス上の問題、これが今後の運用にゆだねられているという

ふうにしておりますし、そのよしあしに、死命を制するというのはい過ぎかもしれないけれども、多分にこの卸売市場問題の今後の魅力あるものになるかどうかにかかっているのではないかとこのように思っております。

○大谷委員 後でやろうと思つていたんですけども、規制緩和の時代であり、地域主権、現場主義の時代だというふうにも思ふんですけども、核心に関して御質問をした方の答弁を開きますと、いや、それは今後の運営、そしてもう一つが開設者のこれからの運営方針にかかわるんだということ、逃げたとは言いませんけれども、非常に自分と一線を切っているような気がするんですけども、それが、ある意味、現場に権限を渡していくというこれからの農業政策の中での手法だということだからそれはそれで結構なんですけれども、チェック機能をしっかり持つていただきたいし、ほつたらかしにしちゃいけないというふうにも思っております。

これはちよつと、開設者のチェック機能ということの後でやりたいんですけども、大臣、こんなことを言われているんですよ。私もこの法案を、たしかことしの初めに大臣に簡単に御質問をさせていたいただきました。鳥インフルエンザの問題と同じときにさせていたいただきましたが、それからいろいろ聞いてみると、今回の法律は卸売さんのことだけを考えた法律だ、市場の活性化とか全体を考えていないというふうにも言われているんですけれども、そんなふうには感じますか、そんなことをお聞かれになったことはありますか。もし違ふというならば、どこをもつて違ふとおっしゃいますか。

○亀井国務大臣 私はそのようなことは聞いておりませんけれども、やはりこれは市場の問題、卸だけでなしに、今後こういう形でいろいろ法改正をし、実態に合うような、後から実態に合うようなことをしておる法改正でもあるわけでありまして、ぜひこれを機会に、私は、卸さん、仲卸さんともども、新しい創意工夫というかビジョンづく

りと申しますか、その地域の市場をどうするか、やはりそれは生産者との問題、消費者との問題、あるいは荷受けの問題、集荷の問題等々、それがお互いにやはり話し合いというふうなものを構築していくことが必要なのではないでしょうか。そういう中で創意工夫がなされて、卸も仲卸も、それが、いろいろの扱いがふえるような努力をすることが必要のことじゃなからうか。

私自身、米の流通の關係で卸の仕事をし、小売店と一緒に、小売店のニーズに合うようなことをしなければならぬ。一方では、当時、私が仕事をしていたころは、食糧庁がその販売元でありましたから、なかなか、食糧庁からあてがいぶちの割り当てでそれぞれの米の銘柄を供給を受けたわけでありましたが、しかし、小売店からはやはり消費者のニーズに合うことを要求される、そういうのはだまに入つて大変私、苦勞してきた経験を持っております。

まさに仲卸の皆さん方というのはそういう立場におられるのではなからうか、こういうような気持ちを持ち、今回の法改正につきましたも、この法改正をすることによつて、卸、仲卸ともども、創意工夫、また新しいチャレンジというふうなもの、今、周囲はいろいろ変化をしておるわけでありますので、その対応をしていただくことができれば、このように思っております。

○大谷委員 卸、仲卸、両方がしっかりと経営面でもまた社会的役割も果たさなかつたら、食文化、農業政策はうまいこといかないということだというふうにも思います。

逆に質問できないのが残念なんですけれども、何で卸のための法律だと言われているんだというふうにしる皆さん思つたと思ひますけれども、大臣、こう思ふんですよ。卸さんの方が会社はでかいんです。仲卸さんというのは小さいんです。それで、卸さんが仲卸さんのやつている業務、すなわち量販店、小売店、そういうお店に売るといふのは、情報力、資本力、人材からすれば割にすぐできます。しかしながら、今度反対に、

相互乗り入れ、垣根がなくなる、限定的だという話を後でしますけれども、垣根がなくなると言っていますけれども、仲卸さんが新しいビジネスを見つけたといったって、全国から、世界じゅうから食材を持ってきたって、自分の市場に持ってくるんですね、そのどれが売れるかと。資本力、人的資源、情報ということで考えたら、明らかに不利ですよ。

両方仲よくしろといったって、ここが市場の一つの原則になると、市場原理が働くと、明らかに卸さんの方が強くなるじゃないですか。そこはどうか答えるんですか。両方とも考えている法律、たといふのは、どこをもって大臣はおっしゃっているんですか。

○須賀田政府参考人 確かに、現実には、卸さんは大きな資本の方が多々ございます。仲卸さんは、数からいきましても随分多くて、小さい経営の方が多いでございます。古い経営の方がおられます。そういう現実の問題、経済的地位からすれば卸さんの方がはるかに強いじゃないか、これは事実としてあるわけです。

今回の改正は卸さんのためだけじゃないかという印象を持たれますのは、手数料だとかそういう華々しい場面だろうというふうに思いますが。私も、仲卸さんに対しては、財務基準の導入でございますと、業務の多角化でございますとか、あるいは法律以外に、先ほど言いました体質強化策でございますとか、いろいろの問題を用意させていただきまして。そして、改正は、双方相まって市場機能を強化していくという方向でございます。

ただ、そのときに、先生言われるように、卸の方が力が強いんだから仲卸の方を抑えつけるようなことが生ずるんじゃないか、確かにそういう懸念はございます。自由になりましたから、そのところは何か、監視、それから不正な取引がありましたら是正命令、こういう措置を用意することによって、優越的地位の乱用、これは量販店で言われている話なんですけれども、卸対仲卸だっ

て、そういう不公正な取引のないように監視措置をきちんとしていきたいということで、実は仲卸さんからも事前の意見のとき意見がございましたけれども、そういうことで御理解を願ったわけでございます。

○大谷委員 限定とか監視とかいうものをしっかりとやっていく機能をつくっていくということですね。

局長にもう一個はつきりさせていただきたいのが、これは、決して、将来仲卸さんが要らない、存在しない市場をつくるということじゃないですよ。これは、限定ということがあつて余計に混乱しているというふうに思うんですね。

私は、何でも大臣に何をもちて卸業だけの法改正じゃないかということをお伺いしたかというところ、はつきり言えば、自信を持って払拭しておくべきですよ。仲卸さんの要らない市場は日本にはこれからは存在しないわけですね。そんなものは絶対につくろうとしないわけですね。その辺、どうなんですか、大臣でも局長でもいいですけども。

○亀井国務大臣 市場は、卸売があり、仲卸があるわけでありまして。卸はやはり農産物等々を集荷する役目があるわけでありまして、そして、それを今度は仲卸は選択して、それぞれ小売店等のニーズに合うものを選択して卸売市場からそれを買うわけでありまして、そういう面での機能がそれぞれあるわけでありまして、その存在がなくなるということ、これは卸売市場という形では存在しない形になると思います。

○大谷委員 限定となるので、運営上と言われているので、運営上でいろいろ考えていくというので、余計混乱が生じます。現場には情報が少ないので、ぜひとも情報をたくさん流していただきたい、この法案が通つてから、ますますさらに相互のコミュニケーションをぜひとも高めていただきたいというふうに思います。

それで、一つ、僕、腑に落ちないのがこの法案

の中にあるんですけれども、そうやって市場を活性化していく、卸さん、仲卸さんも元気になっていただくんだ、自由を得て元気になっていただくんだというふうになっているんですけれども、四割以上の仲卸さん、卸さんは三〇ちよつとが赤字になっている中、元気になっていくものとしていくのに、いわゆる経営改善措置というものがあつて、それを指導していくとかというふうにあるんですけれども、これは、仲卸さん、元気にならないんですか、仲卸さんがこれからはますますだめになるということを前提にしてこういうキツトを入れるんですか。その意図は何なんですか。

○須賀田政府参考人 私どものねらいとするとこれは、市場の機能が強化されて、それを構成する卸さんも仲卸さんも活性化をしていく、ここがねらいでございます。

ただ、現実には話しておりますと、先ほど先生まさに言われました四割の方が赤字、なかなか回転しない。中にはもう退場したいという意向の方もおられる。突然倒産等が起きますと、仲卸さんは専門小売店等を系列化しておりますので、その専門小売店の方も困る、ひいては消費者の方が困るということがございますので、前の改正で、卸さんには財務基準、早期の経営改善措置を入れたわけでございますけれども、今度は仲卸さんにもそういう財務基準を当てはめてみて、財務基準次第、例えば自己資本比率次第で、経営改善した方がいいですよという範囲に入っている仲卸さんに対してはそういうことを言う、合併した方がいいですよ、そういう仲卸さんにはそういうことを言う、そういうことを通じて全体としての仲卸業界の維持等を図っていく、そのための手法を今回措置したわけでございます。早目に経営の内容を仲卸さん自体にお知らせするという措置でございます。

○大谷委員 僕は、勝ち組、負け組が規制緩和で競争が激化した後にできてくるから、負け組用につくったのかなというふうに非常に懸念をして

おったんですが、そうではなくて、全体が強くなるために用意しているキツトだということなんですね。

これは、平成十四年度から実施されている仲卸業者再編推進支援事業というのがあります。これまでも何個かそういう卸、仲卸業なんかの支援事業というのは農水の方からあつたと思うんですけども、これまでの評価、それから、今後のこの支援策の拡充を含めて、では、どんな考え方を、ボトムアップするために、負け組対策じゃないですよ、ボトムアップするために、目的とどんなキツトを用意しているのか、どんなキツトを用意しようとしているのかも含めて少しお教えいただけますでしょうか。

○須賀田政府参考人 早期は正措置、金融機関でもそうなんでございますけれども、その業者の経営改善で経営改善が進むであろうという場合には、ここ、ここ、ここについて経営改善をしていただきたいという指導が行われる。それでは間に合わない、どこかと合併をする、そういうことによつて存続をするというような業者さんには、そういうことを言つて、その合併にかかります税制上、登録免許税の特例措置でございますけれども、そういうものを用意させていただいております。

そして、もう自分はリタイアする、退出するんだという決断をされる方もあるいはおられようかというふうにも思っております。そういう方を含めた仲卸業界の体質強化のために、市場ごとに仲卸業の体質強化策、内容は再編も含むわけでございますけれども、そういうものをつくりまして、要すれば、皆さんから拠出をもらつて基金をつくつて転廃業をされる方への支援措置にする、その拠出のお金は損金算入等の特例がとられるようにするという措置を用意はさせていただいております。

○大谷委員 僕自身も、今現在ここで確認した、こういう目的のためのこういう支援策がいいというものが無いんですが、必ずあるというふうに思

うんです。知恵を出す努力、それはきつとコミュニケーションと現場の情報収集から出てくるというふうにも思いますが、それをこれからもぜひともますます強く続けていた、きたいというふうに思っています。

ここでちょっとトピックを変えまして、先ほども出ていましたけれども、市場開設者が運営上、市場を活性化させていく役割にどんなふうな役割にしたいのか、きつと主役性を持って自己責任に基づき運営をするように、強力に指導をしなくてはならないという感じが現在持っています。

○大谷委員 強い信念は確認させていただきました。具体的にどうしましょう。まず八十六の中央から開設しているところ、何か利用者との意思疎通をもつとするように、こんなスキームを年間で何回までとか、そういうことができるのか、具体的にどんなことをやるんですか。これは明らかに役割が変わりますからね、今まではどうですか、どんなものが考えられますか。

○須賀田政府参考人 先ほども御質問がございましたけれども、私どもは、市場ごとに設置をしており、開設者が構成をしております。これは一挙にそこでのいろいろな審議ができるわけではございません。残念ながら現在不発でございまして、開催回数も年一回以下なぞというところもございまして、今回からは、この委員会を積極的に活用して、そこでちゃんと情報を出して審議する、もめるようなことがあったらちゃんと報告してもらいたい、こういうような仕組みをとりたいというふうなことを考えております。

意見聞きながら開設者が決めるということでございますので、非常に難しい運営を今後にするようになろうかというふうな思っています。私どもとしても、一々相談を受けながら、指導に努めていく必要があるかというふうな思っています。

○大谷委員 難しい役割を地方が、開設者が果たしているかなきやいけないうんですけれども、ここはしっかりとしたチェック機能が要するというふうには僕は思っています。

○須賀田政府参考人 率直に申し上げまして、幾つか中央卸売市場へ行きました。開設サイドの方は官業、県庁等の方でございまして、商売はそう得手ではない。卸さんと仲卸さんの古い方が市場の運営だとか大変ノウハウもありまして、商売上のごも熟知されている。何というんです。非常に怖がっている面もございまして、そして、なかなか言いたいことも言えないと

いうような場面にも出くわしました。国の方へ、直接言えないことを言ってくるというケースもございます。

○大谷委員 強い信念は確認させていただきました。具体的にどうしましょう。まず八十六の中央から開設しているところ、何か利用者との意思疎通をもつとするように、こんなスキームを年間で何回までとか、そういうことができるのか、具体的にどんなことをやるんですか。これは明らかに役割が変わりますからね、今まではどうですか、どんなものが考えられますか。

○須賀田政府参考人 先ほども御質問がございましたけれども、私どもは、市場ごとに設置をしており、開設者が構成をしております。これは一挙にそこでのいろいろな審議ができるわけではございません。残念ながら現在不発でございまして、開催回数も年一回以下なぞというところもございまして、今回からは、この委員会を積極的に活用して、そこでちゃんと情報を出して審議する、もめるようなことがあったらちゃんと報告してもらいたい、こういうような仕組みをとりたいというふうなことを考えております。

○大谷委員 既存の委員会の運営の強化ということ、ぜひとも局長の方から即座に、来週でもできると思っています。近く、開設者は利用者として、きつとコミュニケーションをして運営していくことが必要であるということをお伝えいただきたいというふうに思っています。

今回のこの法律、市場をこれからは活性化していく、重要性を確認し活性化していくということ

に關しては、私は大賛成でございます。そのための手法として、きつと一個じゃなくてたくさんあるんだというふうな思っています。そのうちの一個が規制緩和という市場原理を少し持ち込むということ、そこには運営の中で、限定であったりとかして、しっかりと監視機能を持つていくということが必要であること、これはきょう約束していただけたというふうに思っています。その監視機能が具現化されるようにするために何があるのかを今度はぜひ伺いたいというふうに思っています。

○大谷委員 三つ目、消費者の多様性あるニーズを満足できるような市場の役割を持たすための施策というものがこれまでも考えて出ていくんだよと。ある意味、現実の後追つかけみたいなのとありますが、大きな哲学というふうなものに合った案を二回目、三回目に出していただくというのをぜひとも大臣に最後一言約束いただけて、質問を終わりたいというふうに思っています。

○岸本委員 民主党の岸本でございます。卸売市場法の一部改正案について午前中からずっと質問がありました。多少の重なりはあるかもわかりませんが、あえて質問をさせていただきます。

ある農協組織がまとめた提言の中に次のような文言がありました。現在九〇％の青果物卸売市場への出荷は五〇％にしたい、ここ三年間で卸売市場五、直販三、直売二の割合にしたい、直売所や学校給食による地産地消、またインショップでの直接販売、量販店との契約販売で消費者に安心、安全な農産物を提供すると同時に、組合員の所得

向上を目指したいというものであります。

このように生産者の卸売市場離れが起きております。この流れは今後も加速すると思われるのですが、本案の改正によって卸売市場離れに歯どめがかかると考えておられるのかどうか、お尋ねいたします。

○須賀田政府参考人 今先生から、ある農協の意向ということで、生産者サイドから見た卸売市場の存在意義、直売でやりたいということを言っていたということでございました。

確かに、地産地消、そこでとれたものをそこで消費する、これは自給率の向上にも、安心、安全な食生活にも、子供の教育あるいは文化、伝統、こういった観点からも推進すべきものでございまして、その地産地消のための直売活動をよくないという気はございませんで、むしろどんどん進めべきことだろうというふうに思っております。

ただ、地産地消一つとりましても、その範囲は、市町村だけではなくて県単位あるいは広域単位で考えられます。その中で、市場がネットワーク化等をいたしまして地産地消の一翼を担う、現に担っている例もございまして。

地産地消との関係一つとりましてもそういうことがございまして、今回の改正で、生産者が委託手数料を払ってでもあの市場に出した方が有利だ、有利な取引がされるというような関係者の御努力がなされれば、生産者離れといったところの歯どめというものがかるんじゃないかというふうに思っております。

今後の日本の生産サイドの課題といたしまして、高付加価値化でございますとか、そういう差別化に取り組んでいく必要があらうかと思っております。差別化のためには、やはり消費者サイドに需要の実験をしてみらう。今度の第三者販売といったような制度も設けて、そういう機能が果たせるようにいたしました。そういうことを活用していただければ、生産者にもっとアピールできる市場制度というのが可能になるというふうに思っております。関係者の御努力次第というふう

に思っております。

〔委員長退席、小平委員長代理着席〕

○岸本委員 何かもうちょっと確固たる指導や何やらあってもいいんじゃないかな、そんなことも思うものですから、その辺はまたぜひお願いしたいなと思っております。

次に、卸売市場の問題点は、第一に、青果物の場合ですけれども、市場にきたものは、それが不良品であつてもすべてを受け入れなければならぬ。それから第二、価格はその日のうちに付けない。それから第三、一般消費者等への第三者販売が認められていない。第四、卸売、仲卸の業務を規制していること、たとえそこが子会社をつくつても規制を受けること。第五に、手数料が青果八・五％、果物七％と決められていることなどが挙げられると。

改正案は、先ほど来話がありましたけれども、規制を緩和し、業務を原則自由にするともに、手数料も段階的に自由化していくとされております。そもそも卸売会社、これは株式会社で、この手数料を法律で決めること自体おかしいのではないかなとも思っております。安易な規制の緩和は弱者の切り捨てに広がついていく。零細の卸売会社は、撤退するか吸収合併か、二者択一を迫られるのではないかと危惧しております。

本改正案には、卸売業者、仲卸業者の経営体質の強化という趣旨が込められていると思ひますが、具体的にどのような効果をもたらすのかというところを考えておられるのか、お尋ねいたします。

○須賀田政府参考人 まず、卸売業者の体質強化でございます。

これは手数料の弾力化を行います。手数料の弾力化を行うということは、サービスとかどういった機能を出荷者に与えるかによって顧客を引きつけることができる、ビジネスチャンスでもあるわけでございます。それから、開設区域内で販売行為が制限されていたのを緩和いたします。これは業務を多角化する道でもございます。それから、第

三者販売、仲卸さんを飛ばした販売が一部できるようにになります。これは業務活動を拡大する道でもあるわけでございます。そういうことをうまくビジネスチャンスととらえていただけて活動をしていただければ、売り上げを拡大していく余地が随分あるというふうに私どもは認識をしております。

それから、仲卸さんも同様でございます。いろいろな業務の限定が緩和をされますし、卸を通さない直荷引きというののも一部認められるわけでございます。これを積極的にポジティブに受けとめていただけて、これもビジネスチャンスを拡大していただくということをすれば、売り上げの増というところが図られるわけでございます。

要は、今回の緩和を新たなビジネスチャンスというふうにとらえていただけて、創意工夫を凝らしてサービスを提供することにより、みずからの体質強化を図る道ができたというふうにとらえていただきたいと思います。

○岸本委員 前向きに考えればビジネスチャンスなのかわかりませんが、何か弱者がそのまま捨てていかれるような、そういうふうな思いもあります。

次に、大臣にお伺いいたします。

世界に類のない卸売市場制度は、我が国の食料流通に多大な貢献を今までしてきた、これは、だれも異議を唱えないと思ひます。しかし、食品流通のチャンネルが多様化し、IT化の進展、それから、生産者と消費者が直接取引するケースがふえてきている。こうした時代の変化に対応するため

に、先ほどもありましたけれども、卸売市場関係者は経営戦略を見直していかなければならない。築地市場では、場内にも一般の消費者、これを受け入れているという話も聞きますし、既得権益であつた売り場、これも、昔はその場所を買いたいという人が、たくさん買い手があつたそうですが、今はそれもないというふうに聞いております。今後、さらに卸売市場の空洞化は私は進むと思っております。無用論さえ出かねない。

農林水産省は、卸売市場を今後どういう方向に導こうとしているのか、将来への方針をお聞かせください。

○亀井国務大臣 卸売市場、これは生鮮食料品の流通、このメインチャンネルになつておるわけでありまして、そういう中で、青果では七割、水産物では三分の二、まさに食と農のパイプ、こういうことになるわけでありまして、そういう中で、卸売市場が、価格の形成、また、いわゆる農産物の円滑な流通、こういうものを担つておるわけでありまして。

そういう中で、卸売市場、いわゆる品ぞろえの問題、指標性の価格の形成の問題ですとか、あるいは安心できる決済、あるいは公正な取引、こういう面での機能というものは十分発揮しておるわけでありまして、生産者、消費者のニーズに合う機能を発揮することが私は必要なことではなからうかと。

しかし、今回の改正におきましても、また、時代の趨勢、先ほど来鋭意申し上げておりますとおり、今回、この改正につきましても業界の皆さん方の意見を、お考えをいろいろ伺つて、そして、やはりいろいろな情報の提供、そして安心、安全の確保、あるいは低コストの流通、こういうことを図つていかなければならないわけでありまして。

今回、この法改正をすることによって、関係の皆さんに、先ほども申し上げましたが、この法改正の趣旨というものを十分御理解いただきまして、やはり今、輸入食品等、市場を経由しないものが、流通外があるわけでありまして。そういうものを、関係者の創意工夫と、そしてまた、時代がいろいろなものを要請するわけでありましてから、意外なところには私は新しいビジネスチャンスというものも見出すことができる、そのようなチャレンジ、こういうものもぜひ関係者がしていただく、この法改正を機に、そのような形で進んでいくことを期待いたしておるわけでありまして。

○岸本委員 わかりました。とにかく、今回の法案の改正で、ビジネスチャンスと前向きにとらえ

ろということ、今後出てくる、弱者といましようか、いろいろな問題点がまた出てくると思ひますので、その辺はまた御指導をしていただきたい、そのように思ひます。

次に、加工業経営改善法の改正案について質問させていただきます。

この法に基づいて、平成元年から昨年度まで、各都道府県知事から九百三十二件の経営改善計画が承認され、農林漁業金融公庫等から、融資総額が約四千三百七十二億円、融資の件数が千一百一件と報告されています。五年間の延長を求める法律案であり、政府側も、地域農産物の取引量の増加や雇用の創出など一定の効果を上っていると強調されておるのですが、成功例ばかりがすべてではないと思ひます。

この融資を受けられた業者の方々が、この五年間で融資が有効に活用されて、どう業績に反映されたかという検証はされたのでしょうか。お伺ひいたします。

○須賀田政府参考人 この特定農産加工法に基づきます融資先から農林漁業公庫が開き取ったわけでございます。これは平成八年度に融資した企業三十三社からの回答で、平成十三年度までに地域の農産物の取引量が約四割増加をした、平成八年度が三万一千五百二十トンだったのが、四万四千八百五十三トンになったというところの回答がございました。従業員も、平成八年、二千二百六十三人だったのが、平成十三年、二千四百八十六人、二百二十三人ふえているという回答がございました。

さらに、その経営改善効果でございます。例えば、十四年度見込みで、この特定農産加工業関係の業種を、この融資先以外すべて平均すると、これは売上高利益率がマイナスの〇・一七%なんです、この特定農産加工の融資先の利益率はプラスの〇・六%ということでございます。これで見ると、融資によるだけじゃなくて、御努力もあつたんだと思ひますけれども、この融資先の経営指標は平均よりもいいという結果を私どもは得

ております。

○岸本委員 そうしたら、もうほとんどがすばらしい業績を出して、その成果を残している、その認識でよろしいんでしょうか。——よろしいですか。はい。わかりました。

そうしたら、大変すばらしいものであるということ、次に、この法案の本質的な部分についてお尋ねをいたします。

歯どめのきかない農産物の輸入、それによって打撃を受ける特定業者、これらにも救済措置として本案が出されたものだ、そういうふう理解しているのですが、救済といつても借金に変わりなく、簡単に言えば対症療法的な法案ではないのかな、そんなふうにも思ひます。

そこで、お尋ねをいたします。これだけ政策評価があつたら、さらに延長するということでしょうから、説得力のある五年間の効果について説明を求めたい。そしてまた、こんなにはすばらしい法案であるならば、午前中に西川先生の方からもお話があつたと思うんですけども、どうして恒久法にせず時限立法なのか。私は、今後も輸入は増加するのではないかと、その中で、大臣は午前中のときには本案の恒久化については考えていない、これはもう農産物の輸入が減っていくのかな、そういう見通しのもとの答弁であつたのかなとも考へておるんですが、御説明を求めたいと思ひます。

○須賀田政府参考人 まず、本法の効果、先ほど来申し上げておりますけれども、本法に基づく融資先の業者の経営改善が進んでいるというのみならず、地域の農産物の取引量もふえておりますし、雇用の創出の面でも一定の効果を上上げてきております。

この融資、先生も御承知のように、貿易環境が悪化しているけれども、国産の農産物を原材料としていわば頑張っている農産加工業者の方の経営改善のための融資でございます。

そういうことでございますけれども、やはり企業融資でございますので、一定期間内に経営改善

を進められて、できる限りそういう環境に依じて頑張れる体力をつくっていただくということがこの融資の目的でございますので、ある程度期限を限って経営努力を促すということが適切というふうに判断して、五年間ということにさせていただきます。いたわけでございます。

○岸本委員 わかりました。別にむちゃくちゃ反対しているとか、そんなではないんです。

私のふるさととは和歌山ですから、オレンジの自由化、これには多大な影響を受けている地域でございます。ミカンの生産農家は、ミカンが安いので、加工の分野で何とか活路を見出そうと、もう必死になつて頑張っております。この制度を利用して地産地消にも貢献している業者もおります。つまり、加工に使う原材料はすべて地場の農家から調達しているわけで、まさに地産地消です。

私の家の本当に近くでも、桃、それから力キのB級品を、外に出せませんから、自分たちでお金を出して、年間売り上げが八百六十万円、それで借金ゼロ、時給四百円とボランティアで、地域の方々が前向きに、自分たちの損得なしにやっている。そして地域の活性化に結びつけようと、地産地消を促進しているグループもございます。時給四百円といつたら、もう今考えられませんから、そういうのも一生懸命やつておる。

また、雇用も含めまして地域の活性化に貢献しているところ、そういうところもあると思ひます。ほかのところですけども、安価な輸入果汁に対抗するために新作の搾汁機や皮むき機などの購入に融資制度を利用したところもある。

そこで、お尋ねをいたしますが、この特定加工業の業者が使う原材料は、すべて国産品を対象としたものであると理解してよろしいのでしょうか。

○須賀田政府参考人 この融資制度の仕組みでございます。経営改善計画を都道府県知事が承認して融資を決めるわけでございますけれども、その承認の要

件は、地域農業の健全な発展に資するかどうかの観点から審査をしております。率直に考えまして、先生言われたようなジュース工場等、原材料が季節性があるというようなことを考えますと、すべて国産で賄うという要件を付すというのはちよつと酷かなというふうにも思つております。

したがしまして、全量国産というまでいなくても、先ほどの要件でございます。国産原材料を積極的に使用して経営改善に取り組み、そうすることによって地域の農産物の取引量の増大、雇用の面でも効果が期待されますので、そういうものはこの融資の対象にしている。多少輸入の原材料を使つても、地域の農業の発展に資するのであれば融資の対象にするということで運用をさせていただきます。

○岸本委員 何かあれですね、僕は国産品以外が含まれるのはおかしいと。

聞いてみたんです。そうしたら、純国産でパンをつくっているそうです。力キを崩して。そういう努力をしているところもあるんですね。だから、やはりそういうところにはさらに何らかの支援をしていただけるようにお願いしたいな、そんなことも思ひますね。何かちよつと違うというのか甘いいつか、どうせするんだつたら徹底的にやつていただきたいな、そんなことも思ひます。次に、最近の食文化の変化について大臣にお伺ひしたいと思ひます。

ファストフードからスローフードと最近ではシフトチェンジされてきたように思ひます。これは大変結構なことだと思ひますが、最近、ジャンクフード、これが広がり続け、そして日本の伝統食文化が反響を開始した、そういうふうにも思ひます。大臣は、最近のブームは塩むすび、おむすびですけれども、あることを御存じでしょうか。高級なおにぎりが売れているんです。何か青山の専門店は、一個二百五十円する、私は二百五十円もするものを食べたことないんです。こういう塩むすびが飛ぶように売れているということであり、国会内にあるおにぎり専門店も大変繁盛

している。こうした背景にはどんな原因があると大臣は思われておられますか。御所見をお願いします。

○亀井国務大臣 もう三時を過ぎておりますけれども、おにぎり、私、子供のころ、今ごろになると、学校から帰って、母親がおにぎりをつくってくれた、その味というのは忘れないわけでありまして、やはりそういうものが、今日、ある量販店と申しますか、そこで新潟のコシヒカリを使っておいしいおにぎりをつくって販売をされている。今の青山の例。あるいはまた、国会の中でも、昼になりますと大変おにぎりをお買い求めになる。

やはり本当においしいと思いますし、手軽で申しやれな感じも思うんです。また、先ほど申し上げましたとおり、やはり昔の思い出と申しますか、母親の味というものを思い出すわけでもございます。そういう面ではやはり子供も大人も人気があるのではなからうかな、こう思います。

ぜひ、米の消費拡大、こういう面で、このころは、家庭で食事をすると、和食になりますと、いろいろなものをつくらなければならぬ。一方、パンになりますと、それこそハムエッグくらいと牛乳で済むような時代でありますから、パンと同じような感じでおにぎりを食べていただいで、米の消費の拡大をしていただけないかな、こういう思いを持ちます。

○岸本委員 これがブームになっているというのは、高くてもよく売れるというのは、やはり国民の食に対する安全、もちろん母親の味というものもあるでしょうけれども、食に対する安全性が反映されてきたのかな、そんなふうに思います。シンブルであればあるほど原材料にこだわる。つまり、高くても、厳選された米とこだわりの塩で握られたおむすび、これは消費者に受け入れられるという証明だと私は思います。これは加工品においても同様だと思います。

そこで、私はオレンジジュースに絞ってお伺いしたいと思えます。

今日日本で売られているオレンジジュースの国産品と輸入品の割合などについて農林水産省は把握されているのか。もしわかるようでしたら、教えてください。それと、輸入国についても教えてください。

○白須政府参考人 オレンジ果汁についてのお尋ねでございます。オレンジ果汁の我が国への輸入についてでございますが、まず平成十五年におきましては、九万二千トンということでございまして、ブラジルからが一番多いございまして、約七万トンということで、七五％でございます。アメリカからは約一万トン、一割、オーストラリアからは五千トンで、約六％というふうになっているわけでございます。

国産の方でございますが、国産のミカン果汁の生産量は、委員も御案内のとおりで、国産の生果の需給動向によりまして、年によりまして変動するわけでございますが、一番最近でございますと、平成十四年におきましては、国産のミカン果汁の生産量は一万一千トンということでございまして、その十四年におきましてオレンジ果汁の輸入量は十萬九千トンでございましたので、その輸入量に對します国産のミカン果汁の割合は約一割というふうな承知をいたしております。

○岸本委員 かなりの量が割合で違うと。味も違いますからね。私もこの間、国産と外国産のジュースを買ってきまして、僕の内てないところ、どこでコップに入れてもらいまして、自分でおいとあれで飲んでみましたが、やはり僕は和歌山で育ちましたから、小さいころからミカンを食べる。国産のジュースを飲んでいまして、一発でわかるんですね。やはり国産というのは少し酸味があるというんですか、しかし栄養が非常によい。国産品で多少値段が高くて売れているというのがございまして。一〇〇％のストレートのミカンジュースというのは、普通の百二十円で売っているオレンジジュースではなくて、本当に本物志向、さっきのおにぎりの話じゃないですけど、

も、そういうふうな形で、すぐ安心して国産のジュース、コマールシャルじゃないんですけれども、そういうものが和歌山のあそこのアンテナショップに置いてあります。それともかなり人気の商品だそうなんです。それをやはり皆さんに理解していただけるようにしていきたいなど。

ちよつと話は変わるんですが、九一年四月から牛肉とオレンジが自由化されました。日本のミカン農家は、先ほど来割合もお聞きしましたが、価格の安いオレンジと競争を強いられることになった。日本のミカンとオレンジは、同じかんきつであつても味も形態も違います。国産のミカンは英語でもミカンと通してほしい。外国へ行けば、日本食で納豆だつたら納豆、それから豆腐は豆腐というふうに言われているそうです。

この日本のミカンは、テレビを見ながら簡単に皮をむけるというのでテレビジョンオレンジとか、それとか、オーストラリアだつたかな、クリスマスは、日本のミカン、非常に高級なミカンを一つ買ってきて食べる、そんなのでクリスマスオレンジとか、いろいろな、名前の言い方がばらばらなんです。それを何とか、ミカンとならないものかな、そしてオレンジとの違いを出していかないのかな、そんなことも思っております。

ジュースとして加工されるものとなぜ同じように分類されてしまう。味も違いますし、呼び方も変えてほしい。国産のボンジュース、これは有名ですけれども、自動販売機で売られているオレンジジュースやレストランや喫茶店で出されているこのオレンジジュース、ほとんどがバレンシア種のオレンジの輸入果汁のものであると。色あせやカビから果実を守るために、かなりの発がん性の薬品ですか、ちよつと認められるようなものが入っていると。農業漬のジュースをありがたく飲んでいただくわけですね。

ちよつと名前が変わった、今は食品と暮らした安全基金というんですか、という組織が制作した「ポストハーベスト農業使用の実態」というビデオテープがあります。これによりまして、アメリカ

は、かんきつ類を農業処理した後で丸ごと圧搾してジュースをつくる過程が紹介されている。国産のミカンジュースは安全で安心な果汁一〇〇パーでつくられております。また、食品表示も正確になっております。

これに引きかえ、輸入の果汁のオレンジジュースには濃縮還元オレンジという表示しかされていない。輸入オレンジと表示する必要があると思ひますが、それは別として、厚生労働省にお尋ねいたしますが、輸入果実の農業検査の現状と、どれくらいのインターバルで行っているのか、さらに、加工された濃縮果汁などの残留農薬の成分分析などをどのように行っているのか、お尋ねいたします。

〔小平委員長代理退席、委員長着席〕

○遠藤政府参考人 まず、オレンジについてでございますけれども、平成十五年におきまして、輸入届け出五千七十七件に對しまして、残留農薬等に関して五百三十七件、一〇・七％の検査を実施いたしました。その結果、米産オレンジから一件の違反を発見いたしております。

濃縮果汁の方でございますけれども、加工食品ということで、これまで残留農薬の基準が設定をされております。そのために、ルーチンには検査を実施してないところがございます。

昨年の食品衛生法改正によりまして、残留農薬等がポジティブリスト制に移行することになりましたので、現在、加工食品についてのこういった残留農薬等の判断基準につきまして技術的に検討しているところがございます。それを待ちまして対応してまいりたいと考えております。

○岸本委員 国内で、安心、安全、食品については非常に言われているんですから、そういう可能性が非常にありますから、国内と同様の食品安全基準なり検査基準を設ける、そしてまた、輸入する際にはこれを相手国に対して強く求めていただきたいた、そのように思ひます。これを輸入の条件にするぐらいのつもりでいただきたいた、そんなふうな思ひます。

次に、安心、安全で、高付加価値、高品質の国産農産物を年間を通じて安定的に供給してほしいという加工業者のニーズに対して、国内農業生産が必ずしもこたえ切れていないという指摘、これはあります。現在、契約栽培等で国内の生産者と提携をしている食品製造業者は、将来、検討しているとした業者を加えると五割近くになるとされており。

このような状況を踏まえまして、農林水産省は、農業生産者と食品加工業者とのマッチングを図る必要があると思いますが、大臣、地産地消にと広がることで、農林水産省として仲介役などの取り組みなどを考えておられるか、御所見をお聞かせください。

○亀井国務大臣 食品産業、国産農水産物の約六割が仕向けられておるわけでありまして、国産原材料の使用拡大には食品産業と農林水産業との連携強化、これは大変重要なことであります。

そういう中で、安定的な取引ができる、そういうことで農業施設等の整備等につきましても、新製品の開発でも、交流会の開催、消費者への情報提供、こういう面で、やはり農業と食品産業とのいろいろの連携強化ということは非常に重要なことだと思いますし、それを推進しておるところでございます。

今後とも、契約栽培を含め、食品産業と農業との連携の強化にさらに努めてまいりたい、こう思っております。

○岸本委員 強いリーダーシップでよろしく願いたいと思います。時間がございませんで次へ行きます。

次に、私も、加工品の工場へ行っていろいろ聞きますと、一番の問題は何か。販路である、販路を確保したい、これはもう幾つかの業者さんにお話を聞きましたけれども、皆さんそう訴えておりました。

今年度、和歌山で、めっけもん広場というのが日本農業賞、これを受賞させていただきました。

最近、道の駅であるとか、産直、これらが活気を帯びてきている。そしてまた、各都道府県でも都内にアンテナショップを出して地元の名産品を売り込もうとどんどんやっております。ここでは、やはり生鮮食品よりも加工品に重点を置いて販売している。これはもうぜひとも農林水産省が首領をとっていただいて、国産加工品祭りとか、何かイベントを計画していただきたい、そんなふうにも思います。

先日、農林水産省の地下へ行きましたら、さすがに国産のジュースや珍しいお茶、加工品などの商品がそろえておりました。ドライフルーツなどの加工品はすべて輸入品でした。直営店ではないということですので別に文句を言うつもりはございませんが、せっかくですから、本省の売店になるべく安全な国産品を置いていただきたいなというのを要望しておきます。

金田副大臣、北海道が物産展のはしりであり、名産品も豊富である。ぜひとも、御多忙とは思いますが、各都道府県のアンテナショップへ足を運んでいただき、激励などをしていただきたいと思っております。また、加工品のイベント開催の計画なども含め、販路拡大の何か案がございましたら御所見を伺いたいと思います。

○金田副大臣 北海道庁では銀座のところに、北海道の物産展、アンテナショップみたいなのを開会させていたでいて、北海道産の加工品、食品の販路拡大に努めさせていたでいております。

また、農林水産省といまして、毎年、ことしやったのは第十九回ふるさと食品フェアというのをやっておりまして、東京のビッグサイトです約四万人の観客を集める、三日間で四万人でございまして、こういったものをやらせていただいで、八十五団体が出品している。そういった中で商談なんかもやらせて、これは財団法人の食品産業センターということで、農林水産省が後援させていたでいて、こういったものでも、毎年やっています食品フェア、こういったものをこれからもどんどん後援して、ふるさとの食品加工産業

業を元気づけていきたいというふうに考えております。

○岸本委員 よろしくお願いします。光を当てていただきたいというか、やはりそういう生産者にチャンスを与えていただきたい、そんなことをお願いしたいと思います。

時間もございませんで、これを最後の質問としたいと思えます。

BSEや鳥インフルエンザ、先ほど触れた輸入果物の農業問題など、国民の食に対する不信感が今ほど増大してきているときではないと思えます。全頭検査が担保されない限り輸入を解禁しないという大臣の英断には敬意を表しますし、牛や牛タンの原材料の危険性に国民が気づいてくれた点でも評価される問題であつたと考えます。

安ければよいだろうという時代は去り、スーパーなどでも消費者の目は食品基準に注がれております。食品表示については、我が党も、山田議員を中心に勉強会を開いて、いろいろと提言をまとめている最中でございます。スーパーの店頭などで、中国産ウナギのかば焼きや野菜は売れず、国産のウナギや生産者の顔が見える高い野菜が売れている、その傾向があるという現状でございます。

このような状況を見ますと、十年前の附帯決議の第二項にある、原材料を含む農産加工品の輸入の急増が経営基盤の脆弱な農産加工業に悪影響を及ぼすことのないように努めることという文言をもう一度再確認し、輸入原材料や輸入果物、輸入加工品に一層監視の目を光らせ、十二品目に限らず、生産行程の不明な輸入食品を排除し、安心安全な国産ブランドの復活に努めるべきだと考えますが、大臣の御所見を賜りたいと思えます。

○亀井国務大臣 輸入食品の安全性の確保につきましては、これは厚生労働省の検査所におきまして、食品衛生法に基づく監視、検査を行っております。

また、農水省におきましては、米麦や輸入食品の検査、海外の食品事故等の情報の迅速かつ効果

的な収集や分析、提供等を実施しておるわけでありまして、今後とも、厚生労働省と十分提携をし、積極的に取り組んでまいりたい、このように考えております。

○岸本委員 もう時間が来ましたので、これで終わります。ありがとうございました。

○高木委員 次は、白保台一君。

○白保委員 日本は、今、レストランや給食などで食事する外食とか、外で買って来てまたうちで食べる中食とか、いろいろな面で、いながらにして世界じゅうのあらゆる国のものを食べられるということなんです。こういう消費者や外食産業などのニーズに、我が国の農業生産が品ぞろえだとかあるいは価格の面で対応できない、そのことがまた自給率低下の大きな要因になっていると思えます。川上の問題としての農業、川中、川下の流通や食品産業が食料調達にどうこたえていけるかということが食料自給率に大いにかかわる問題であろう、こういうふうな思っています。

つい先週、私は、もとの国連難民高等弁務官をやられていた緒方女士にお話を聞く機会があつたんですが、今もまた、人間の安全保障をテーマにして、またJICAの理事長として活躍をされているわけでありまして、緒方さんは、日本の国益論は相互依存の世界の中での一部の議論にすぎない、自分の国だけで安全とかを議論しているようだが、単独行動からくるマイナスを考える、自分の行動が他にどう影響を与えるのか、人々の生活にどう影響を与えるのかは大事である、そんなことを語っておられたわけです。

日本は、地球規模の気候変動や国際環境の変化のために食料不足が起これば、世界じゅうから食料を調達する、そういうことになるだろう。そうすると、世界の食料需給のバランスというのが崩れて、発展途上国に大きな負担を与えることになるわけでありまして。日本の食料自給率の問題は、世界じゅうの人々に影響を与える問題をはらんでいるわけでありまして。今後、我が国の消費者が国内農産物を志向することで国内生産量が拡大する

ような方向を見出していかねばならない、このように思います。

しかし、我が国の消費者は、食の供給サイドに
関して不信とか不安を持っております。申すまでもなく、BSE問題や鳥インフルエンザ、偽装表示問題、無認可の添加物、衛生管理問題、残留農薬など、近年、川上から川下に次々と問題が発生して増幅されているのであって、モラルの問題も含めて、我が国農業の構造的な改革の必要に迫られているのが現状であろうと思います。

さて、我が国の農産物の流通は、卸売市場が中心となつて物流ネットワークを形成して、農産物の安定的な大量供給を可能にしてきました。しかし、そこでは消費者と生産者というのは切り離されて、顔の見えない関係が続いてきたわけであり、問題が起これば、不信や不安というのは加速度的に増大する構造にあったと言えると思います。

農産物の流通において、卸売市場では、野菜の取扱量が全体の八割を占めるなど、多様化する市場流通に押されているとはいえず、比重は非常に大きくなつてきております。

それで、全国の主要な青果卸の二〇〇三年度の売上高がまとまりました。十五年度全国青果卸ランキングというのが出ておりますけれども、その全体の八割以上が前年度より落ち込んでいます。消費の低迷とかデフレ経済の深刻な影響がここではうかがえるわけでありまして、東京、大阪、名古屋などの拠点市場に比べて、周辺市場卸の売上高の落ち込みが非常に激しい。集荷力の低下とそれによる販売力低下が原因と指摘されているわけでありまして、このままいきますと、拠点市場化に拍車がかかつて、市場は市場機能を失いかねない、こういう厳しさであろう、こういうふうに思います。

そこで、お伺いいたしますが、大臣、卸の集荷力低下と拠点市場が進む現状の認識についてどのような認識をお持ちか、お伺いいたします。

○亀井国務大臣 産地また実需者の大型化、そう

いう面で、あるいはまた道路網の整備等々が流通による広域化を進めておりまして、大量取引が大都市の卸売市場に集中している傾向、こういうことがあると思います。

また一方、集荷力の低下、こういう面で、地方の卸売市場は荷が集中する大都市の卸売市場から転送されている、こういうことがあり、また、物流コストの増大、取扱高の減少、こういう面で、地方の卸売市場が経営の悪化が進んできている、こういう実態だと思ひます。

そういう中で、やはり今回の改正によりまして、市場の再編を通じて、集荷力の強化であるとか買付け集荷の自由化等を活用いたしまして、地方の卸売市場の集荷、販売力が強化されることを期待いたしておるわけでありまして、

○白保委員 そこで、卸売市場の集荷力低下という厳しい現実に対応するために、さまざまな試み、方法論が検討されております。報道によりまして、兵庫県内では、卸売会社が連携し窓口を一本化して、共同仕入れをすることで集荷力の安定や販売力強化を図つて、市場機能を向上させようという試みもしているようです。

従来、卸売会社は、産地開発と他社との競争で、独自の取引を持つことで差別化を図つてきたので、連携はなかなか難しくうまくいかないという指摘も、こういう試みに対してもあるわけでありまして、卸による共同仕入れというのは、九州で七社が連携して行われたことがあるようでありまして、結局、各社の連携が難しかったに中断してしまつた、こういうふう聞いております。

そこで、産地JAや小売業の大型化が進む以上、市場は集荷力が安定的に高くあることが期待されます。そのためには、連携ではなくて事業提携や合併に行き着かざるを得ないと思ひますが、御所見を伺いたいと思ひます。

○須賀田政府参考人 集荷力の低下いたしました市場が集荷力を強化する手法、先生おっしゃいますように、事業提携、合併が主体的方法でございす。そのほかにも、より規制の少ない、民営化

もできるような地方卸売市場へ転換するだとか、あるいはネットワーク化をするだとか、いろいろな方法があるかと思ひます。

私も、これを上から強制するのではなくて、地域の市場の特性を生かす方向でその地域の人たちに選択してもらつて、いわゆる地域の意向を踏まえながら、どの道が適当かというのを選択して再編を進めたいというふうに考えております。

したがって、今回の改正で、卸売市場整備基本方針において地域の特性に配慮できる基準というのを明示を置いて、その上で卸売市場整備計画で地域の特性、要望を十分配慮して、その中に再編の方向を書き込む、こういう方法で対処したいというふうに考えております。

○白保委員 連携と個性化、差別化というのはなかなか難しい話なんだと思ひますが、そういった指摘もございすし、ぜひ取り組みをしつかりとやっていただきたいと思ひます。

今回の法改正で、卸の事業規制が大幅に緩和されるとともに、収益の八割を占める手数料が自由化されます。卸業者への影響が大きいと思われまが、ソフトウェアが求められていることだと思ひます。当面は、卸売手数料に関して開設者業務規程で定めることになるようでありまして、これも、市場ごとなのか、卸業者ごとなのか、あるいは産地ごとなのか、手数料設定の具体的な内容、議論もありましたが、改めて内容や指導方針、指針、卸業者への影響についてお考えを伺いたいと思ひます。

○須賀田政府参考人 今回の手数料の弾力化措置、機能、サービスに依じた手数料を取るということとございまして、全体として活性化をし、市場の利用度を向上させるというために行うものでございす。

ただ、行き過ぎた競争の結果、かつて卸売市場活動全体から見るとマイナスということも考えられますので、私どもは、この実施までに五カ年の準備期間を設けたということで、その間に各市場における産地だとか実需者のニーズに対応して

どのようなサービスを提供するかというのを十分議論していただきたいと思ひます。

それから、いざ弾力化ということになりましたら、開設者が定めます業務規程において手数料のことをみずから自主的ルールとして定める。例えば幅をつける、こういうケースについてはどうやらうじやないかということを決める。それは基本的に市場ごとの開設者が業務規程で定めるわけとございすけれども、その内容については、これからどのような内容にするか、十分相談しながら決めていきたいというふうに思ひます。

○白保委員 大臣、冒頭にも申し上げましたが、食品流通というのは、単に流通機構だけではなくして、国民の食の安全と安心を支えるライフラインでもあります。その健全な発展は非常に大事なことで、こう思うわけでありまして、

今回の法改正を目指す市場流通の将来像と卸仲卸の位置づけについて、大臣の御所見を伺つておきたいと思ひます。

○亀井国務大臣 卸売市場、もう先ほど来申し上げておりますとおり、国内の生鮮食品品の流通のメインチャネルであるわけでありまして、青果の七割、水産物の三分の二、こういうことで、食と農を結ぶパイプ、そして生鮮食品品の適切な価格の形成やあるいは円滑な流通、こういうことをしておるわけでありまして、さらには、生産サイド、消費サイドの双方のニーズに必ずしも機能強化を図ることが必要でありますし、また、卸、仲卸は、卸売市場におきましてはメインプレーヤー、こういう取引のメインプレーヤーではなからうかと私は思ひます。

そういう面で、今回の改正によりまして、いろいろ、この卸、仲卸業者の役割の一層の発揮を図るために、卸売業者の第三者販売あるいは仲卸業者の直荷引きに係る規制の緩和ですとか、あるいは買付け集荷の弾力化ですとか、あるいは卸売手数料の弾力化、こういうことをして活動範囲の拡大をしておりまして、財務の健全化、こういうことをこの法改正によりまして図つてまいりた

い、こう思っております。

○白保委員 次に、農産加工業と農業との連携の問題について伺います。

我が国の農産加工業は、国産農水産物の約四割が仕向けられて、食品産業全体が消費する国内農産物のうち大きな比重を占める存在であり、国民への食料供給の最前線であり、その役割もまた重要であります。農産物の輸入自由化やデフレ経済での価格低迷などの影響は、農産加工業、加工業を直撃するわけでありますが、原料、農産物を供給する農業にとっても大きな影響であります。

しかし、農業が地域ブランド化を図るなど攻めの姿勢に立ったときに、農産加工業は大きな役割を果たすのではないかと考えます。農業生産サイドが潜在的な需要のある高付加価値、高品質農産物を提供し、農産加工業を含む食品産業がこれを活用できれば、地域農業を大きく振興する可能性があります。農産加工業を含む食品産業事業者と農業者が相互に連携することは、地域農業の振興にとつて大変重要でありまして、ひいては食料自給率向上に貢献するものと思いますが、これを促進するために、国としてのどのような取り組みを行うのか、これを伺いたいと思います。

○須賀田政府参考人 現在、国産の農水産物の約六割が食品産業へ仕向けられているわけですが、まして、先生おっしゃいますように、農産加工業と農業の連携、地域農業の振興のためにも、自給率の向上のためにも極めて重要というふうに考えております。農業サイドにとつては、マーケティングだとか販売戦略だとかの経営のノウハウを得ることができ、新製品の開発なんかもチャレンジできる。加工業にとりましては、安定的な原料調達先が確保できるということでございます。

現在、私も、この食品産業と農業生産者間のマッチング支援、あるいは地域ブランド食品の開発等について支援を行っております。

中でも、食品産業と担い手等生産者の間のネットワークの構築、契約取引の推進等により食品産業と国内農業との連携強化といった方向を目指すというところをうたっているものでございます。

○白保委員 次に、加工食品ですね。消費者が手にしたときに、素材や成分、産地などを知るための食品表示が非常に重要な役割を持っているわけですが、食品表示は食品衛生法やJAS法などは規定されているわけですが、違反表示というのを後を絶たない。特にBSE問題での食肉偽装表示事件は、消費者の食品表示に対する信用を大きく失墜させているわけでありまして、これは記憶に新しいわけです。

食品表示に対する信用を取り戻すためにも表示の適正化が求められるわけですが、加工食品においては国産原料を使用することに対する消費者ニーズが高いようでありまして、加工食品の原料原産地表示の適正化を一層徹底すべきだ、こういうふうにあります。加工食品の原料原産地表示の適正化についての取り組みと今後の方針について伺います。

○中川政府参考人 消費者の方々の食に対する安心を確保する、あるいはお買いになる商品選択に資するということ意味で、原産地など食品の品質に関する情報を的確に提供することとは大変大事なことでありまして、思っております。

御承知のように、生鮮食品につきましては、既に、すべて原産地の表示が義務づけられておりますが、加工食品につきましても、平成十三年以降、例えばアジの干物ですとか、漬物ですとか、あるいはウナギのかば焼きといったふうに、逐次原料原産地の表示の義務づけをする品目はふやしてきて、現在は八品目に至っております。

ただ、こういった個別の品目に指定をするという方式では限りもありますので、昨年の八月から、厚生労働省と共同で、食品の表示に関する共同会議というところでこの問題について議論をいただいておりますので、例えば乾燥した農産物、あるいは塩漬けにした水産物といったように、生

鮮食品に近い加工食品につきまして、原料原産地の表示の対象として横断的、網羅的にカバーする、そういう方向でこの方針を取りまとめたいたるところでございます。本年秋をめどに新たな基準を制定していきたいというふうに考えております。

また、そういった各表示につきましてきちんと表示されているかどうかということは、私も、各都道府県に農政事務所がございます。ここに全国で約二千人の職員がおりますので、日々、きちんとした表示について、今、点検もやっております。こういった点は、これからもちつとした表示ができますように努力していきたいと思っております。

○白保委員 もう時間がありませんから最後になると思いますが、大臣、経営支援制度の意義と運用の評価についてですが、先ほどもこの法律について、この特定農産加工業経営改善臨時措置法というのは臨時措置法じゃなくて恒久法、制度にするべきじゃないかというふうな議論もありました。

本制度を五年間とすることの意義と、運用の評価に対してどのようにお考えなのか、最後に伺いたします。

○亀井国務大臣 御質問の件、関係、先ほど来、委員の方々からもお話をちょうだいしておること

であります。やはり、これまで累次の国境措置の変更の結果、農産加工品、半加工品の輸入が引き続き増加の傾向にあるわけでありまして、国内生産が減少する、依然として特定農産加工の業者の経営は大変厳しいわけでありまして。

しかし、五年間延長しまして経営改善を引き続き支援する、できる限り早期に経営体力の強化を促すという目的もあるわけでありまして、期限を切つて経営努力をぜひお願いしたい、こういう点であるわけでありまして。

○白保委員 時間が来ましたので、終わります。

○高木委員長 次に、高橋千鶴子君。

○高橋委員 日本共産党の高橋千鶴子です。初めに大臣にお伺いをします。

「卸売市場は、多様で鮮度の高い生鮮産品を志向する食文化・生活様式に適合した流通システムとして、生鮮産品の流通において基幹的役割を果たしている。」この言葉は、昨年九月二十五日に農林水産省総合食料局が発表した「卸売市場制度改正等に関する検討事項(メモ)」について、この冒頭にある改正の趣旨であります。この間のさまざまな研究会報告書も出される中で、繰り返しこの「基幹的役割」という言葉は位置づけられておりました。

今回の本改正案の大臣説明には、この改正の趣旨について、「流通の円滑化を図る上で重要な役割」という表現にとどまっておりますが、基幹的な役割という言葉がなくなつた。中身が変わつたのかどうか、ちよつと認識を伺いたいと思ひます。

○亀井国務大臣 私は、基幹的役割でよろしい、こう思っております。

○高橋委員 確認できたので、次に進みます。

昨日は、高木委員長の御案内で大田市場を視察させていただきました。クイズ番組組かと思うような丸い電光掲示板で競りを瞬時にやっている、大変先進的な市場だということを改めて感じました。

また、先月は地元で中央市場を見てきたんですけれども、そのときはおなじみのスタイルで青果の競りをやっているところを見ることができたんですけれども、そのとき案内してくれた仲野さんが言うには、競りの大事な役割というのは取引の結果がオープンであること、そのために、一部の業者間の不公平な取引を防止したり、あるいは中小の生産者も公平に安心して参加できるというところなんだと話されておりました、なるほどなと思ひました。

今、確かに競り取引の割合は、花卉を除けば三、四割台にも減少しておりますが、しかし、これ以上の規制緩和が進めば、結局壊されるのはこの大

を使いまして優越的な地位の乱用行為について対応をしていきたい、このように考えております。

○高橋委員 二問目についても少し触れていたんだんですけど、四月からの消費税の総額表示の導入によって仲卸業者の皆さんが、結局、外税だったときと同じ値段で納入することを求められている、実質値引き状態だ、もう大変な状態だということも訴えられたわけです。そのことをやはり公取としても問題意識を持って調査をしたんだということだと思ふんですね。

今、五十社に指導を行ったというお話がありましたけれども、もう少し具体的に、引き下げを求めてきた業者があったということ、数字が出ていいると思ふので、それを紹介していただきたいのと、これに対する認識、当然あつてはならないと思ふんですけども、そこを明確にお伺いします。

○山本政府参考人 ことしの二月から三月にかけて行いました調査でございますけれども、納入業者約三千七百社を対象にいたしまして調査をしたわけでございますけれども、その中で、総額表示の義務づけを契機にいたしまして価格の引き下げの要請を受けたという納入業者が一七・五％ございましたというの調査結果でございます。

ただ、すべての値下げ要請がいかぬというわけではございませんので、その中で問題が大きいと考えられました社、先ほど約五十社と申し上げましたけれども、正確には四十八社でございますけれども、その四十八社に対して改善を求めて、今その後のフォローをしているところでございます。

それから、あわせて、小売業者の団体につきましても、このような行為がないようにということをお願いしたところでございます。

○高橋委員 一七・五％、これは非常に重要な数字だと思ふんですね。ただ、サンプル数がまだまだ少ないですから、実態はもっと深くあるのではないのかなということ、私、非常に危惧しているわけです。

大臣、このような認識、どのように持つていられるでしょうか。

○亀井国務大臣 私ども農水省におきましては、優越的地位の乱用、このことにつきましては、公正取引委員会の指針に従ひまして、食品流通関係団体に対しまして、適正な取引、この推進を指導しております。

そういう中で、近年、量販店との取引が拡大する中で、量販店等がそのバイイングパワーを利用して、市場における価格の形成がゆがめられている、こういうことを言われておるわけでありまして、実は、農水省といたしましては、五月、六月を公正取引監視月間、こう位置づけまして、仲卸業者に個々の量販店との取引における納入条件を中心とした実態調査を実施するとともに、個々の売買取引ごとに主要な品目について取引結果につきましての点検を行つておるわけでありまして、また、本省、地方農政局、あるいは都道府県に、不適切な取引の通報、相談の窓口といたしまして、市場取引一〇番を設置することにしております。これとともに、独占禁止法違反事例につきましては、直ちに公正取引委員会に通報して、連携して対処することといたしております。

○高橋委員 大臣、今おっしゃりましたので、公正な取引がないように厳しく農水省としても指導していただきたいと思ふんですけども、やはり、この間の規制緩和が進むことによつて、こうした量販店との力関係というのでしょうか、これはますます重大なことになるのじゃないかな、そのことを非常に問題意識として持つていらるわけですか。

例えば、さつき、仲卸も直荷引きができるからいいんだなどというお話がありましたけれども、例えば青果で見ると、仲卸の業者は今二千二百六十二業者があつて、平均取扱高十一兆四千五百万円、そのうち、全国中央卸売市場協会の調査によりますと、業者数では全体の八・三％に満たない、売り上げが三十億円を超える大手の業者が、取り扱いシェアでは三八・五％を占めてい

る。逆に、約半数の業者は七億未満の売り上げなのに、シェアは一五・六％にすぎない。この差が一層拡大するのではないか、こういうことを感じるわけですね。そうすると、結局は、力のあるところが生き残つていくことになるわけですね。

ここで局長に確認をいたしますけれども、四月八日の参議院農水委員会では、「要は消費者と生産者の顔を近づけるために流通の段階を抜くという、そういう試みをする」と、「理解していいわけですね」という質問がありました。これに対して局長は、「私どものねらいはおっしゃるとおりでございます」と答えております。大変重大な発言だと思ひます。これは、私、卸の方たちが、こういう論議が委員会でもやられているけれどもどうなんだということを大変心配されてお話しされたんです。局長の真意と、これでいいのか、伺います。

○須賀田政府参考人 参議院での私の発言を、第三者販売の話でございますか。

○高橋委員 大変わかりやすくおっしゃつていらっしゃるんですよ。一つは第三者販売と申して、卸が仲卸を飛ばして小売と例外的に取引をする、それからもう一つ、逆に生産者と仲卸が卸を飛ばして直荷引きをする云々という話をしたときに、じゃ、要するに流通の段階を抜くんですねと聞かれて、「おっしゃるとおりでございます」とお答えしている。

○須賀田政府参考人 第三者販売と申しますのは、仲卸を抜いて卸が直接小売と取引をする、それから、直荷引きといふのは、仲卸が卸を抜いて生産と取引することでございます。

これは、趣旨は先ほど申し上げました、新製品をとりあえず取引する、逆に直荷引きは、新製品、デコボンみたいなものを、だれかが売れそうだとこののなら産地につくつてもらふ、こういう趣旨のものでございます。一般に流通し出したら卸売市場でちゃんと取引するというところでございますので、これは市場機能の拡大のためのものでござ

いますので、御理解を賜りたいと思つております。

○高橋委員 時間がなくなつたので、大変残念であります。それは限定されたものだということ、な言ひ方をされている。また、最初は、大臣が基幹的な役割は同じだと言つたんですね。しかし、本当にそうなのかということがどうしてもこの答弁の中ではちよつと伝わつてこないんですね。

二〇〇〇年の六月十四日付の日本農業新聞で、手数料の弾力化の問題について、合併を進めてきたけれども思うように進まないから提案したという農水省の担当者の声も紹介されております。やはりこれが本音なんじゃないのか。今でも地方の市場は一〇％他の市場から仕入れていまして、拠点の市場から。だから、こういう中で、弾力化とかあるいは流通の中を抜くということが、いろいろな規制はあるけれどもどんどんやられていく、それがどんどん拡大していくとなつたら、やはりそれはもつともと再編が進まざるを得ない。でも、そのことによつて、消費者の一番の要求である安全、安心ということが、身近な、生産者と近い、消費者と近い市場というのがだんだんだんだん淘汰されていくんだということにつながるということをやばりきんと見なければいけないんじゃないのか、そのことを指摘して、私の発言を終わります。

以上です。

○高木委員長 次に、山本喜代宏君。

○山本喜代宏 社民党の山本でございます。最初に、卸売市場法の一部改正案について質問いたします。

卸売市場の機能ということで、品ぞろえ機能、集分荷・物流機能、価格形成機能、決済機能、情報発信機能というふうに高い公共性を持つていいるということが言われておるわけでございます。しかしながら、市場経由率がどんどん低下をしてきているということでございます。原因として、輸入加工品の増加でありますとか、あるいは外食と

そこで、大臣にお伺いしますが、この原因が変
わらない限り、この市場経由率というのは、今回
の法改正をもってしてもどんどん低下することに
なるのではないかとこのことでもあります。この市
場経由率の低下ということを見るように見るの
か。生産者、消費者に対する影響ということに
対する見方をどのように認識しておられるのか。そ
れから、今後の食品流通における市場の役割とい
うのはどうあるべきかということを確認してい
かないと、卸売市場に対する政策というものは出
てこないのではないかとこのように思うわけで
す。ですから、食品流通における卸売市場につ
いてどのように認識を持っておられるのか、大臣に
お伺いします。

○亀井国務大臣 卸売市場、これは国内生鮮食料
品の流通のメインチャネルを持つておるわけであ
りまして、このことは先ほど来何回も申し上げて
おるところでもございます。そういう面で、青果
が七割あるいは水産物が三分の二、こういうこと
でありますし、さらに食と農を結びパイプ、そし
てさらに生鮮食料品等の価格の形成、そして円滑
な流通、これを持つ重要な役割を果たしておるわ
けであります。

また、卸売市場、今も御指摘がございましたが、
品ぞろえですとか価格形成、これは指標性を持っ
た価格形成、あるいはまた安心な決済、さらには
公正な取引、こういう機能を持つておるわけであ
りまして、生産者並びに消費者、この二ーズにこ
たえ得る卸売市場の機能強化、これを図ることが
重要なわけであります。

しかし、今日、そういう中で、いろいろな時代の
変遷、また生産者、消費者のニーズ、これに呼応
する面での情報の問題、あるいは流通状況の変化
に對しての規制の緩和、これも図らなければ
なりませんし、また、食の安全、安心、こういう
面の確保、さらには低コストの流通の実現、こう
いうことが望まれておるわけであります。

これらを今回のこの法改正によりまして、いろ
いろ是正することによりまして、卸売業者、仲

卸業者、そして市場開設者、そういう方々が、そ
れぞれ創意工夫、そして新しいビジネス等々に、
新しい時代の変遷に對するチャレンジ、こうい
うものを發揮していただくことによつて、二十一
世紀、我が国の食文化、こういうものを支える安
全、安心、そして効率化、こういう流通システム
を確立してまいりたい、このように考えておりま
す。

○山本(喜)委員 次に、手数料の弾力化、自由化
という問題についてでございますけれども、ある
新聞社のアンケートによりますと、この手数料の
自由化ということについては、賛成と答えたのが
一五%しかないわけですよ。あと、多くの、ほと
んどの卸会社は、やはり反対でありますとか、あ
るいはどちらとも言えないというようなことで回
答しておるわけです。

この業者の意向というのは、この法案に、この
自由化という問題について、意向が反映されたも
のとなつていないのではないかとこのことで、こ
の点についてお伺いします。

○須賀田政府参考人 手数料の自由化、弾力化問
題、昨年の九月に、私も、改正に関する検討事
項ということで、生産、卸、仲卸、それから小売
量販店、これらの団体の方々に順次御意見を伺
いました。

関係業界、特に卸の業界からは、この卸売手
料の問題についてさまざまな御意見をいただきま
した。一番極端なのは、もう直ちに実施せよとい
う御意見もございました。そのほかに、経過措置
をとってほしい、あるいは開設者に関与をしてほ
しい等々の御意見がございました。

こういう御意見をいただきましたと、さらに、今
回の改正にあるように、この手数料の弾力化につ
いては経過措置五年間をとる、業務規程で関与で
きるようにするということではないかというお話
を最終的に関係業界に提示をいたしまして、そう
いうことならやむを得ないという御意見を承った
上で、改正事項として御提案を申し上げていると
ころでございます。

○山本(喜)委員 しかしながら、この新聞社のア
ンケートなんかによりますと、手数料の自由化に
よつて手数料の引き下げ競争になり、安定した商
品の確保が困難になる、あるいは、実際には大市
場で決まる低い手数料が基準となつて、小市場は
生き残れないというふうな危惧が出されているわ
けです。

こういうふうな中小市場から出されている危惧
に對して、どのようにこたえていこうとしている
のか。

○須賀田政府参考人 私ども申し上げましたの
は、この手数料の法定でございます。これは、も
ともと何のために手数料の規制をしているかとい
いますと、生産者からそれ以上取つちやいけない
よ、それは上限はそこまでするという意味で規制
をしているんですけれども、いつの間にかそれが
既得権化してきている、気づいたときには、我が
国のあらゆる類似の制度の中で、証券でございま
すとか先物取引でございまして、そういう中
で、こういう規制をしているのは卸売市場だけに
なつてきた、こういうことをじっくりお話を申し
上げました。

ただ、直ちに自由化、弾力化をした場合には経
営の安定に支障が生ずるケースもあるということ
を伺いましたので、では、その経過期間内にいろ
いろ、どういったサービスをするか等々を話し合
つていただいて、さらに必要があれば開設者が業務
規程の中で、いわば自主ルールとして手数料の幅
を定める等の措置ができるからということで今回
の改正に至つたわけでございます。

○山本(喜)委員 この手数料ですけれども、卸会
社の事業収入のほとんどを占めている。実際、現
状、非常にその赤字がふえているということも
データが出てきているわけですよ。

先ほど言いましたように、この自由化によつて
かなり影響を与えるから、五年間の経過措置も見
ながら取り組んでいくということでございますか
ら、やはり政府としては、かなり大きな影響を与
えるということにはまず理解の上で進めているわけ

です。

その際、全体の業者の再編というものをどのよ
うに見ているのか、そして、その際の雇用等に与
える影響についてはどのように考えているのか、
お伺いします。

○須賀田政府参考人 卸売業者に對しましては、
前回の改正、十一年度の改正で、既に財務基準、
早期是正措置を導入しております、卸さんの自
己資本比率等に基づきまして、しかるべく経営改
善をするように、あるいは合併をするように等々
の指導をする体制ができております。それに基づ
きまして、合併等をされる方には、税制上の特例
でございますとか、制度資金による支援措置を
行つていこうとでございます。

今般、いろいろ業務の多角化も可能なような規
制緩和をしてございますので、やはりそこはビジ
ネスの世界でございまして、公正競争の中で自
己努力をして業務を改善していただきたいという
のが私どもの考え方でございます。

○山本(喜)委員 この卸売市場の再編についてで
すけれども、中央卸売市場それから地方卸売市
場、これはそれぞれ定義があるわけですよ、この
卸売市場法によつて。今回、再編によつて、中央
卸売市場を都道府県、一部事務組合、広域連合が
開設主体に変更する、あるいは民営化も含めた地
方卸売市場への転換を想定しているということ
でございますが、この中で、中央卸売市場あるいは
地方卸売市場、この役割とか機能の分担というの
はどうなるのか、どういうふうにかつてい
るか、お伺いします。

○須賀田政府参考人 中央卸売市場は、流通圏の
拠点となるようなところに、そこで取引されます
価格が指標性を持つということ、その公表義務
等、厳格な規制をかけた上で、特定の都市に限定
をして設置する、国が整備計画に基づいて設置を
進めていく、そのかわり規制は強い、こういう性
格のものでございます。

これに對しまして、地方卸売市場は、地域で、
地域の意思、意向によりまして、ここに集配の拠

点をつくりたいんだという場合に、知事の認可等を得て設置をするということになっていくわけですが、中央卸売市場に比べれば、業務の内容については、はるかに規制が緩和されているということだと思います。

今後の我が国の食品流通の問題を全体的に考えますれば、やはり指標性のある価格形成機能を有している中央卸売市場、こういうものは適正に配置される必要があるであろう。ただ、流通圏、交通網の整備等が行われておりますので、いつの時点か、その設置場所については、あるいは見直す必要があるのかなというふうに思っておりますけれども、そういう場合には、中央卸売市場が、そこにある必要がないといった場合で、もっと自由に活動したいという場合には、地方卸売市場に転換をすることも可能にするということだと思います。

いずれにしても、まだ、野菜の出荷安定制度でございまして、肉用子牛の補給金の制度でございまして、卸売市場で形成される価格を基準にした価格・所得安定制度がございまして、私どもとしては、中央卸売市場の機能というのは今後とも必要というふうに考えております。

○山本(喜)委員 ですから、中央卸売市場の機能が必要なのはわかるんですが、もちろんそうですけれども、今回、中央卸売市場を地方にも展開していくという中身でしょう。法律におけるその定義との整合性というのはどうなるんですか。法律で中央と地方と定義づけているわけでしょう。今回の法改正で定義づけているもので、どういうふうに整合性があるのか。法律上の整合性ですね。○須賀田政府参考人 中央、地方の役割等についての定義は、今回の改正によつては変えておりません。中央は、規制は強いけれども、指標性のある価格形成といった公益目的のために国が適正な配置を推進していくものという定義は変えておりません。

ただ、中央卸売市場の中にそういう機能を、あるいはもう必要ない、取扱量が減っている、流通

圏がぐっと拡大して隣の中央卸売市場の価格形成でその機能は果たせるといったようなものがあつて、そこが地方卸売市場、もっと自由に活動したいという意向を示されて、地方卸売市場になりたいたいというようなことがあれば、ちゃんとしかるべくチェックをしながら、そちらへの転換の道も開く、こういうことでございます。

○山本(喜)委員 次に、特定農産加工法の問題についてお伺いしますけれども、この法律ですが、我が国の国内農業の発展に寄与するというこの趣旨があると思うんですよ。そして、都道府県がこの計画、支援をする場合の計画を承認するに当たっては、地域農業の健全な発展に寄与するもの、ということも含めて条件があるわけでございます。これまでのこの法律で、国内の農業の発展に寄与しているということを示すデータというのはあるんでしょうか。

○須賀田政府参考人 農林漁業金融庫が平成八年度に融資をいたしました企業、三十三社でございます。ここへの聞き取りによりまして、この三十三社、平成八年度から十三年度までに、地域農産物の取引量が一万三千トン増加した。平成八年度三万一千トンの取引量だったのが、四万五千トンに増加した。また、従業員も二百人余増加をしておると。

そういう意味で、地域農業の発展のみならず、地域の雇用という問題を通じて活性化にも資するものになっておるということでございまして、融資だけの効果ではないと思ひますけれども、御努力も、自己努力もあると思ひますけれども、この特定農産加工の融資制度もその効果の一助になっているものというふうに考えております。

○山本(喜)委員 地域の雇用にも役立つというふうなデータはあるようですね。けれども、実際に輸入の影響というのとかかなりあるわけですね。「特定農産加工業種に係る輸入の影響」ということで、政府で出されている資料にもあります。かんきつ類もかなり減少しているという、さまざまな分野で減少のデータがあるわけですね。

ですから、今後、国内産業、国内の原材料、国産の原材料を使うということでの達成義務といひますか、そういったものについてきちんと方向づけをつけていくことが必要ではないかと考えるんですが、そのことをお伺いして、質問を終わります。

○須賀田政府参考人 現在、経営改善計画を都道府県知事が認定をいたします際に、現在の国産原材料の使用量と五年後の使用目標を書かすことになっております。

ただ、これを義務づける、達成しなければ繰り上げ償還だというような措置をとることにつきましては、やはり国内作も豊作、凶作といったこと、そういう変動もございまして、需要面での減少といったような当初予測できないような経済情勢の変化もございまして、やはりそこは総体として、義務づけは行わずに、都道府県知事の審査とその後の指導にゆだねることが最も現実的ではないかというふうに考えている次第でございます。

○山本(喜)委員 終わります。ありがとうございます。

業者には死活問題となるものです。また、中小卸は一層集荷競争で不利になり、経営を脅かされることになります。

第二に、買い付け集荷を自由化する問題です。買い付け集荷が必要であることは否定できませんが、利益率が低く卸売業者がリスクを負う買い付け集荷が完全自由化されれば、少数の大手卸への集荷集中が一層強まり、中小卸売業者の弱体化を促進することになります。また、買い付け集荷が際限なく拡大すれば、市場の価格形成機能の弱体化、産地に対する差別的取り扱いの禁止が形骸化することなど、我が国の市場制度の根幹にかかわる問題が生じる可能性があり、買い付け集荷は限定的なものとするべきであります。

これらの規制緩和により競争が激化すれば、ただでさえ経営悪化に苦しむ中小卸売会社の淘汰を進める危険性が否定できません。卸売業者の廃業は、地方では市場廃止につながりかねず、それは、専門小売店は仕入れ先を、中小産地は出荷先を失い、衰退を加速することにつながります。結果として地域商店街の衰退を招き、消費者への影響も免れません。

第三に、中央卸売市場の再編問題促進は、国が中央卸売市場を選別し、大型流通に適合する広域市場をつくり機能強化を行う一方、その他の市場については、取扱量が減少し経営が厳しくなれば、その地域で果たす役割にかかわらず、民営化や再編統合の対象となりかねないものです。また、仲卸業者の財務基準を定め、早期是正措置を行うことは、多くの仲卸業者に統合や廃業を強力に迫るものであります。

○高橋委員長 これにて両案に対する質疑は終局いたしました。

○高木委員長 たいま議題となつております両案中、まず、内閣提出、参議院送付、卸売市場法の一部を改正する法律案について議論を進めさせていただきます。

これより討論に入ります。

討論の申し出がありますので、これを許します。高橋千鶴子君。

○高橋委員長 日本共産党を代表して、卸売市場法の一部を改正する法律案に反対の立場で討論を行います。

反対の第一の理由は、委託手数料を自由化することです。

手数料が自由化されれば、卸売市場間、卸売業者間の手数料率の引き下げ競争を招くことは避けられず、収入の大半を委託手数料に依存する卸売

○高木委員長 これより採決に入ります。

内閣提出、参議院送付、卸売市場法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○高木委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○高木委員長 たいだいま議決いたしました法律案に対し、北村誠吾君外三名から、自由民主党、民主党・無所属クラブ、公明党及び社会民主党・市民連合の四党派共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を聴取いたします。白保一君。

○白保委員 私は、自由民主党、民主党・無所属クラブ、公明党及び社会民主党・市民連合を代表して、卸売市場法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案の趣旨を御説明申し上げます。白保一君。

まず、案文を朗読いたします。

卸売市場法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（案）

政府は、本法の施行に当たり、食品流通をめぐる諸情勢の変化に対応し、卸売市場が基幹的な流通機構としての役割を十分果たせるよう、左記事項の実現に努めるべきである。

記

一 卸売市場整備基本方針及び中央卸売市場整備計画については、関係者の意見を十分に踏まえ、地域の実情に即した卸売市場の適正な配置、効率的及び効果的な施設整備が行われるよう策定すること。

二 食の安全・安心確保のため、卸売市場における品質管理の推進については、各卸売市場の実情に応じた低温管理施設等の高機能施設整備及び品質管理に関する指導・研修等につき支援の充実を図ること。また、卸売市場流通に適合したトレーサビリティシステムの開発・導入を促進すること。

三 取引規制の緩和等に当たっては、市場取引の秩序が維持されるよう適切な運用方針を策定するとともに、差別的取扱い及び受託拒否が生じることのないよう十分監視すること。

また、委託手数料の弾力化及び各種奨励金の取扱いについては、市場関係者の意向を十分に踏まえ、円滑に移行すること。

四 卸売業者及び仲卸業者に對しては、経営健全化措置等を通じ、経営体質の強化が図られるよう適切な指導を行うこと。

以上の附帯決議案の趣旨につきましては、質疑の過程等を通じて委員各位の御承知のところでございますので、説明は省略させていただきます。

何とぞ全員の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○高木委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○高木委員長 起立総員。よって、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

この際、たいだいま議決いたしました附帯決議につきまして、政府から発言を求められておりますので、これを許します。農林水産大臣亀井善之君。

○亀井国務大臣 たいだいま法案を可決いただき、ありがとうございます。

附帯決議につきましては、その趣旨を尊重し、今後最善の努力をいたしてまいります。

○高木委員長 次に、内閣提出、参議院送付、特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案について議事を進めます。

これより討論に入るのでありますが、その申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

内閣提出、参議院送付、特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○高木委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。

たいだいま議決いたしました両法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○高木委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○高木委員長 次に、内閣提出、参議院送付、競馬法の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより趣旨の説明を聴取いたします。農林水産大臣亀井善之君。

競馬法の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○亀井国務大臣 競馬法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

我が国の競馬は、その収益により、国及び地方公共団体の財政に寄与するとともに、畜産業の振興に多大な貢献をし、また、国民に大衆レジャーの場を提供してきたところであります。

しかしながら、近年の景気の低迷に伴い売り上げの減少が続いている状況にあり、中央競馬については平成九年のピーク時と比べその八〇％の水準にまで減少し、地方競馬については平成三年のピーク時と比べその半分の水準にまで減少してきており、平成十三年度に三団体、平成十四年度に二団体が競馬事業から撤退をしております。

このことにより、本来の競馬事業の目的である国及び地方公共団体の財政への寄与等の公益への貢献に支障が生じてきており、競馬事業の収支改善を図ることにより、公益への一層の貢献を図っていくことが求められております。

このような状況にかんがみ、競馬事業の収支改善を図るため、競馬の実施に係る規制を緩和し、競馬主催者が自主的に事業収支の改善を行える範囲の拡大を図るとともに、地方競馬主催者に対する必要な支援等の措置を講ずることとし、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして、御説明申し上げます。

第一に、競馬の実施に係る規制緩和等でありまして、

具体的には、日本中央競馬会は都道府県、市町村または私人に、地方競馬主催者は他の都道府県または市町村に加え日本中央競馬会及び私人に、競馬の実施に関する事務を委託することができることとしております。

また、複数の競走の一着馬等を同時に的中させる勝馬投票法である重勝式勝馬投票法を導入するとともに、試行的制度として払戻金に上乗せして特別給付金を交付してきた特別給付金制度を恒久化することとし、単勝式勝馬投票法及び複勝式勝馬投票法の払い戻し率を見直すこととしております。

さらに、勝馬投票券の購入等の制限の対象から成年である学生生徒を除外することとしております。

第二に、地方競馬主催者に対する必要な支援であります。

具体的には、地方競馬主催者が事業収支改善計画を作成し農林水産大臣の同意を得た場合には、地方競馬全国協会への交付金の一部の交付を猶予することとし、競馬事業から撤退した場合には、農林水産大臣の同意を得て、猶予された交付金を競馬事業からの撤退に必要な経費に充てることができることとしております。

また、地方競馬主催者は、競馬連携計画を共同で作成し農林水産大臣の認定を受けることにより、当該競馬連携計画に基づく事業につき地方競馬全国協会の補助を受けることができることとしております。

さらに、地方競馬全国協会が行う競馬連携計画に基づく事業に対する補助業務及び競走馬生産振興業務に必要な資金を確保するため、五年間に限り、地方競馬全国協会の勘定間の繰り入れを認めるとともに、日本中央競馬会から地方競馬全国協会へ資金の交付を行うこととしております。

第三に、勝馬投票類似の行為の特例であります。

のみ行為の情報を収集するため、競馬主催者の職員は、農林水産大臣の許可を受けて、勝馬投票類似の行為をすることができるとしております。

以上が、この法律案の提案の理由及び主要な内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いた、いただきますようお願い申し上げます。

○高木委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

今回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時十分散会

競馬法の一部を改正する法律案

競馬法の一部を改正する法律

競馬法(昭和二十三年法律第五十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十八条の二」を「第十八条に」、「第二十三條の三十」を「第二十三條の三十七」に、「第二十九條」を「第二十九條の二」に改める。

第三條の次に次の一條を加える。

(競馬の実施に関する事務の委託)

第三條の二 日本中央競馬会は、政令で定めるところにより、競馬の実施に関する事務を都道府県、市町村又は私人に委託することができる。

第四條に次のただし書を加える。
ただし、競馬場内の秩序の維持に支障を及ぼすおそれがないものとして農林水産大臣の承認を受けた場合は、この限りでない。

第五條に次の一項を加える。

3 第一項の勝馬投票券については、これに記載すべき情報を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして農林水産省令で定めるものをいう。以下この項において同じ。)の作成をもつて、その作成に代えることができる。この場合においては、当該電磁的記録は第一項の勝馬投票券と、当該電磁的記録の記録は同項の勝馬投票券の記載とみなす。

第六條中「連勝複式の四種」を「連勝複式(以下この条及び第十二條第四項において「基本勝馬投票法」という。)並びに重勝式(同一の日の二以上の競走につき同一の基本勝馬投票法により勝馬となつたものを一組としたものを勝馬とする方式をいう。以下同じ。)の五種類」に、「各勝馬投票法における」を「勝馬投票法の種類(重勝式勝馬投票法その他農林水産省令で定める勝馬投票法については、当該勝馬投票法ごとに農林水産省令で定める種別。以下同じ。)ごとの」に改める。

第七條を削る。

第八條第一項中「日本中央競馬会は、」の下に「単勝式勝馬投票法及び複勝式勝馬投票法の」を加え、「各勝馬投票法」を「勝馬投票法の種類」とに、「附録」を「付録」に、「残額」を「残額に付録に定める第三号算式によつて算出した金額を加えた金額」に、「按分」を「あん分」に、「払戻金」を「払戻金」に改め、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 日本中央競馬会は、連勝単式勝馬投票法、連勝複式勝馬投票法及び重勝式勝馬投票法の勝馬投票の的中者に対し、当該競走に対する勝馬投票券の売得金の額を勝馬投票法の種類ごとに区分した金額について、付録に定める第一号算式によつて算出した金額から付録に定める第二号算式によつて算出した金額を控除した残額(重勝式勝馬投票法において第九條第一項又は第三項の加算金がある場合にあつては、これに当該加算金を勝馬の数で除した金額を加えた金額)を、当該勝馬に対する各勝馬投票券にあん分した金額を、払戻金として交付する。

第九條中「場合」の下に「(次条第一項に規定する場合を除く。)」を加え、「附録」を「付録」に、「按分」を「あん分」に、「払戻金」を「払戻金」に改め、同条を第八條とし、同条の次に次の一條を加える。

第九條 重勝式勝馬投票法の種別であつて勝馬の的中の割合が低いものとして農林水産省令で定めるもの(以下この条において「指定重勝式勝馬投票法」という。)についての勝馬投票の的中者が不在の場合における売得金は、その金額からその金額に前条の規定により農林水産大臣が定める率を乗じて得た金額及び付録に定める第二号算式によつて算出した金額を控除した残額を、当該指定重勝式勝馬投票法と同一の種別の指定重勝式勝馬投票法の勝馬投票であつてその後最初に的中者があるものに係る加算金とする。

2 指定重勝式勝馬投票法について、第七條第二項の払戻金の額が農林水産省令で定める払戻金の最高限度額を超えるときは、その最高限度額に相当する額を払戻金の額とする。

3 前項の場合における払戻金の最高限度額を超える部分の第七條第二項の払戻金の額の総額は、当該指定重勝式勝馬投票法と同一の種別の指定重勝式勝馬投票法の勝馬投票であつてその後最初に的中者があるものに係る加算金とする。

4 指定重勝式勝馬投票法の実施を停止する場合における第一項及び前項の加算金の処分については、農林水産省令で定める。

算式によつて算出した金額を控除した残額(重勝式勝馬投票法において第九條第一項又は第三項の加算金がある場合にあつては、これに当該加算金を勝馬の数で除した金額を加えた金額)を、当該勝馬に対する各勝馬投票券にあん分した金額を、払戻金として交付する。

第九條中「場合」の下に「(次条第一項に規定する場合を除く。)」を加え、「附録」を「付録」に、「按分」を「あん分」に、「払戻金」を「払戻金」に改め、同条を第八條とし、同条の次に次の一條を加える。

第九條 重勝式勝馬投票法の種別であつて勝馬の的中の割合が低いものとして農林水産省令で定めるもの(以下この条において「指定重勝式勝馬投票法」という。)についての勝馬投票の的中者が不在の場合における売得金は、その金額からその金額に前条の規定により農林水産大臣が定める率を乗じて得た金額及び付録に定める第二号算式によつて算出した金額を控除した残額を、当該指定重勝式勝馬投票法と同一の種別の指定重勝式勝馬投票法の勝馬投票であつてその後最初に的中者があるものに係る加算金とする。

2 指定重勝式勝馬投票法について、第七條第二項の払戻金の額が農林水産省令で定める払戻金の最高限度額を超えるときは、その最高限度額に相当する額を払戻金の額とする。

3 前項の場合における払戻金の最高限度額を超える部分の第七條第二項の払戻金の額の総額は、当該指定重勝式勝馬投票法と同一の種別の指定重勝式勝馬投票法の勝馬投票であつてその後最初に的中者があるものに係る加算金とする。

4 指定重勝式勝馬投票法の実施を停止する場合における第一項及び前項の加算金の処分については、農林水産省令で定める。

第十條第一項中「前二條」を「前三條」に改める。

第十一條中「第八條及び第九條」を「第七條から第九條まで」に、「次條第四項」を「次條第六項」に改める。

第十二條第一項中「各勝馬投票法において、」を削り、「勝馬投票券」の下に「(重勝式勝馬投票法に係るものを除く。次項及び第三項において同じ。)」を加え、「左の」を「次の」に、「一」を「いずれかに」に改め、第三號を削り、同条第四項中「前三項」を「前各項」に、「引換」を「引換え」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「因り」を「より」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

改める。

第十二條第一項中「各勝馬投票法において、」を削り、「勝馬投票券」の下に「(重勝式勝馬投票法に係るものを除く。次項及び第三項において同じ。)」を加え、「左の」を「次の」に、「一」を「いずれかに」に改め、第三號を削り、同条第四項中「前三項」を「前各項」に、「引換」を「引換え」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「因り」を「より」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 重勝式勝馬投票法に係る基本勝馬投票法の投票が前三項の規定により無効となつた場合は、当該投票の勝馬投票券に表示された番号の馬(連勝単式勝馬投票法及び連勝複式勝馬投票法を基本勝馬投票法とする場合にあつては、その勝馬投票券に表示された組)をその勝馬投票券に表示する重勝式勝馬投票法の投票は、これを無効とする。

第十二條第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の場合のほか、勝馬投票券を発売した後、当該競走につき勝馬がない勝馬投票法の種類があつたときは、当該勝馬投票法の種類についての投票は、これを無効とする。

第十八條の二を削る。

第二十一條の見出しを「競馬の実施に関する事務の委託」に改め、同条中「又は市町村」を「若しくは市町村、日本中央競馬会又は私人」に改める。

第二十二條中「第六條まで、第八條、第九條を「第九條まで」に、「第五條、第八條第一項、第十二條第四項及び」を「第五條第一項及び第二項、第七條第一項及び第二項、第十二條第六項並びに」に改める。

第二十三條を削る。

第二十三條の二中「農林水産省令で定めるところにより」を削り、同条に次の一項を加える。
2 前項の規定による交付金は、競馬の開催ごとに、その終了した日から三十日を超えない範囲内において農林水産省令で定める期間内に交付しなければならない。

第二十三條の二を第二十三條とする。
第三章中第二十三條の三十を第二十三條の三十と
七とし、第二十三條の二十九を第二十三條の三十
六とし、第二十三條の二十八を第二十三條の三十
五とする。

第二十三條の二十七の見出しを「交付金の使
途」に改め、同条第一項中「第二十三條の二の規
定により」を「一号交付金として」に改め、「同条第
一号の」を削り、同項第一号中「第二十三條の二
第二項第五号」を「第二十三條の二十八第一項第
六号」に改め、同項第二号中「第二十三條の二十
第二項第六号」を「第二十三條の二十八第一項第
七号」に改め、「業務」の下に「(一号交付金に係るも
のに限る。)」を加え、同条第二項を削り、同条を
第二十三條の三十三とし、同条の次に次の一条を
加える。

(区分経理)

第二十三條の三十四 協会は、次の各号に掲げる
経理については、他の経理と区分し、それぞれ
当該各号の区分に応じ、当該各号に定める勘定
を設けて整理しなければならない。

- 一 前条各号に掲げる業務に係る経理 畜産振
興勘定
- 二 第二十三條の二十八第一項第五号に掲げる
業務及びこれに附帯する業務に係る経理 競
馬連携勘定

第二十三條の二十六を第二十三條の三十二とす
る。
第二十三條の二十五第二項中「第二十三條の二
十三第三項」を「第二十三條の二十九第三項」に改
め、同条を第二十三條の三十一とする。

第二十三條の二十四を第二十三條の三十とす
る。
第二十三條の二十三第二項第三号中「前条第一
項第五号」の下に「及び第六号」を加え、同条第三
項中「あたつて」を「当たつて」に、「聞かなければ」
を「聴かなければ」に改め、同条を第二十三條の二
十九とする。

第二十三條の二十二第一項中「協会は、第二十
三條の四」を「協会は、第二十三條の十」に改め、
同項第八号中「第二十三條の四」を「第二十三條の
十」に改め、同条を同項第九号とし、同項第七号
を同項第八号とし、同項第六号中「第二十三條の
二」を「第二十三條第一項」に改め、同条を同項第
七号とし、同項第五号を同項第六号とし、同項第
四号の次に次の一号を加える。

五 認定都道府県等が認定競馬連携計画に基づ
いて行う事業につきその経費を補助するこ
と。

第二十三條の二十二第二項中「前項第八号」を
「前項第九号」に、「行なおう」を「行おう」に改め、
同条を第二十三條の二十八とする。

第二十三條の二十一第四項中「第二十三條の十
二第四項及び第二十三條の十四第二項」を「第二十
三條の十八第四項及び第二十三條の二十第二項」
に改め、同条を第二十三條の二十七とする。

第二十三條の二十を第二十三條の二十六とし、
第二十三條の十五から第二十三條の十九までを六
条ずつ繰り下げる。

第二十三條の十四第二項中「左の」を「次の」に、
「二」を「いずれかに」に改め、同条を第二十三條
の二十とする。

第二十三條の十三を第二十三條の十九とし、第
二十三條の十二を第二十三條の十八とする。

第二十三條の十一第二項及び第三項中「行なう」
を「行う」に改め、同条を第二十三條の十七とす
る。

第二十三條の十を第二十三條の十六とし、第二
十三條の四から第二十三條の九までを六条ずつ繰
り下げる。

第二十三條の三中「行なう」を「行う」に改め、同
条を第二十三條の九とし、同条の前に次の七条を
加える。

(交付金の特例)

第二十三條の二 都道府県又は指定市町村は、次
の各号のいずれにも該当することにより前条第
一項第一号の規定による交付金(以下「一号交付
金」という。)の交付を同条第二項に規定する期

間内に行うことが著しく困難なときは、同項の
規定にかかわらず、当該一号交付金の交付の期
限を延長することができる。

一 その競馬の事業の収支が著しく不均衡な状
況にあり、又は著しく不均衡な状況となるこ
とが確実であると見込まれること。

二 その競馬の事業の収支が著しく不均衡な状
況が引き続き一年以上で農林水産省令で定め
る期間継続することが見込まれること。

2 前項の場合において、当該一号交付金の交付
の期限を延長しようとする都道府県又は指定市
町村は、農林水産省令で定めるところにより、
次に掲げる事項を記載した書類を添付して、あ
らかじめ、農林水産大臣に協議し、その同意を
得なければならない。

一 その交付の期限の延長をしようとする措置
を講ずる期間(以下「特例期間」という。)

二 特例期間においてその交付の期限の延長を
しようとする一号交付金の額の見込み

三 前号の一号交付金の延長後の交付の期限
(以下「特例期限」という。)

四 その他農林水産省令で定める事項

3 特例期間は、三年を超えることができないも
のとし、特例期限は、特例期間の終了の日の翌
日から起算して十年を超えることができないも
のとする。

4 第二項の規定による協議をしようとする都道
府県又は指定市町村は、農林水産省令で定める
ところにより、その競馬の事業の収支の状況及
びその改善に必要な方策その他の農林水産省令
で定める事項を定めた事業収支改善計画を作成
し、当該都道府県又は当該指定市町村の議会の
議決を経て、農林水産大臣に提出しなければな
らない。

第二十三條の三 農林水産大臣は、前条第二項の
協議があつた場合において、次の各号のいずれ
にも該当する場合に限り、同項の同意をするも
のとする。

- 一 その競馬の事業の収支が前条第一項各号の

いずれにも該当すること。

二 事業収支改善計画の確実な履行を通じて、
特例期間の終了後における競馬の事業の収支
の改善及びこれによる一号交付金の安定的な
交付が見込まれること。

2 農林水産大臣は、前条第二項の規定による同
意をしようとするときは、あらかじめ、地方競
馬全国協会の意見を聴かなければならない。

3 前項の場合において、地方競馬全国協会が意
見を述べようとするときは、地方競馬全国協会
の会長は、あらかじめ、第二十三條の二十六第
一項の評議員会の意見を聴かなければならな
い。

4 農林水産大臣は、前条第二項の規定による同
意をしたときは、遅滞なく、地方競馬全国協会
に通知するものとする。

第二十三條の四 都道府県又は指定市町村は、第
二十三條の二の規定により一号交付金の交付の
期限を延長してもなお特例期限内に当該一号交
付金を交付することが著しく困難であると見込
まれるときは、当該一号交付金の特例期限を更
に延長することができる。この場合において
は、延長後の期限は、特例期限の翌日から起算
して三年を超えない範囲内で定めなければなら
ない。

2 第二十三條の二第二項及び第四項並びに前条
の規定は、前項の期限の延長について準用す
る。

第二十三條の五 第二十三條の二第二項(前条第
二項において準用する場合を含む。)の規定によ
る同意を得た都道府県又は指定市町村は、当該
同意に係る事業収支改善計画に従つて競馬の事
業を実施しなければならない。

第二十三條の六 都道府県又は指定市町村は、第
二十三條の二の規定により一号交付金の交付の
期限を延長した場合において、なお特例期限(第
二十三條の四の規定により特例期限を延長した
場合にあつては、その延長後のもの)内に当該
期限の延長の対象となつていない一号交付金(以

下「特例対象交付金」という。を交付することが著しく困難であると見込まれ、かつ、競馬の事業からの撤退（都道府県又は指定市町村が、その議会の議決に基づき、競馬の開催をしなくなることをいう。以下同じ。）をしたときは、第二十三条第一項の規定にかかわらず、当該特例対象交付金の全部又は一部をその競馬の事業からの撤退に伴い必要となる経費に充てることができる。

2 前項の場合において、当該特例対象交付金をその競馬の事業からの撤退に伴い必要となる経費に充てようとする都道府県又は指定市町村は、農林水産省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書類を添付して、あらかじめ、農林水産大臣に協議し、その同意を得なければならぬ。

一 競馬の事業からの撤退の日
二 競馬の事業からの撤退に伴う事務を行うために必要な期間
三 前号の期間内において競馬の事業からの撤退に伴い必要となる経費の総額
四 前号の経費の一部に充てようとする特例対象交付金の額

五 その他農林水産省令で定める事項
3 前項の規定による協議は、当該都道府県又は当該指定市町村の議会の議決を経て、特例期間の終了後一年以内にしなければならない。

4 農林水産大臣は、第二項の協議があつた場合において、同項第四号の額の特例対象交付金を同項第三号の経費に充てることが適当であると認めるときは、同項の同意をするものとする。

5 競馬の事業からの撤退をした都道府県又は指定市町村であつて第二項の規定による同意を得ていたものが再び競馬の開催をしようとするときは、地方競馬全国協会に対し、第一項の規定により競馬の事業からの撤退に伴い必要となる経費に充てた特例対象交付金に相当する金額について、第二項の規定による同意を得た日からその支払の日までの期間に応じ、年五分の割合

で計算した金額を加算して交付しなければならない。

6 第二十三条の三第二項から第四項までの規定は、第二項の規定による同意について準用する。

（競馬連携計画の認定）

第二十三条の七 都道府県又は指定市町村は、共同して、農林水産省令で定めるところにより、競馬の実施に関し相互に連携を図り、その事業の収支の改善を図るための計画（以下「競馬連携計画」という。）を作成し、農林水産大臣の認定を申請することができる。

2 競馬連携計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 競馬連携計画の目標
二 競馬連携計画の期間
三 競馬連携計画の実施による当該都道府県又は当該指定市町村ごとの競馬の事業の収支の改善の程度を示す指標
四 当該都道府県又は当該指定市町村間の競走の編成その他についての調整に関する事項

五 当該都道府県又は当該指定市町村が共同して行う競馬の実施に必要な施設又は設備の設置の事業その他の事業に関する事項
六 競馬連携計画の実施を促進するために必要な協議を行うために当該都道府県又は当該指定市町村が組織する協議会に関する事項その他の競馬連携計画の実施に必要な事項

七 その他農林水産省令で定める事項
3 農林水産大臣は、第一項の規定による認定の申請があつた競馬連携計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

一 競馬連携計画の期間が五年以内であること。

二 競馬連携計画の実施により、当該都道府県又は当該指定市町村の競馬の事業の収支の改善が相当程度見込まれること。
農林水産大臣は、第一項の認定をしたとき

は、遅滞なく、地方競馬全国協会に通知するものとする。

（競馬連携計画の変更等）

第二十三条の八 前条第一項の認定を受けた都道府県又は指定市町村（次項及び第二十三条の二十八第一項第五号において「認定都道府県等」という。）は、当該認定に係る競馬連携計画を変更しようとするときは、共同して、農林水産大臣の認定を受けなければならない。

2 農林水産大臣は、認定都道府県等が当該認定に係る競馬連携計画（前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定競馬連携計画」という。）に従つて競馬の事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 前条第三項及び第四項の規定は第一項の規定による変更の認定について、同条第四項の規定は前項の規定による認定の取消しについて準用する。

第二十四条の次に次の一条を加える。

（競馬の停止）
第二十四条の二 農林水産大臣は、日本中央競馬会、都道府県又は指定市町村が、この法律若しくはこの法律に基づいて発する命令に違反して競馬を行つたとき、又は第三條の二若しくは第二十一条の規定により競馬の実施に関する事務の委託を受けた場合において当該委託に係る事務の執行としてこの法律若しくはこの法律に基づいて発する命令に違反して競馬の実施に関する事務を行つたときは、日本中央競馬会、当該都道府県又は当該指定市町村に対し、競馬の停止若しくは委託に係る競馬の実施に関する事務の執行の停止を命じ、又は必要によりこれらの事項を併せて命ずることができる。

2 農林水産大臣は、第三條の二又は第二十一条の規定により競馬の実施に関する事務の委託を受けた市町村（指定市町村を除く。）又は私人（以下「競馬事務受託者」という。）が、当該委託に係る事務の執行として、この法律又はこの法律に

基づいて発する命令に違反して競馬の実施に関する事務を行つた場合には、当該競馬事務受託者に対し、委託に係る競馬の実施に関する事務の執行の停止を命ずることができる。

3 都道府県知事は、指定市町村がこの法律又はこの法律に基づいて発する命令に違反して地方競馬を行つた場合は、農林水産大臣の承認を得て、当該指定市町村に対し地方競馬の停止を命ずることができる。

第二十五条第一項中「農林水産大臣は、」を「農林水産大臣は、」に、「受託市町村」を「競馬事務受託者」に、「都道府県知事は、」を「都道府県知事は、」に、「地方競馬」を「競馬」に改め、同条第三項中「行なう」を「行う」に、「受託市町村」を「競馬事務受託者」に改める。

第二十八条中「学生生徒又は」を削る。
第二十九条中「一」を「いづれかに」に改め、同条第二号中「競走の下に（日本中央競馬会が第二十一条の規定により委託を受けて競馬の実施に関する事務を行う場合には、当該競馬の競走を含む）」を加え、同条第三号中「指定市町村職員、受託市町村職員を市町村職員」に改め、同条第七号を同条第八号とし、同条第四号から同条第六号までを一号ずつ繰り下げ、同条第三号の次に次の一号を加える。

四 第三條の二の規定により委託を受けて競馬の実施に関する事務を行う都道府県、市町村又は地方自治法第二百八十四条第一項の一部事務組合若しくは広域連合の職員であつて当該委託を受けた事務に関係するものにあつては、中央競馬の競走について

第四章中第二十九条の次に次の一条を加える。
（勝馬投票類似の行為の特例）
第二十九条の二 日本中央競馬会の職員は中央競馬の競走に関し、都道府県又は指定市町村の職員は地方競馬の競走に関し、農林水産省令で定めるところにより農林水産大臣の許可を受け、勝馬投票類似の行為をすることができ、

2 農林水産大臣は、第三十条（第三号に係る部

分に限る。の規定に違反する行為に関する情報を収集するために必要があると認めるときでなければ、前項の許可をしてはならない。

第三十二条の七中「第二十三条の二十七第一項」を「第二十三条の三十三に改める。

第三十二条の八中「をしたの下に」を「競馬事務受託者私人に限る。」又は「を加える。

第三十二条の九中「二」を「いづれかに」に改め、同条第二号中「第二十三条の七第一項」を「第二十三条の十三第一項」に改め、同条第三号中「第二十三条の二十二第一項」を「第二十三条の二十八第一項」に改め、同条第四号中「第二十三条の二十七第二項」を「第二十三条の三十四」に改め、同条第五号中「第二十三条の二十九第二項」を「第二十三条の三十六第二項」に改める。

第三十二条の十中「第二十三条の八」を「第二十三条の十四」に改める。

第三十三条中「一」を「いづれかに」に改め、同条第二号中「した者」の下に「(第二十九条の二第一項の規定による許可を受けた場合を除く。)」を加える。

第三十五条を附則第一条とし、第三十六条を附則第二条とし、第三十七条を附則第三条とし、第三十八条から第四十条までを削り、第四十一条を附則第四条とし、同条の次に次の二条を加える。

(協会の行う業務に必要な資金の確保)
第五条 協会は、平成十七年度から平成二十一年度までに限り、第二十三条の三十三の規定にかかわらず、第二十三条の二十八第一項第五号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に必要な経費の財源に充てるため、農林水産大臣の承認を受けた金額を畜産振興勘定から競馬連携勘定に繰り入れることができる。

2 日本中央競馬会は、平成十七事業年度から平成二十一事業年度までに限り、日本中央競馬会法第二十九条の二第五項の規定にかかわらず、協会が行う次に掲げる業務に必要な経費の財源に充てるため、同条第一項の特別振興資金からそれぞれ農林水産大臣の定める金額を協会に交

付するものとする。

一 第二十三条の二十八第一項第五号に掲げる業務

二 競走馬生産振興業務(地方競馬の事業からの撤退、認定競馬連携計画の実施その他の地方競馬をめぐる情勢の変化に対応して行う競走馬の生産の振興に資するための事業につきその経費を補助する業務をいう。次条において同じ。)

(競走馬生産振興業務に係る勘定)
第六条 協会は、政令で定める期限までの間、第二十三条の三十四の規定にかかわらず、競走馬生産振興業務及びこれに附帯する業務に係る経理については、他の経理と区分し、特別の勘定(次項及び第三項において「競走馬生産振興勘定」という。)を設けて整理しなければならない。

2 前項の規定により競走馬生産振興勘定が設けられる場合には、第二十三条の三十四第一号中「業務」とあるのは「業務(競走馬生産振興業務及びこれに附帯する業務を除く。)」と、第三十二条の九第四号中「第二十三条の三十四」とあるのは「第二十三条の三十四又は附則第六条第一項」とする。

3 協会は、第一項の政令で定める期限の翌日に競走馬生産振興勘定を廃止するものとし、その廃止の際競走馬生産振興勘定に属する資産及び負債については、畜産振興勘定に帰属させるものとする。

第四十二条を削る。

別表中「第二十三条の二関係」を「第二十三条第一項関係」に改める。

附録中「附録」を「付録」に改め、附録第一号算式中「の数」の下に「(勝馬投票の的中者がいない場合にあっては、「一」を加え、「第九条」を「第八条」に改め、附録第二号算式の次に次のように加える。

第三号算式
$$\frac{A}{P} \times a$$

Aは、出走したすべての馬に対する勝馬投票券の総券面金額とする。

Pは、第一号算式のPに同じ。

aは、百分の五以内で中央競馬及び地方競馬ごとに農林水産大臣が定める率とする。

附則
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十七年一月一日から施行する。

(払戻金の交付に関する経過措置)
第二条 この法律の施行前に実施された競走に係るこの法律による改正前の競馬法第八條(同法第二十二條において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による払戻金の交付については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)
第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(日本中央競馬会法の一部改正)
第四条 日本中央競馬会法(昭和十九年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。

第二十条第二項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 競馬法第二十一条の規定により委託を受けて競馬の実施に関する事務を行うこと。

第二十七条第一項中「第十二条第四項」を「第十二条第六項」に改める。

(競馬法及び日本中央競馬会法の一部を改正する法律の一部改正)
第五条 競馬法及び日本中央競馬会法の一部を改正する法律(平成三年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

附則第二条から第四条までを次のように改める。

第二条から第四条まで 削除。

(競馬法及び日本中央競馬会法の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置)
第六条 この法律の施行前に実施された競走につ

いては、前条の規定による改正前の競馬法及び日本中央競馬会法の一部を改正する法律附則第二条及び第三条の規定は、平成十七年三月三十一日までの間、なおその効力を有する。

2 日本中央競馬会は、平成十七年三月三十一日において、前項の規定によりなおその効力を有するものとされる前条の規定による改正前の競馬法及び日本中央競馬会法の一部を改正する法律附則第二条第四項において読み替えて準用する日本中央競馬会法第二十九条の二第一項の特別給付資金(以下この項において「特別給付資金」という。)を廃止するものとし、その廃止の際特別給付資金に属する資産及び負債については、同法第二十九条の二第一項の特別振興資金に帰属させるものとする。

理由

近年の競馬の売上額の減少に伴う競馬主催者の厳しい事業収支の状況にかんがみ、競馬の実施に関する事務の委託等に係る規制を緩和するとともに、地方競馬主催者に対する必要な支援等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成十六年六月十日印刷

平成十六年六月十一日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

K